

柏崎刈羽原子力発電所1号機
新潟県中越沖地震後の設備健全性に係る
点検・評価計画書
(改訂2)

平成22年2月2日
東京電力株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 点検・評価の計画の策定	1
2.1. 点検・評価の位置付け	1
2.2. 点検・評価に関する基本的な考え方	1
2.2.1 機器レベルの点検・評価	1
2.2.2 系統レベルの点検・評価	2
2.3. 参照法令・規格基準等	4
3. 機器レベルの点検・評価	5
3.1. 設備点検	6
3.1.1 点検対象設備	6
3.1.2 点検方法策定にあたっての基本的考え方	6
3.1.3 点検方法の策定	6
3.1.4 安全管理	10
3.2. 地震応答解析	11
3.2.1 解析対象設備	11
3.2.2 解析方法	11
3.3. 総合評価	17
3.3.1 設備点検で異常が確認されなかった場合	17
3.3.2 設備点検で異常が確認された場合	18
4. 系統レベルの点検・評価	19
4.1. 対象系統	20
4.2. 試験方法の策定	20
4.3. 系統健全性の評価	23
5. 記録	24
6. 点検・評価の体制	24
7. スケジュール	25
8. 添付資料	25

1. はじめに

本計画書は、「新潟県中越沖地震を受けた柏崎刈羽原子力発電所の設備の健全性に係る点検・評価計画について（経済産業省 平成 19・11・06 原院第 2 号 平成 19 年 11 月 9 日）」を受け、柏崎刈羽原子力発電所 1 号機における点検・評価の計画を纏めたものである。

2. 点検・評価の計画の策定

2.1. 点検・評価の位置付け

当社においては、これまで、新潟県中越沖地震（以下、「本地震」という）後の設備点検として、耐震設計に関する知見を有する技術者による目視点検や安全上重要な機器に対する機能確認試験等を実施し、冷温停止状態が安全に維持可能であることを確認している。

今回の点検・評価の位置付けは、

- ・ 既に確認されている設備の損傷、本地震後の機器の運転状況を踏まえつつ、個別の設備（機器レベル）の損傷の有無、損傷の程度、原因について確認を行うこと
- ・ 機器レベルの健全性が確認された後に、系統レベルの健全性を確認し、系統に要求される機能が正常に発揮されることを確認すること
- ・ 今回の点検以降に計画・実施する、原子炉の蒸気を発生することが可能となった時期以降に行う性能確認試験等に先立ち、地震による設備への影響を確認すること

である。

2.2. 点検・評価に関する基本的な考え方

2.2.1 機器レベルの点検・評価

機器レベルの点検・評価とは、設備点検、地震応答解析による評価および両者の結果を踏まえた設備健全性の総合評価をいう。

設備点検では、各設備の特徴に応じて各設備が受けた地震による影響を、点検・試験等によって確認し、地震応答解析では、本地震の観測波にもとづく各設備の解析的な評価を実施する。

設備点検は、各設備に共通的に実施する目視点検、作動試験等の基本点検、および基本点検の結果や地震応答解析結果等に応じて実施する分解点検、非破壊試験等の追加点検からなる。

機器レベルの点検・評価に関する基本的な考え方は以下のとおり。（図-2.1 参照）

- ・ 原子炉安全上重要な設備については、基本点検とあわせて地震応答解析を実施し、さらに、基本点検において異常が確認された設備および地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備については追加点検を実施する。
- ・ その他の設備については、設備点検を主体に実施し、基本点検において異常が確認された設備に対し追加点検を実施する。
- ・ 設備点検および地震応答解析による評価の両者の結果を踏まえ、設備健全性の総合評価を行う。

2.2.2 系統レベルの点検・評価

系統レベルの点検・評価とは、系統レベルの健全性を確認する試験（以下、「系統機能試験」という）および系統レベルの健全性の評価（以下、「系統健全性の評価」という）をいう。

系統機能試験では、系統の運転等によって、インターロック、警報の作動、弁の作動、系統流量等の状況を確認し、系統健全性の評価では、系統機能試験の結果から、系統全体の機能が正常に発揮されることを総合的に評価する。

なお、系統機能試験は、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認された後に実施する。（図-2.1 参照）

機器レベルの点検・評価の範囲

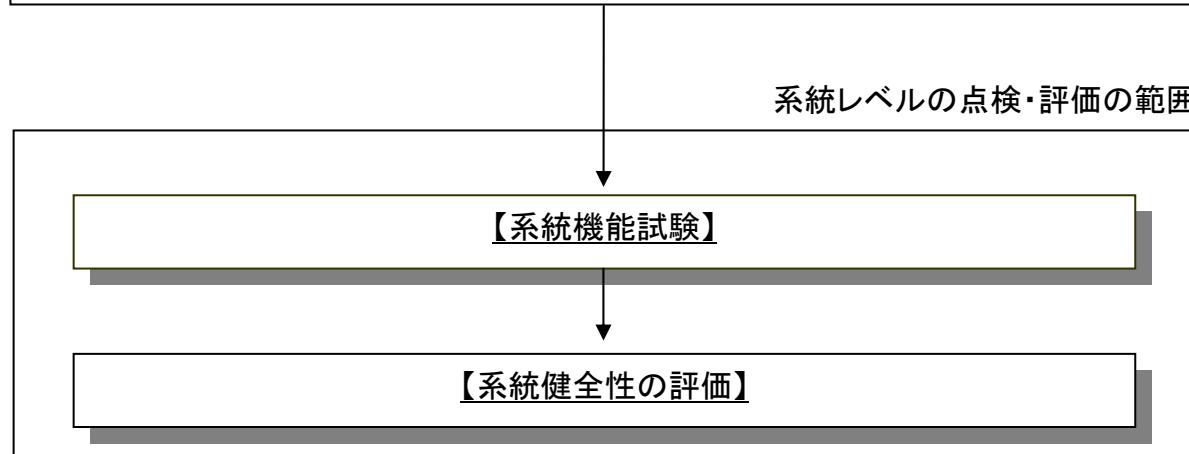
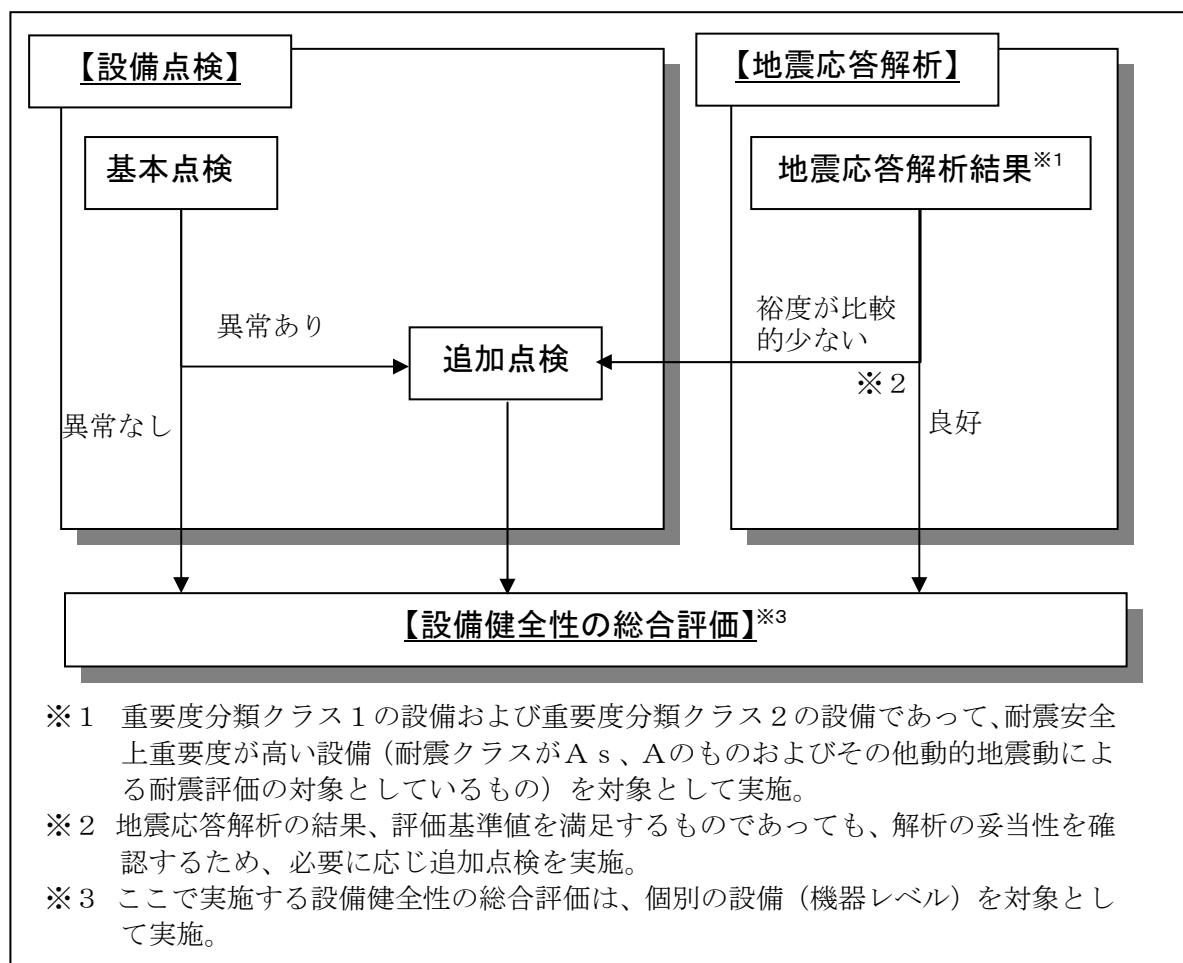


図-2.1 点検・評価の全体フロー

2.3. 参照法令・規格基準等

今回の点検計画の策定は、柏崎刈羽原子力発電所1号機における、保守管理の一環として実施する観点から、柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定にて適用している「日本電気協会 原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2003)」および「日本電気協会 保守管理規程 (JEAC4209-2003)」に基づき実施する。

また、点検・評価にあたって参考する法令・規格基準等については以下のとおり。

- ・ 電気事業法
- ・ 電気工作物の接続に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 発電用原子力設備に関する構造等の技術基準
- ・ 日本工業規格 (JIS)
- ・ 電気学会電気規格調査会規格 (JEC)
- ・ 日本電機工業会規格 (JEM)
- ・ 日本電気協会電気技術規程 (JEAC)
- ・ 日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格
- ・ 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針
- ・ 日本電気協会軽水型原子力発電所の運転保守指針 (JEAG4803)
- ・ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針
- ・ 日本電気協会原子力発電所耐震設計技術指針 (JEAG4601) 等

3. 機器レベルの点検・評価

- 3. 1 設備点検
- 3. 2 地震応答解析
- 3. 3 総合評価

3.1. 設備点検

3.1.1 点検対象設備

電気事業法にもとづく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての設備とする（添付資料-1 参照）。また、耐震上、考慮している支持構造物等については、工事計画書に記載がない場合も点検対象とする。

なお、以下の場合は、代表設備または代表部位による点検を実施できるものとする。

- ・ 同一の設備が複数存在する場合は、地震応答の観点から、点検対象設備を選定する。
- ・ 配管系のように類似設備が多数存在する場合は、設計時の余裕度（算出値と許容値の余裕度等）、仕様、使用条件等を考慮して点検対象設備を選定する。

3.1.2 点検方法策定にあたっての基本的考え方

点検方法の策定にあたっては、以下を考慮して策定する。

- ① 各設備の種類、設置方法等から地震時に想定される損傷の形態を分析し、点検手法に反映させる。
- ② 安全上重要な機能を有する動的機器、計装系、安全保護系等については、機能確認試験を点検方法に盛り込むこと。
- ③ 現場における点検によって十分に健全性が証明できないと考えられる場合は、適宜モックアップ試験等の実施を検討すること。
- ④ 作業員被ばく低減、人身安全等の観点から点検が困難な場合は、合理的な点検を策定すること。

3.1.3 点検方法の策定

(1) 点検対象設備の分類

点検方法を策定するにあたり、原子力発電所耐震設計技術指針における機種分類を参考に、点検対象設備を地震による機能・構造への影響が類似していると考えられる機種に分類する。（表-3.1 参照）

表-3.1 点検対象設備分類一覧

動的機器	静的機器
1) 立形ポンプ	21) 原子炉圧力容器および付属機器
2) 横形ポンプ	22) 炉内構造物
3) 往復動式ポンプ	23) 配管
4) ポンプ駆動用タービン	24) 燃料ラック類
5) 電動機	25) 熱交換器
6) ファン	26) 復水器、給水加熱器、湿分分離器
7) 冷凍機	27) プールライニング
8) 空気圧縮機	28) 変圧器
9) 弁	29) 蓄電池
10) ダンパ	30) 遮断器
11) 非常用ディーゼル発電機	31) 計器、継電器、調整器、検出器、変換器
12) 制御棒	32) 原子炉格納容器および付属機器
13) 制御棒駆動機構	33) アキュムレータ
14) 主タービン	34) ろ過脱塩器
15) 発電機	35) ストレーナ、フィルタ
16) 再循環ポンプ	36) 空気抽出器
17) 燃料取替機	37) 除湿塔
18) クレーン	38) タンク
19) M-Gセット流体継手	39) 計装ラック
20) 固化装置 ^注	40) 制御盤・電源盤 41) 空調ダクト 42) 燃料体（燃料集合体およびチャンネルボックス） 43) 再結合装置 44) 電気ヒータ 45) ボイラ 46) 特殊フィルタ 47) 焼却装置

注) 固化装置は、これまで使用しておらず、今後も使用する見込みがないことから点検対象外とする。

※ 原子炉建屋等の建物・構築物については、その構造特性に応じた点検および構造評価を行うこととする。

(2) 各機種における点検方法

各設備が本地震を受けたことを考慮し、地震の影響が及ぶ可能性のある部位に着目した点検を行う必要がある。そこで、各機種ごとに要求機能の整理と、各部位への地震による損傷要因の想定を行ったうえで、要求機能の喪失に至る各部位の損傷形態を整理し、それぞれの損傷形態に応じた点検手法を選定する。

各機種ごとに基本点検および追加点検の手法は異なるが、運転状態の確認による点検が有効な動的機器、構造強度の確認が主体となる静的機器、一般に地震による影響が考慮され、各機種全般にわたる共通的な確認が必要な支持構造物等について、基本点検、追加点検の概要を整理すると下記のとおりとなる。

a. 動的機器

動的機器は、回転、開閉等の機能が要求されており、地震力による軸受等の損傷が想定されるが、これらの兆候の確認には、外観の確認や機器の運転状態における性能低下、振動等の確認が有効であると考えられるため、目視点検、作動試験を主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、以下の設備については追加点検として分解点検を行う。

- ・ 基本点検の結果、異常が確認された設備
- ・ 地震後の運転状況、運転データから分解点検を実施することが望ましいと判断した設備
- ・ 駆動源が蒸気である等の理由により、停止中に作動試験の実施が困難な設備

なお、作動試験等からは確認困難な、機能上影響のない微細なきず等についても念のために把握するとの観点から、各機種毎に適切な代表設備を選定して分解点検を実施することも考慮する。

b. 静的機器

配管、熱交換器等には耐圧、強度等の機能が要求されており、地震力による変形、割れ等の発生が想定されるが、これらの確認には、外観の確認や通水状態における漏えい確認等が有効であると考えられるため、目視点検、漏えい試験を主体とした基本点検を実施する。なお、復水器等、プラント運転状態が負圧となる設備については、真空上昇操作を実施し、インリーフ試験による漏えい確認を実施する。

燃料体（燃料集合体およびチャンネルボックス）は、制御棒挿入性の確保（チャンネルボックス）、崩壊熱除去可能な形状の維持（燃料被覆管）が要求されており、地震力による変形等の発生が想定されるが、これらの確認には、外観の確認等が有効であると考えられるため、目視点検を主体とした基本点検を実施する。

また、計器、遮断器等の電気計装機器には機器性能の健全性が要求されており、地震力による機器本体の損傷や機能不全が想定されるが、これらの確認には、目視点検や絶縁抵抗測定、機能確認試験等が有効であると考えられるため、これらを主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、基本点検の結果、異常が確認された設備については、追加点検として非破壊試験、寸法確認等を行う。

c. 支持構造物等

耐震上、考慮している支持構造物等は、主に機器基礎部、支持脚、静的レストレイント、動的レストレイント等から構成され、これらには、構造、強度等の機能が要求されている。地震力により支持構造物本体の変形等やコンクリート定着部等の損傷（基礎ボルトの損傷、コンクリートのひび割れ等）が想定されるが、これらの確認には、変形や移動痕等に対する外観上の確認が有効であると考えられるため、目視点検を主体とした基本点検を実施する。

さらに、地震応答解析により裕度が比較的少ないものと判断された設備の他、基本点検の結果、異常が確認された設備については、追加点検として

非破壊試験、表面検査等を行う。なお、動的レストレインントについては走行試験もしくは分解点検を行う。

d. その他

- ・基本点検の実施が困難な設備については、当該設備の追加点検、類似仕様の他設備の基本点検または追加点検結果、ないしは地震応答解析結果等を以て代替点検とする。
- ・これまでに確認されている設備の損傷その他の不具合事例を踏まえて、適切な点検手法を策定する。
- ・本計画に則り得られる点検の結果および知見については、今後、策定する他の号機の点検・評価計画に適切に反映する。

(3) 評価方法

設備点検の手順および判定基準については、原則として、これまでの保守点検等において用いられる規格・指針等（表-3.2 参照）を準用して策定するが、準用が困難である場合には技術的に妥当であると確認されたものを採用するなど、各点検対象設備ごとに手順および判定基準を適切に策定する。

表-3.2 各点検・評価方法の判定基準一覧

検査手法	手順および判定基準	
目視点検	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-3	等
漏えい試験	・日本機械学会発電用原子力設備規格 維持規格 VT-2	等
作動試験	・定例試験実施時の値 ・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準 ・軽水型原子力発電所の運転保守指針（JEAC4803-1999）	等
絶縁抵抗測定	・電気設備に関する技術基準を定める省令	等
機能確認試験	・定期事業者検査等の機能・性能試験における手順および判定基準	等
分解点検	・定期事業者検査等の分解検査における手順および判定基準	等

3.1.4 安全管理

安全上重要な設備の点検にあたっては、マニュアル等（店所業務取扱文書「原子力プラント停止時の安全管理要領」等）を遵守して事前に他系統の運転状況、インターロックその他の安全機能のチェックを確実に実施し、原子力安全の確保を確実にする。

3.2. 地震応答解析

3.2.1 解析対象設備

重要度分類クラス1の設備および重要度分類クラス2の設備であって、耐震安全上重要度が高い設備（耐震クラスがA_s、Aのものおよびその他動的地震動による耐震評価の対象としているもの）について地震応答解析を実施する。評価にあたり、下記の観点から解析対象設備を選定する。

- 同一の設備が複数存在する場合は、据付床の床応答等を考慮して解析対象設備を選定する。
- 配管系のように類似設備が多数存在する場合は、設計時の余裕度（算出値と許容値の余裕度等）、仕様、使用条件等を考慮して解析対象設備を選定する。

3.2.2 解析方法

(1) 地震応答解析の概要

本地震に対する設備の地震応答解析は、地震時に観測した水平方向および鉛直方向の地震記録を用いた動的解析によることを基本とし、機器・配管系の応答性状を適切に表現できるモデルを設定した上で応答解析を行い、その結果求められた応力値、または応答加速度をもとに評価する。

原子炉建屋内の大型機器である原子炉格納容器、原子炉圧力容器および炉内構造物等の評価にあたっては、水平地震動と鉛直地震動による建屋・機器連成応答解析を行う。また、それ以外の機器・配管系の評価については、当該設備の据付床の水平方向および鉛直方向それぞれの床応答を用いた応答解析等を行う。

地震応答解析においては、設備の構造強度評価および動的機能維持評価を行う。

構造強度評価に際しては、設備の評価部位として、地震力の影響が大きいと考えられる部位（固定部等）、設計時の評価にて余裕度の小さい部位（許容値に対して算出値が厳しい部位）を選定する。

動的機能維持評価に際しては、地震時に動的機能が要求される動的機器を選定する。また、選定した動的機器の据付床における応答加速度と機能確認済加速度との比較を基本として動的機能維持評価を行う。

(2) 地震応答解析に用いる建屋応答加速度

本地震が観測された階については観測記録を用い、それ以外の階については、観測記録をもとに建屋応答解析で算出された建屋応答加速度を用いる。建屋応答加速度は、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会にて確認された値を用いる。

なお、建設時の床応答スペクトルの作成においては、建屋の地震応答の不確かさ（地盤物性、建屋剛性、地盤ばね定数の算出式および減衰定数、模擬地震波の位相特性等）を考慮して拡幅が行われるが、本評価では、観測記録、または観測記録にもとづく建屋応答解析による応答加速度を用いるため拡幅は行わない。

(3) 構造強度評価の方法

地震応答解析のうち構造強度評価は、設計時と同等の評価（スペクトルモーダル解析法等）を実施することを基本とするが、規格基準の範疇で評価の合理化を行うことも考慮する。また、余裕度の大きな設備については、簡易評価（応答倍率法等）の結果を算出値とする。評価の手順を図3-1に示す。

なお、疲労による影響が比較的大きいと考えられる設備については、構造強度評価にあわせて疲労評価も実施する。

a. 簡易評価(応答倍率法による評価)

大型機器である原子炉格納容器、原子炉圧力容器および炉内構造物等については、観測記録にもとづく地震力（加速度、せん断力、モーメント、軸力）と設計時における地震力との比を求め、設計時の応力に乗じることにより算出値を求め、評価基準値と比較する。

また、それ以外の機器については、本地震の観測記録にもとづく床の最大応答加速度と設計時における床の最大応答加速度の比、またはそれぞれの床応答スペクトルの比を求め、設計時の応力に乗じることにより算出値を求め、評価基準値と比較する。

b. 設計時と同等の評価

簡易評価（応答倍率法等）により、評価基準値を満足しない設備については、設計時と同等の評価を行い算出値を求め、評価基準値と比較する。

配管系は、スペクトルモーダル解析法による評価を行い算出値を求め、評価基準値と比較する。

なお、必要に応じて下記の条件を考慮する。

- ・燃料装荷の有無等、運転状態を考慮した条件の適用 ※
- ・これまでの試験、研究等により妥当性が確認された評価手法、評価パラメータの適用
- ・床応答加速度の方向成分（NS/EW）を考慮
- ・解析モデルの精緻化

c. 詳細評価

「b. 設計時と同等の評価」にて評価基準値を満足できない場合には、より現実に近い応答が得られるよう、解析モデルへの有限要素法の適用、時刻歴解析の採用、減衰定数の見直し等、規格基準の範疇で評価の合理化を行う。

d. 評価基準値

構造強度評価の評価基準値は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-補・1984、JEAG4601-1987、JEAG4601-1991 追補版」に規定される許容応力状態ⅢASにおける許容応力を用いる。

許容応力は、設計時に用いられた値を基本とするが、運転状態における温度を考慮して値を設定することも考慮する。

(4) 動的機能維持の評価方法

動的機能維持に関する評価は、地震観測記録にもとづき評価対象設備の応答加速度を求め、その加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。なお、機能確認済加速度とは、立形ポンプ、横形ポンプ、およびポンプ駆動用タービン等、機種ごとに試験あるいは解析により、動的機能維持

が確認された加速度である。

機能確認済加速度は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991
追補版」に準拠するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。

- ※ 1号機については、地震発生時に原子炉開放中であり、全燃料が炉心から取出された状態であったことから、燃料装荷無し等の実際の荷重条件を考慮して評価を行う。従って、燃料及び制御棒の地震時挿入性についての地震応答解析は必要ない。

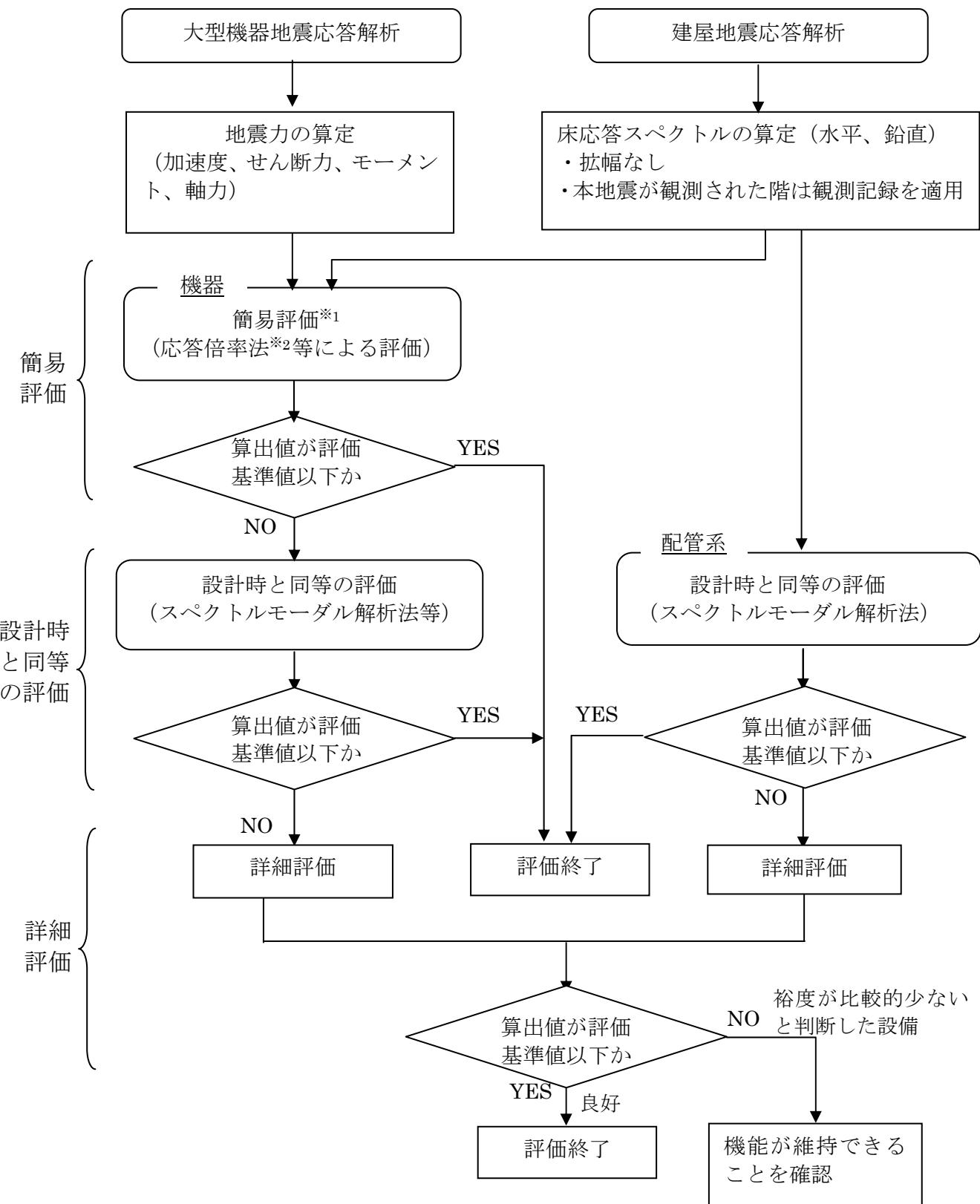


図 3-1 地震応答解析の手順

※ 応答倍率法による評価

地震観測記録にもとづく地震力による算出値は、以下の方法で求める。

- ① 地震観測記録にもとづく = 設計時の応力 × 応答比
地震力による算出値 (地震および地震以外による応力)
- ② 地震観測記録にもとづく = 設計時の応力 + 設計時の応力 × 応答比
地震力による算出値 (地震以外による応力) (地震による応力)

上記の応答比は以下による。

- (a) 原子炉圧力容器や炉内構造物等、算出値を求めるにあたり、加速度、せん断力、モーメント、軸力を用いる機器

応答比 1 : 地震観測記録にもとづく地震力と設計時の地震力との比 (加速度、せん断力、モーメント、軸力毎に応答比を算定)

- (b) ポンプの基礎ボルト等、算出値を求めるにあたり、水平加速度、鉛直加速度を用いる機器

応答比 2 : 地震観測記録にもとづく水平加速度と鉛直加速度の二乗和平方根と設計時の水平加速度と鉛直加速度の二乗和平方根との比

3.3. 総合評価

設備点検および地震応答解析による評価の両者の結果を踏まえ、設備健全性の総合評価を行う。基本的な考え方は、以下のように設備点検で異常が確認されなかつた場合と異常が確認された場合に分けて評価を実施する。

3.3.1 設備点検で異常が確認されなかつた場合

(1) 構造強度評価

① 設備点検結果が良好で、かつ、地震応答解析において評価基準を満足する設備については、設備健全性を満足するものと評価する。

② 設備点検結果が良好にもかかわらず、地震応答解析において評価基準を満足しないとの結果が得られた設備については、

- ・ 地震応答解析がなお余裕度を有している可能性、ないしは、
- ・ 実施可能な設備点検手法によっては地震による設備への微小な影響が把握できない可能性

を考慮し、モックアップ試験、構造強度解析の合理化（規格基準の範疇に対し、より現実的な計算結果を与える合理的解析の実施）等により当該設備が十分な構造強度を有することが確認できる場合には、設備健全性を満足するものと評価する。

なお、当該設備の補修、補強または取替を実施する場合には、この限りではない。

表-3.3 設備強度に関する総合評価(解析-点検)

		設備点検：問題なし
地震応答解析 規格基準の範 疇での評価	①算出値 $< \text{III}_{\text{AS}}$	評価終了 (損傷はなく算出値は III_{AS} 以内)
	②算出値 $> \text{III}_{\text{AS}}$	・モックアップ試験等 ・追加評価（規格基準の範疇に対し、より現実的な計算結果を与える合理的解析の実施）

(2) 動的機能維持評価

動的機能維持に関する総合評価は、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」に準拠し、下記のように実施する。

- ① 設備点検（分解点検、作動試験等）結果が良好で、かつ、応答加速度が機能確認済加速度を満足する設備については、設備健全性を満足するものと評価する。
- ② 応答加速度が機能確認済加速度を満足しない場合、基本点検（目視試験、作動試験）に加え、前述のように追加点検（分解点検）を実施する。損傷箇所が確認されない場合、当該設備は機能確認済加速度を超えて機能維持が可能であると考え、設備は健全性を有しているものと評価する。

表-3.4 動的機能維持に関する総合評価(解析-点検)

		設備点検：問題なし
地震応答解析	①応答加速度 <機能確認済加速度	評価終了
設備の応答加速度を算定し、機能確認済加速度と比較	②応答加速度 >機能確認済加速度	・追加点検（分解点検）を実施し、損傷箇所が確認されない場合、評価基準である機能確認済加速度が余裕度を有しているものと評価

3.3.2 設備点検で異常が確認された場合

(1) 構造強度評価

設備点検結果が良好ではない設備については、損傷原因の究明を行うとともに補修、補強、取替ないしは、損傷の設備健全性に与える影響の検討等の対策を講じる。

(2) 動的機能維持評価

設備点検（作動試験、分解点検等）において異常が認められた場合には、原因の究明を実施するとともに、破損箇所があれば補修、補強または取替を実施する。

4. 系統レベルの点検・評価

- 4. 1 対象系統**
- 4. 2 試験方法の策定**
- 4. 3 系統健全性の評価**

4.1. 対象系統

対象系統は電気事業法に基づく事業用電気工作物の工事計画書に記載のある全ての系統とする（表-4.1 参照）。

4.2. 試験方法の策定

(1) 実施する試験

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」にて要求される系統機能を確認するため、電気事業法第55条に基づく定期事業者検査の項目のうち、系統の機能を確認する検査項目（添付資料-2 参照）を系統機能試験として実施する（表-4.1 参照）。

(2) 試験方法

系統機能試験は、検出器等の模擬作動信号あるいは手動によって系統を作動（模擬作動を含む）させ、

- ・ 論理回路の作動状況（警報表示、遮断器の作動等）
- ・ 機器の実作動状況（中操ランプ表示、現場開度計、ポンプ作動時間、弁作動時間）
- ・ 系統流量
- ・ 漏えい率

など、系統の状態を確認するためのパラメータを確認する。なお、それぞれの試験の具体的な試験方法（手順、判定基準等）については、定期事業者検査にて実施される方法を用いる。

また、地震影響に特に注意する観点から、以下の項目については重点的に確認する（添付資料-3 参照）。

a. 試験実施前の前提条件の確認

系統機能試験実施前の前提条件の確認として、試験に係わる設備の健全性が、機器レベルの点検・評価によって確認されていること及び系統機能試験に関連する定期事業者検査が完了していることを確認し、系統機能試験時に実作動の状態を確認しない論理回路確認等については、定期事業者検査の記録を個別に確認する。

b. インターロックから実作動までの一連の作動状態の確認

インターロックから実作動までの一連の作動試験となる検査については、以下の実作動の状態を確認する。

- ① 弁の開度・作動状態
- ② ポンプ・ファンの作動状態
- ③ その他の作動機器の状態

なお、試験項目に応じて、現場での確認を実施し、確認が困難なものにあっては、測定値等により確認する。また、これらの確認においては振動診断等も活用し実施する。

c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認

設備点検で異常が確認された設備は、系統機能試験前に健全であることを確認するが、系統機能試験時に当該設備が作動する場合は、異常の内容を考慮し、復旧状態が健全であることを重点的に確認できる確認項目を定め、これを確認する。

d. 前回の試験結果(地震前)との比較

今回の試験結果については、判定基準を満たしていることに加え、前回の試験結果（地震前）との比較を行い、評価する。

表-4.1 系統機能試験一覧

対象系統	系統機能試験
(1) 原子炉本体	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止余裕試験^{*1}
(2) 原子炉冷却系統設備	<ul style="list-style-type: none"> 主蒸気隔離弁機能試験 非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却系機能試験 自動減圧系機能試験 タービンバイパス弁機能試験 給水ポンプ機能試験
(3) 計測制御系統設備	<ul style="list-style-type: none"> 制御棒駆動系機能試験^{*1} ほう酸水注入系機能試験 原子炉保護系インターロック機能試験 計装用圧縮空気系機能試験 制御棒駆動機構機能試験^{*1} 選択制御棒挿入機能試験^{*1}
(4) 燃料設備	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉建屋天井クレーン機能試験
(5) 放射線管理設備	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ガス処理系機能試験 中央制御室非常用循環系機能試験
(6) 廃棄設備	<ul style="list-style-type: none"> 液体廃棄物処理系機能試験 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験（その1） 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験（その2） 固体廃棄物処理系焼却炉機能試験 固体廃棄物貯蔵庫管理状況試験
(7) 原子炉格納施設	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器漏えい率試験^{*1} 原子炉格納容器隔離弁機能試験 可燃性ガス濃度制御系機能試験 原子炉格納容器スプレイ系機能試験 原子炉建屋気密性能試験 主蒸気隔離弁機能試験
(8) 非常用予備発電装置	<ul style="list-style-type: none"> 非常用ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機, 高圧炉心スプレイ系, 低圧炉心スプレイ系, 低圧注水系, 原子炉補機冷却系機能試験 非常用ディーゼル発電機定格容量確認試験 直流電源系機能試験
(9) 電気設備	対象なし ^{*2}
(10) 蒸気タービン	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気タービン性能試験（その2）^{*3}
(11) 補助ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> 補助ボイラー試運転試験（その1） 補助ボイラー試運転試験（その2） 補助ボイラー試運転試験（その3）

※1 燃料装荷状態で実施する試験

※2 原子炉の蒸気発生以前に実施する試験はなし

※3 原子炉の蒸気発生以降に実施する試験を除く

4.3. 系統健全性の評価

系統機能試験の結果を踏まえ、系統健全性の評価を行う。

系統機能試験において判定基準を満足する場合は、系統機能が正常に発揮されているものと評価する。

系統機能試験で異常が確認された場合は、原因の究明を行うと共に、必要に応じた対策を講じ、再度系統機能試験を行う。

5. 記録

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の原子炉施設の保守管理記録に基づき、点検・評価の実施記録、評価の結果等を記録し、当該記録の保存期間は、保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後五年が経過するまでの期間とする。

6. 点検・評価の体制

点検・評価の体制については以下のとおり。

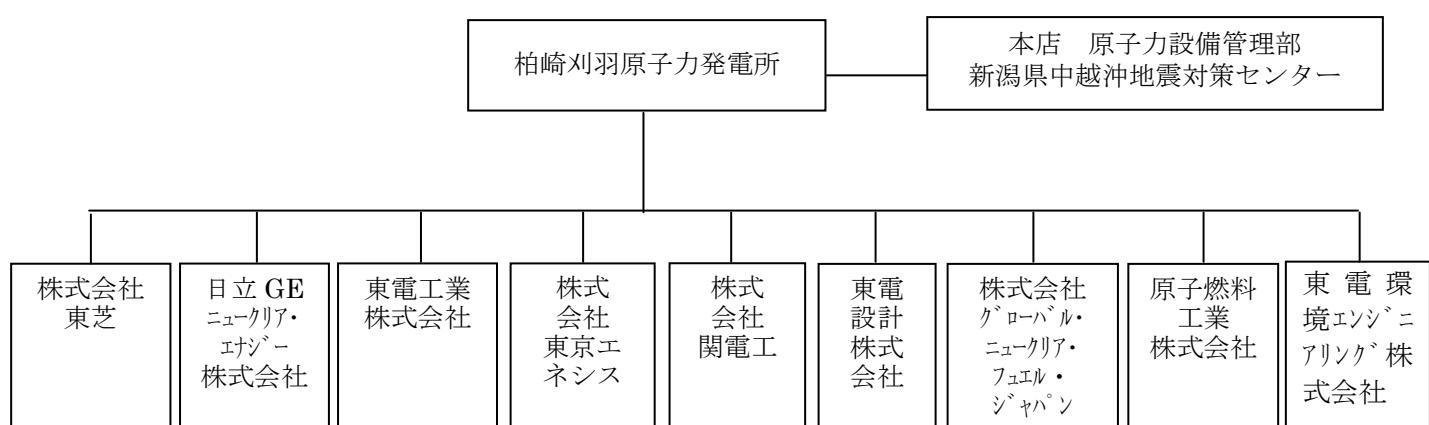


図 6-1 点検・評価体制

点検・解析の実施者の力量管理については以下のとおりとする。

- ・ 非破壊検査作業等の有資格作業等については、必要となる有資格者を配置する。
- ・ 目視点検については、以下に留意した人員配置を行う。
 - NDIS 3413 「非破壊試験技術者の視力及び色覚の試験方法」にて準用される、JIS Z 2305 「非破壊検査－技術者の資格及び認証」にて非破壊検査員に要求される近方視力の確認を行う等、視力に問題のない者を配置すること。
 - 業務経験年数等、適切な力量を有する者を配置すること。
 - 必要に応じ、地震によって影響を受け破損しやすい箇所等を把握可能な設計者に意見を求めることが可能な体制とすること。
- ・ 系統機能試験については、検査に関する教育を受けたもの等、定期事業者検査における人員配置で実施する。

7. スケジュール

全体の工程については、以下のとおりとする。

実施内容	平成 20 年				平成 21 年				平成 22 年	
	2月	3月	4月	5月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
1. 機器レベルの点検・評価										
(1) 設備点検									※ 1	
(2) 地震応答解析										
(3) 設備健全性に係る総合評価									※ 1	
2. 系統レベルの点検・評価										
(1) 系統機能試験										
(2) 系統健全性の評価										

※ 1 設備点検の未実施分（漏えい確認等）

図 7-1 概略スケジュール

なお、当該工程は現時点におけるものであり、点検・評価等の進捗等により変更する可能性がある。

8. 添付資料

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所 1 号機 点検・評価対象機器一覧
- (2) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令 62 号) の要求についての整理表
- (3) 系統機能試験における試験方法一覧

添付資料-1

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉本体	原子炉圧力容器付属構造物	原子炉本体基礎ボルト	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
	原子炉圧力容器	原子炉圧力容器	B11-D003	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
	原子炉圧力容器付属構造物	ジェットポンプ計測配管貫通部シール	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		中性子束モニタハウジング	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		制御棒駆動機構ハウジング	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		制御棒駆動機構ハウジング支持金具	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		原子炉圧力容器スタビライザ	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		原子炉格納容器スタビライザ	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As
		シラウドヘッド及びシラウドヘッドボルト	—	—	炉内構造物	クラス3	A
		炉心シラウド	—	—	炉内構造物	クラス1	As
炉内構造物	シラウドサポート	—	—	原子炉圧力容器及び付属機器	クラス1	As	
	上部格子板	—	—	炉内構造物	クラス1	As	
	炉心支持板	—	—	炉内構造物	クラス1	As	
	給水スパージャ	—	—	炉内構造物	クラス3	A	
	低圧及び高圧炉心スプレイ系配管(原子炉圧力容器内部)	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	低圧及び高圧スプレイスパージャ	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	残留熱除去系(低圧注水系)配管(原子炉圧力容器内部)	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	差圧検出ほう酸水注入系配管(原子炉圧力容器内部及びティーよりN11ノズルまで)	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	気水分離器及びスタンダードパイプ	—	—	炉内構造物	クラス3	A	
	蒸気乾燥器	—	—	炉内構造物	クラス3	A	
	制御棒案内管	—	—	炉内構造物	クラス1	As	
	中性子束モニタ案内管	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	ジェットポンプ	—	—	炉内構造物	クラス1	A	
	燃料支持金具	—	—	炉内構造物	クラス1	As	
炉心	燃料集合体	—	764	燃料体	クラス1	—	
	チャンネルボックス	—	764	燃料体	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉格納施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器 (一次格納施設)	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
	圧力低減装置その他の安全装置	ダイヤフラムフロア	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		ベント管	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
		原子炉格納容器スプレイヘッダ	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A
	真空破壊装置	T11-F025	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			E	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			F	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			G	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			H	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			J	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			K	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
			L	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	A	
	圧力低減装置その他の安全装置 (可燃性ガス濃度制御系)	可燃性ガス濃度制御系再結合装置(プロワ)	T49-C001	A	再結合装置	クラス1	A
			—	B	再結合装置	クラス1	A
		可燃性ガス濃度制御系再結合装置(加熱器)	T49-B002	A	再結合装置	クラス1	A
			—	B	再結合装置	クラス1	A
	可燃性ガス濃度制御系再結合装置(装置内配管)	主配管1	—	A	再結合装置	クラス1	A
			—	B	再結合装置	クラス1	A
		主配管2	—	—	配管	クラス1	A
		主要弁	T49-F001	A	弁	クラス1	As
			—	B	弁	クラス1	As
			T49-F003	A	弁	クラス1	As
			—	B	弁	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉格納施設	不活性ガス系	液化窒素貯槽	T31-A101	—	タンク	クラス3	C
		補給用蒸発器 (送ガス用)	T31-B101	—	熱交換器	クラス3	C
		補給用加温器	T31-B103	—	電気ヒータ	クラス3	C
					タンク	クラス3	C
		バージ用蒸発器	T31-B103	—	熱交換器	ノンクラス	C
		主要弁	T31-F001	—	弁	クラス1	As
			T31-F002	—	弁	クラス1	As
			T31-F003	—	弁	クラス1	As
			T31-F004	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			T31-F005	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			T31-F010	—	弁	クラス1	As
			T31-F011	—	弁	クラス1	As
			T31-F012	—	弁	クラス1	As
			T31-F016	—	弁	クラス1	As
			T31-F019	—	弁	クラス1	As
			T31-F020	—	弁	クラス1	As
			T31-F021	—	弁	クラス1	As
			T31-F022	—	弁	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス3	C
		主配管3	—	—	配管	ノンクラス	C
原子炉格納容器 配管貫通部	ペロー付配管貫通部	ペロー付配管貫通部	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		ペローなし配管貫通部	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		原子炉格納容器パウンダリ小口径管	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	主要弁	B21-F002	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
				D	弁	クラス1	As
		B21-F003	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			C	弁	クラス1	As	
			D	弁	クラス1	As	
		B21-F004	A	弁	クラス2	A	
			B	弁	クラス2	A	
			C	弁	クラス2	A	
			D	弁	クラス2	A	
		主蒸気逃がし安全弁	B21-F001	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
				D	弁	クラス1	As
E	弁			クラス1	As		
F	弁			クラス1	As		
G	弁			クラス1	As		
H	弁			クラス1	As		
J	弁			クラス1	As		
K	弁			クラス1	As		
L	弁			クラス1	As		
M	弁			クラス1	As		
N	弁			クラス1	As		
P	弁			クラス1	As		
Q	弁			クラス1	As		
R	弁			クラス1	As		
S	弁	クラス1	As				
T	弁	クラス1	As				
主蒸気流量制限器	B21-FE001	A	配管	クラス1	As		
		B	配管	クラス1	As		
		C	配管	クラス1	As		
		D	配管	クラス1	As		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	主蒸気隔離弁制御用アキュームレータ	B21-A003	A	アキュムレータ	クラス1	As
				B	アキュムレータ	クラス1	As
				C	アキュムレータ	クラス1	As
				D	アキュムレータ	クラス1	As
		主蒸気逃がし安全弁用アキュームレータ	B21-A004	A	アキュムレータ	クラス1	As
				B	アキュムレータ	クラス1	As
				C	アキュムレータ	クラス1	As
				D	アキュムレータ	クラス1	As
				E	アキュムレータ	クラス1	As
				F	アキュムレータ	クラス1	As
				G	アキュムレータ	クラス1	As
				H	アキュムレータ	クラス1	As
				J	アキュムレータ	クラス1	As
				K	アキュムレータ	クラス1	As
				L	アキュムレータ	クラス1	As
				M	アキュムレータ	クラス1	As
				N	アキュムレータ	クラス1	As
				P	アキュムレータ	クラス1	As
				Q	アキュムレータ	クラス1	As
		主蒸気逃がし安全弁用アキュームレータ(ADS用)	B21-A002	A	アキュムレータ	クラス1	As
				D	アキュムレータ	クラス1	As
				H	アキュムレータ	クラス1	As
				L	アキュムレータ	クラス1	As
				N	アキュムレータ	クラス1	As
				R	アキュムレータ	クラス1	As
				T	アキュムレータ	クラス1	As
給水系	主要弁	B21-F051	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系ポンプ	E51-C001	—	横形ポンプ	クラス1	As
		原子炉隔離時冷却系ポンプ蒸気駆動タービン	E51-C002	—	ポンプ駆動用タービン	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス3	As
		主要弁	E51-F003	—	弁	クラス1	As
			E51-F004	—	弁	クラス1	As
			E51-F005	—	弁	クラス1	As
			E51-F006	—	弁	クラス3	As
			E51-F008	—	弁	クラス1	As
			E51-F009	—	弁	クラス1	As
			E51-F010	—	弁	クラス1	As
			E51-F012	—	弁	クラス1	As
			E51-F015	—	弁	クラス1	As
		高圧炉心スプレイ系	E22-C001	—	立形ポンプ	クラス1	As
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス1	A
		主配管3	—	—	配管	クラス3	A
高圧炉心スプレイ系ストレーナー	高圧炉心スプレイ系ストレーナー	主要弁	E22-F003	—	弁	クラス1	As
			E22-F004	—	弁	クラス1	As
			E22-F006	—	弁	クラス1	As
			E22-F008	—	弁	クラス3	As
			E22-F010	—	弁	クラス1	As
		高圧炉心スプレイ系ストレーナー	E22-D010	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	低圧炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系ポンプ	E21-C001	—	立形ポンプ	クラス1	A
		低圧炉心スプレイ系封水ポンプ	E21-C002	—	横形ポンプ	クラス3	A
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス1	A
		主要弁	E21-F001	—	弁	クラス1	As
			E21-F003	—	弁	クラス1	As
			E21-F004	—	弁	クラス1	As
			E21-F006	—	弁	クラス1	As
		低圧炉心スプレイ系ストレーナ	E21-D001	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
主蒸気隔離弁漏えい抑制系	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	ノンクラス	A	
	主要弁	E32-F001	A	弁	ノンクラス	A	
			B	弁	クラス1	A	
			C	弁	ノンクラス	A	
			D	弁	クラス1	A	
			E	弁	ノンクラス	A	
			F	弁	クラス1	A	
			G	弁	ノンクラス	A	
			H	弁	クラス1	A	
		E32-F002	A	弁	ノンクラス	A	
			B	弁	ノンクラス	A	
		E32-F003	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	主蒸気隔離弁漏 えい抑制系	主要弁	E32-F004	A	弁	ノンクラス	A
				B	弁	クラス1	A
				C	弁	ノンクラス	A
				D	弁	クラス1	A
				E	弁	ノンクラス	A
				F	弁	クラス1	A
				G	弁	ノンクラス	A
				H	弁	クラス1	A
			E32-F005	A	弁	ノンクラス	A
				B	弁	ノンクラス	A
			E32-F006	A	弁	ノンクラス	A
				B	弁	ノンクラス	A
	原子炉冷却材再循環系	原子炉冷却材再循環ポンプ	B31-C001	A	再循環ポンプ	クラス1	As
				B	再循環ポンプ	クラス1	As
		主配管	—	—	配管	クラス1	As
		主要弁	B31-F001	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			B31-F002	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
	原子炉冷却材浄化系	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器	G31-B001	A	熱交換器	クラス2	B
				B	熱交換器	クラス2	B
				C	熱交換器	クラス2	B
		原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器	G31-B002	A	熱交換器	クラス2	B
				B	熱交換器	クラス2	B
		原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器	G31-D003	A	ろ過脱塩器	クラス2	B
				B	ろ過脱塩器	クラス2	B
		原子炉冷却材浄化系ポンプ	G31-C001	A	立形ポンプ	クラス2	B
				電動機	クラス2	B	
				B	立形ポンプ	クラス2	B
				電動機	クラス2	B	
		主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス2	B
		主要弁	G31-F003	—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	残留熱除去系	残留熱除去系熱交換器	E11-B001	A	熱交換器	クラス1	As
				B	熱交換器	クラス1	As
原子炉冷却系統設備	主配管系	主配管	E11-C001	A	立形ポンプ	クラス1	As
				B	立形ポンプ	クラス1	As
				C	立形ポンプ	クラス1	As
原子炉冷却系統設備	主要弁	主要弁	E11-F001	—	横形ポンプ	クラス3	As
				—	配管	クラス1	As
				—	配管	クラス1	A
			E11-F004	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
			E11-F006	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
			E11-F007	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
原子炉冷却系統設備	主要弁	E11-F012	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
		E11-F013	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
		E11-F021	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			C	弁	クラス1	As	
		E11-F024	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
原子炉冷却系統設備	主要弁	E11-F025	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
		E11-F028	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
		E11-F029	A	弁	クラス1	As	
			B	弁	クラス1	As	
			—	—	—	—	—
原子炉冷却系統設備	残熱除去系ストレーナ	残熱除去系ストレーナ	E11-D001	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	残留熱除去冷却中間ループ系	残留熱除去冷却中間ループ系熱交換器	P36-B001	A	熱交換器	クラス1	As
				B	熱交換器	クラス1	As
				C	熱交換器	クラス1	As
				D	熱交換器	クラス1	As
	残留熱除去冷却中間ループポンプ		P36-C001	A	横形ポンプ	クラス1	As
				B	横形ポンプ	クラス1	As
				C	横形ポンプ	クラス1	As
				D	横形ポンプ	クラス1	As
	主配管	—	—	配管	クラス1	As	
	残留熱除去海水系	残留熱除去海水ポンプ	P45-C002	A	立形ポンプ	クラス1	As
				B	立形ポンプ	クラス1	As
				C	立形ポンプ	クラス1	As
				D	立形ポンプ	クラス1	As
	残留熱除去海水系ストレーナ		P45-D002	A	ストレーナ	クラス1	As
				B	ストレーナ	クラス1	As
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス3	As	
原子炉補機冷却系	原子炉補機冷却系熱交換器		P21-B001	A	熱交換器	クラス3	B
				B	熱交換器	クラス3	B
	原子炉補機冷却水ポンプ		P21-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	主配管	—	—	配管	クラス3	B	
	原子炉補機冷却中間ループ系	原子炉補機冷却中間ループ系熱交換器	P31-B001	A	熱交換器	クラス3	B
				B	熱交換器	クラス3	B
				C	熱交換器	クラス3	B
				D	熱交換器	クラス3	B
補給水系	原子炉補機冷却中間ループポンプ		P31-C002	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
				C	横形ポンプ	クラス3	B
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス3	B	
	主配管3	—	—	配管	ノンクラス	B	
	主要弁	P31-F481	—	弁	クラス1	As	
		P31-F488	—	弁	クラス1	As	
	復水貯蔵槽(非常用復水貯蔵槽)	P13-A001	—	プールライニング	クラス1	A	
	復水貯蔵槽(常用復水貯蔵槽)	P13-A002	A	プールライニング	クラス3	B	
			B	プールライニング	クラス3	B	
	復水移送ポンプ		P13-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
				C	横形ポンプ	クラス3	B
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス1	B	
	主配管3	—	—	配管	クラス3	B	
	主配管4	—	—	配管	ノンクラス	B	
	主配管5	—	—	配管	ノンクラス	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1) 計測制御系統設備	設備区分(2) 制御材	機器名称	機器番号	種類 185	機器種別 制御棒	安全重要度 クラス1	耐震 重要度 As
		制御棒	—				
制御材駆動装置	制御材駆動装置	制御棒駆動機構	—	185	制御棒駆動機構	クラス1	As
	制御棒駆動系	制御棒駆動水フィルタ	C12-D004	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
	制御棒駆動水ポンプ	C12-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	水圧制御ユニット	C12-D001	185	アキュムレータ タンク	クラス1	As	
	サクションフィルタ	C12-D003	A	フィルタ	クラス3	B	
			B	フィルタ	クラス3	B	
	スクラム排出容器	C12-D011	A	タンク	クラス3	B	
			B	タンク	クラス3	B	
制御材駆動水加熱器	制御棒駆動水加熱器	C12-B001	—	タンク	ノンクラス	B	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス1	B	
	主配管3	—	—	配管	クラス3	As	
	主配管4	—	—	配管	クラス3	B	
	主配管5	—	—	配管	ノンクラス	B	
	ほう酸水注入系	ほう酸水注入系ポンプ	C41-C001	A	往復動式ポンプ	クラス1	A
				B	往復動式ポンプ	クラス1	A
	ほう酸水注入系貯蔵タンク	C41-A001	—	タンク	クラス1	A	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス1	A	
主要弁	主配管3	—	—	配管	クラス3	A	
	主要弁	C41-F007	—	弁	クラス1	As	
		C41-F008	—	弁	クラス1	As	
	原子炉冷却材再循環ポンプ用可変周波数電源装置	可変速流体継手	C81-C002	A	M-Gセット流体継手	クラス3	C
				B	M-Gセット流体継手	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
燃料設備	燃料取扱装置	燃料交換機	F15-E001	—	燃料取替機	クラス2	B
		原子炉複合建屋原子炉棟クレーン	U31-E001	—	クレーン	クラス2	B
	燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備(新燃料貯蔵庫)	—	—	燃料ラック類	クラス3	C
		新燃料貯蔵設備(新燃料貯蔵ラック)	—	—	燃料ラック類	クラス3	C
	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵プール	—	—	プールライニング	クラス2	As
		使用済燃料貯蔵ラック	—	—	燃料ラック類	クラス2	As
		制御棒・破損燃料貯蔵ラック	—	—	燃料ラック類	クラス2	As
		制御棒貯蔵ラック	—	—	燃料ラック類	クラス2	As
	燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系熱交換器	G41-B001	A	熱交換器	クラス3	B
				B	熱交換器	クラス3	B
		燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器	G41-D005	A	ろ過脱塩器	クラス3	B
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
		燃料プール冷却浄化系ポンプ	G41-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
		燃料プール補給水ポンプ	P14-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	A
				B	横形ポンプ	ノンクラス	A
	主配管1	—	—	配管	クラス2	A	
	主配管2	—	—	配管	クラス3	A	
	主配管3	—	—	配管	クラス3	B	
	主配管4	—	—	配管	ノンクラス	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理設備 換気設備 (非常用ガス処理系)	非常用ガス処理系排風機及び送風機 非常用ガス処理系 主配管1 換気系 (原子炉複合建屋原子炉棟換気系)	T22-C003 (非常用ガス処理系排風機) T22-C004 (非常用ガス処理系冷却送風機)	A	ファン	クラス1	A	
			B	ファン	クラス1	A	
			A	ファン	ノンクラス	A	
			B	ファン	ノンクラス	A	
		非常用ガス処理系 主配管1	A	特殊フィルタ	クラス1	A	
			B	特殊フィルタ	クラス1	A	
			A	特殊フィルタ	クラス1	A	
			B	特殊フィルタ	クラス1	A	
		主配管1	—	配管	クラス1	A	
		送風機及び排風機 送風機及び排風機 送風機及び排風機	U41-C102 (R/B排風機)	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
			U41-C101 (R/B送風機)	A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
			U41-C103 (ハージ用排風機)	—	ファン	ノンクラス	C
			U41-C501 (C/A送風機)	A	ファン	クラス1	A
				B	ファン	クラス1	A
				A	ファン	クラス1	A
			U41-C502 (C/A排風機)	B	ファン	クラス1	A
				A	ファン	クラス1	A
			U41-C503 (C/A再循環送風機)	B	ファン	クラス1	A
				A	ファン	クラス1	A
		エアフィルタ	U41-V502	—	特殊フィルタ	クラス1	A
生体遮へい装置	原子炉遮へい壁	—	—	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	液体廃棄物処理系	ドライウェル低電導度廃液サンプ	K11-A005	—	タンク	クラス3	B
		原子炉複合建屋原子炉棟低電導度廃液サンプ	K11-A001	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		ドライウェル高電導度廃液サンプ	K11-A107	—	タンク	クラス3	B
		原子炉複合建屋原子炉棟高電導度廃液サンプ	K11-A101	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
		ドライウェルオイルドレンサンプ	K11-A504	—	タンク	ノンクラス	B
		原子炉複合建屋原子炉棟低電導度廃液サンプポンプ	K11-C001	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
		原子炉複合建屋原子炉棟高電導度廃液サンプポンプ	K11-C101	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
				E	立形ポンプ	クラス3	B
				F	立形ポンプ	クラス3	B
		原子炉複合建屋原子炉棟低電導度廃液サンプ冷却器	K11-B001	A	熱交換器	ノンクラス	B
				B	熱交換器	ノンクラス	B
		主要弁	K11-F002	—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As
				—	弁	クラス1	As
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備(内燃機関)	ディーゼル機関	R43-C001	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		調速装置及び非常調速装置	—	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		過給機	L・R	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		冷却水設備(機関付清水ポンプ)	R43-C007	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備(内燃機関)	空気圧縮設備(空気だめ)	R43-A004-1	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		R43-A004-2	A	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As	
			A	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As	
		空気圧縮設備(空気だめ安全弁)	R43-F752	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
			R43-F754	A	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As
				B	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As
		空気圧縮設備(空気圧縮機)	R43-C005-1	A	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
			R43-C005-2	A	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
		非常用補機冷却中間ループ系	P38-B001	A	熱交換器	クラス1	As
				B	熱交換器	クラス1	As
			P38-C001	A	横形ポンプ	クラス1	As
				B	横形ポンプ	クラス1	As
		主配管	—	—	配管	クラス1	As
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備(内燃機関)	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備(内燃機関)	ディーゼル機関	R44-C001	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		調速装置及び非常調速装置	—	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		過給機	L・R	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		冷却水設備(機関付清水ポンプ)	R44-C007	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
		空気圧縮設備(空気だめ)	R44-A004-1	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
			R44-A004-2	H	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As
		空気圧縮設備(空気だめ安全弁)	R44-F752	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
			R44-F754	H	非常用ディーゼル発電機	ノンクラス	As
		空気圧縮設備(空気圧縮機)	R44-C005-1	H	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
			R44-C005-2	H	非常用ディーゼル発電機	クラス3	As
高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループ系	高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループ系	高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループ系熱交換器	P37-B001	—	熱交換器	クラス1	As
		高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループポンプ	P37-C001	—	横形ポンプ	クラス1	As
		主配管	—	—	配管	クラス1	As
	高圧炉心スプレイディーゼル海水系	高圧炉心スプレイディーゼル海水ポンプ	P46-C002	—	立形ポンプ	クラス1	As
		高圧炉心スプレイディーゼル海水系ストレーナ	P46-D002	—	ストレーナ	クラス1	As
補助ボイラ	補助ボイラに附属する設備の安全弁及び逃し弁	主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス3	As
		所内蒸気系原子炉複合建屋入口	P61-F225	—	弁	ノンクラス	C
		安全弁					

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	一次冷却材流量 計測装置 (原子炉冷却材 再循環系原子炉 冷却材再循環流 量)	原子炉冷却材再循環ポンプ流量	B31-FT003	A	変換器	クラス3	As
				E	変換器	クラス3	As
一次冷却材流量 計測装置 (主蒸気系主蒸 気流量)	主蒸気管流量		B21-FT001	A-1	変換器	クラス3	A
				A-2	変換器	クラス3	A
				B-1	変換器	クラス3	A
				B-2	変換器	クラス3	A
				C-1	変換器	クラス3	A
				C-2	変換器	クラス3	A
				D-1	変換器	クラス3	A
				D-2	変換器	クラス3	A
原子炉圧力容器 水位計測装置 (原子炉水位)	原子炉水位(狭帯域)		B21-LT024	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	B21-LT038		B21-LT038	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス3	A
	B21-LT061		B21-LT061	A	変換器	クラス3	A
				B	変換器	クラス3	A
				C	変換器	クラス3	A
	原子炉水位(広帯域)		B21-LT026	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	B21-LT031		B21-LT031	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	B21-LT036		B21-LT036	A	変換器	クラス3	A
				B	変換器	クラス3	A
				C	変換器	クラス3	A
				D	変換器	クラス3	A
	B21-LT037		B21-LT037	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	原子炉水位(燃料域)		B21-LT044	A	変換器	クラス3	A
				B	変換器	クラス3	A

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	一次冷却材圧力 計測装置 (原子炉圧力)	原子炉圧力	B21-PT020	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-PT023	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-PT051	A	変換器	クラス2	A
				B	変換器	クラス2	A
	一次冷却材流量 計測装置 (残留熱除去系 系統流量)	残留熱除去系 系統流量	E11-FT005	A-2	変換器	クラス2	As
				B-2	変換器	クラス2	As
				C-2	変換器	クラス2	As
	一次冷却材温度 計測装置 (残留熱除去系 熱交換器入口温 度)	RHR熱交換器入口温度	E11-TE008	A	検出器	クラス3	C
				B	検出器	クラス3	C
			E11-TE010	A	検出器	クラス3	C
				B	検出器	クラス3	C
	一次冷却材流量 計測装置(低圧 炉心スプレイ系 系統流量)	低圧炉心スプレイポンプ吐出流量	E21-FT006-2	—	変換器	クラス2	As
	一次冷却材流量 計測装置(高圧 炉心スプレイ系 系統流量)	高圧炉心スプレイポンプ吐出流量	E22-FT007-2	—	変換器	クラス2	As
	一次冷却材圧力 計測装置 (高圧炉心スプレ イ系ポンプ吐出压 力)	高圧炉心スプレイポンプ吐出圧力	E22-PT006	—	変換器	ノンクラス	As
	一次冷却材流量 計測装置(原子 炉冷却材浄化系 系統流量)	CUW系入口流量	E31-FT001	A	変換器	ノンクラス	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1) 計測制御系統設備	設備区分(2) 一次冷却材流量 計測装置(原子 炉隔離時冷却系 統流量)	機器名称 原子炉隔離時冷却ポンプ吐出流 量	機器番号 E51-FT004	種類 A	機器種別 変換器	安全重要度 クラス1	耐震 重要度 As
	一次冷却材圧力 計測装置 (原子炉隔離時 冷却系ポンプ吐出 圧力)	原子炉隔離時冷却ポンプ吐出圧 力	E51-PT003	—	変換器	ノンクラス	As
	一次冷却材圧力 計測装置(原 子炉隔離時冷却 系ポンプ駆動用蒸 気タービン入口蒸 気圧力)	原子炉隔離時冷却系タービン蒸氣 入口圧力	E51-PT007	—	変換器	ノンクラス	As
	一次冷却材温度 計測装置 (原子炉冷却材 再循環系 原子 炉冷却材再循環 水温度)	原子炉冷却材再循環ポンプ吸込 温度	B31-TE005	A	検出器	クラス3	C
				B	検出器	クラス3	C
	一次冷却材圧力 計測装置 (主蒸気系 主蒸 気圧力)	主蒸気圧力検出用	N11-PT016	—	変換器	ノンクラス	B
			N11-PT017	—	変換器	ノンクラス	B
			N11-PT018	—	変換器	ノンクラス	B
	一次冷却材温度 計測装置 (主蒸気系 主蒸 気温度)	高圧タービン入口蒸氣温度	N11-TE006	A	検出器	ノンクラス	B
				B	検出器	ノンクラス	B
				C	検出器	ノンクラス	B
				D	検出器	ノンクラス	B
	一次冷却材流量 計測装置 (給水系 給水流 量)	原子炉給水流量	N21-FT098	A-1	変換器	クラス3	C
				A-2	変換器	クラス3	C
				B-1	変換器	クラス3	C
				B-2	変換器	クラス3	C
	一次冷却材流量 計測装置 (復水系 復水流 量)	復水脱塩装置出口流量	N21-FT023	A	変換器	ノンクラス	B
	一次冷却材温度 計測装置 (給水系 給水温 度)	第1給水加熱器出口給水温度	N21-TE097	A	検出器	ノンクラス	B
				B	検出器	ノンクラス	B
				C	検出器	ノンクラス	B

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	一次冷却材水質計測装置(原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口導電率)	CUW F/D 入口導電率	P91-CE-RB03	—	変換器	ノンクラス	C
一次冷却材水質計測装置(原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器出口導電率)	CUW F/D 出口導電率		P91-CE-RB04	A	変換器	ノンクラス	C
				B	変換器	ノンクラス	C
一次冷却材水質計測装置(復水系復水ろ過装置入口導電率)	低圧復水ポンプ出口導電率	P91-CE-TB05A(B)	—	変換器	ノンクラス	C	
一次冷却材水質計測装置(復水系復水脱塩装置出口導電率)	復水脱塩装置出口導電率	P91-CE-TB07A	—	変換器	ノンクラス	C	
原子炉水位 原子炉圧力	原子炉系A計装ラック	H22-P001	—	計装ラック	クラス1	As	
	原子炉系B計装ラック	H22-P002	—	計装ラック	クラス1	As	
	原子炉系C計装ラック	H22-P003	—	計装ラック	クラス1	As	
	原子炉系D計装ラック	H22-P004	—	計装ラック	クラス1	As	
原子炉冷却材再循環系(原子炉冷却材再循環流量)	原子炉冷却材再循環系A計装ラック	H22-P009	—	計装ラック	クラス3	As	
残留熱除去系 (系統流量)	残留熱除去ポンプC計装ラック	H22-P013	—	計装ラック	クラス2	As	
	残留熱除去系(I系)計装ラック	H22-P014	—	計装ラック	クラス2	As	
	残留熱除去系(II系)計装ラック	H22-P015	—	計装ラック	クラス2	As	
原子炉水位	ジェットポンプA系計装ラック	H22-P016	—	計装ラック	クラス3	As	
	ジェットポンプB系計装ラック	H22-P017	—	計装ラック	クラス3	As	
主蒸気系(主蒸気流量)	主蒸気流量(I A)計装ラック	H22-P018	—	計装ラック	クラス1	As	
	主蒸気流量(II A)計装ラック	H22-P019	—	計装ラック	クラス1	As	
	主蒸気流量(I B)計装ラック	H22-P040	—	計装ラック	クラス1	As	
	主蒸気流量(II B)計装ラック	H22-P041	—	計装ラック	クラス1	As	
低圧炉心スプレイ系(系統流量)	低圧炉心スプレイ系計装ラック	H22-P020	—	計装ラック	クラス2	A	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系計装ラック	H22-P021	—	計装ラック	クラス1	As
			H22-P022	—	計装ラック	ノンクラス	As
	高圧炉心スプレイ系	高圧炉心スプレイ系計装ラック	H22-P024	—	計装ラック	クラス2	As
	原子炉水位 原子炉圧力	原子炉冷却材再循環ポンプトリップ(I系)計装ラック	H22-P030	—	計装ラック	クラス1	As
		原子炉冷却材再循環ポンプトリップ(II系)計装ラック	H22-P031	—	計装ラック	クラス1	As
	原子炉冷却材浄化系(系統流量)	破断検出(I系)計装ラック	H22-P042	—	計装ラック	ノンクラス	As
	給水系(給水流量)	原子炉給水流量計装ラック	H22-P255	—	計装ラック	クラス3	B
	復水系(復水流量)	高圧復水ポンプ計装ラック	H22-P206	—	計装ラック	ノンクラス	B
	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器導電率	CUW導電率計ラック	H22-P461	—	計装ラック	ノンクラス	B
	復水系復水ろ過脱塩装置導電率	復水系導電率計ラック	H22-P474	—	計装ラック	ノンクラス	B
	プロセス計算機(デジタル式計算機)	制御棒引抜きインターロック機能	—	—	制御盤	ノンクラス	C
	平均出力領域モニタ	平均出力領域モニタ	C51-Z654	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
	局部出力領域モニタ	局部出力領域モニタ	C51-Z655	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
	局部出力領域モニタ	C51-LPRM	172個	検出器	クラス1	A	
	流量ユニット	流量ユニット	C51-Z603	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
	制御棒引抜監視装置	制御棒引抜監視装置	C51-Z656	A	計器	クラス3	C
				B	計器	クラス3	C
	出力領域モニタ盤	出力領域モニタ盤	H11-P608-1	—	制御盤	クラス1	A
				H11-P608-2	—	制御盤	クラス1

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	起動領域モニタ	SRNM(検出器)	C51-SRNM	8個	検出器	クラス1	A
		起動領域モニタ	C51-Z601	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
				G	計器	クラス1	A
		SRNM盤	H11-P635	—	制御盤	クラス1	A
			H11-P636	—	制御盤	クラス1	A
移動式炉心内計装系	TIP検出器	C51-NE008	A	検出器	ノンクラス	C	
			B	検出器	ノンクラス	C	
			C	検出器	ノンクラス	C	
			D	検出器	ノンクラス	C	
			E	検出器	ノンクラス	C	
	原子炉スクラム信号(原子炉圧力高)	原子炉圧力	B21-PT023	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
		B21-PS623	A	計器	クラス1	A	
			B	計器	クラス1	A	
			C	計器	クラス1	A	
			D	計器	クラス1	A	
原子炉スクラム信号(原子炉水位低)	原子炉水位(狭帯域)	B21-LT024	A	変換器	クラス1	As	
			B	変換器	クラス1	As	
			C	変換器	クラス1	As	
			D	変換器	クラス1	As	
		B21-LS624	A-1	計器	クラス1	A	
			B-1	計器	クラス1	A	
			C-1	計器	クラス1	A	
			D-1	計器	クラス1	A	
	原子炉スクラム信号(中性子束高)	平均出力領域モニタ	C51-Z654	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
流量ユニット	C51-Z603		A	計器	クラス1	A	
			B	計器	クラス1	A	
			C	計器	クラス1	A	
			D	計器	クラス1	A	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震 重要度		
							A		
計測制御系統設備	原子炉スクラム信号(中性子束高)	起動領域モニタ	C51-Z601	A	計器	クラス1	A		
				B	計器	クラス1	A		
	原子炉スクラム信号(スクラム排出容器水位高)			C	計器	クラス1	A		
				D	計器	クラス1	A		
				E	計器	クラス1	A		
				F	計器	クラス1	A		
				G	計器	クラス1	A		
				H	計器	クラス1	A		
原子炉スクラム信号(スクラム排出容器水位高)	スクラム排出容器水位(レベルスイッチ)	C12-LS015	2A	計器	クラス1	As			
			2B	計器	クラス1	As			
			1C	計器	クラス1	As			
			1D	計器	クラス1	As			
	スクラム排出容器水位(差圧検出器)	C12-LT015	1A	変換器	クラス1	As			
			1B	変換器	クラス1	As			
			2C	変換器	クラス1	As			
			2D	変換器	クラス1	As			
		C12-LS615	1A	計器	クラス1	As			
			1B	計器	クラス1	As			
			2C	計器	クラス1	As			
			2D	計器	クラス1	As			
原子炉スクラム信号(格納容器圧力高)	トライウェル圧力	C71-PT002	A	変換器	クラス1	As			
			B	変換器	クラス1	As			
			C	変換器	クラス1	As			
			D	変換器	クラス1	As			
		C71-PS602	A-1	計器	クラス1	As			
			B-1	計器	クラス1	As			
			C-1	計器	クラス1	As			
			D-1	計器	クラス1	As			
原子炉スクラム信号(地震加速度大)	水平方向地震加速度検出器(TP-32500)	C71-D001	A	検出器	クラス1	As			
			B	検出器	クラス1	As			
			C	検出器	クラス1	As			
			D	検出器	クラス1	As			
	垂直方向地震加速度検出器(TP-32500)	C71-D002	A	検出器	クラス1	As			
			B	検出器	クラス1	As			
			C	検出器	クラス1	As			
			D	検出器	クラス1	As			
	水平方向地震加速度検出器(TP12800)	C71-D003	A	検出器	クラス1	As			
			B	検出器	クラス1	As			
			C	検出器	クラス1	As			
			D	検出器	クラス1	As			
原子炉スクラム信号(主蒸気管放射能高)	主蒸気管放射線モニタ	D11-RE001	A	検出器	クラス1	A			
			B	検出器	クラス1	A			
			C	検出器	クラス1	A			
			D	検出器	クラス1	A			
		D11-Z601	A	計器	クラス1	A			
			B	計器	クラス1	A			
			C	計器	クラス1	A			
			D	計器	クラス1	A			
原子炉スクラム信号(タービン主蒸気止め弁閉)	主タービン主蒸気止め弁(MSV-1～4)原子炉保護用-1～4-1	N32-POS115	A	計器	クラス1	As			
			B	計器	クラス1	As			
			C	計器	クラス1	As			
			D	計器	クラス1	As			
	主タービン主蒸気止め弁(MSV-1～4)原子炉保護用-1～4-2	N32-POS120	A	計器	クラス1	As			
			B	計器	クラス1	As			
			C	計器	クラス1	As			
			D	計器	クラス1	As			
原子炉スクラム信号(タービン蒸気加減弁急速閉)	主タービン蒸気加減弁(CV-1～4)急速作動表示用リミットスイッチ	N32-POS113	A	計器	クラス1	As			
			B	計器	クラス1	As			
			C	計器	クラス1	As			
			D	計器	クラス1	As			
	主タービン高圧リレートリップ油圧力(原子炉保護用)	N32-PS022	A	計器	クラス1	As			
			B	計器	クラス1	As			
			C	計器	クラス1	As			
			D	計器	クラス1	As			
その他の格納容器隔離弁(原子炉水位低)	原子炉水位(狭帯域)	B21-LT024	A	変換器	クラス1	As			
			B	変換器	クラス1	As			
			C	変換器	クラス1	As			
			D	変換器	クラス1	As			
		B21-LS624	A-2	計器	クラス1	A			
			B-2	計器	クラス1	A			
			C-2	計器	クラス1	A			
			D-2	計器	クラス1	A			

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	非常用ガス処理系(原子炉水位低)	原子炉水位(狭帯域)	B21-LT024	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
	高圧炉心スプレイ系(原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT031	A-2	計器	クラス1	A
				B-2	計器	クラス1	A
				C-2	計器	クラス1	A
				D-2	計器	クラス1	A
	低圧炉心スプレイ系(原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT037	A	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				A-3	計器	クラス1	A
				C-3	計器	クラス1	A
	残留熱除去系(原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT037	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-LS637	A-3	計器	クラス1	A
				B-3	計器	クラス1	A
				C-3	計器	クラス1	A
				D-3	計器	クラス1	A
	自動減圧系(原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT037	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-LS637	A-4	計器	クラス1	A
				B-4	計器	クラス1	A
				C-4	計器	クラス1	A
				D-4	計器	クラス1	A
	その他の格納容器隔離弁(格納容器圧力高)	ドライウェル圧力	C71-PT002	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			C71-PS602	A-2	計器	クラス1	As
				B-2	計器	クラス1	As
				C-2	計器	クラス1	As
				D-2	計器	クラス1	As
	非常用ガス処理系(格納容器圧力高)	ドライウェル圧力	C71-PT002	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			C71-PS602	A-2	計器	クラス1	As
				B-2	計器	クラス1	As
				C-2	計器	クラス1	As
				D-2	計器	クラス1	As
	高圧炉心スプレイ系(格納容器圧力高)	ドライウェル圧力	B21-PT047	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-PS647	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
	低圧炉心スプレイ系(格納容器圧力高)	ドライウェル圧力	B21-PT048	A	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
			B21-PS648	A	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
	残留熱除去系(格納容器圧力高)	ドライウェル圧力	B21-PT048	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			B21-PS648	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
計測制御系統設備	自動減圧系(格納容器圧力高)	トライエル圧力	B21-PT048	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
	非常用ガス処理系(燃料取替エリア排気放射能高)		B21-PS648	A	計器	クラス1	A	
				B	計器	クラス1	A	
				C	計器	クラス1	A	
				D	計器	クラス1	A	
	非常用ガス処理系(原子炉棟換気系排気放射能高)	燃料取替エリア排気放射線モニタ	D11-RE022	A	検出器	クラス1	A	
				B	検出器	クラス1	A	
				C	検出器	クラス1	A	
				D	検出器	クラス1	A	
		原子炉棟換気系排気放射線モニタ	D11-Z622	A	計器	クラス1	A	
				B	計器	クラス1	A	
				C	計器	クラス1	A	
				D	計器	クラス1	A	
	主蒸気隔壁弁(原子炉水位低)	原子炉水位(広帯域)	B21-LT026	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
		主蒸気管放射線モニタ	B21-LS626	A	計器	クラス1	A	
				B	計器	クラス1	A	
				C	計器	クラス1	A	
				D	計器	クラス1	A	
	主蒸気隔壁弁(主蒸気管放射能高)	主蒸気管放射線モニタ	D11-RE001	A	検出器	クラス1	A	
				B	検出器	クラス1	A	
				C	検出器	クラス1	A	
				D	検出器	クラス1	A	
		D11-Z601	D11-Z601	A	計器	クラス1	A	
				B	計器	クラス1	A	
				C	計器	クラス1	A	
				D	計器	クラス1	A	
	主蒸気隔壁弁(主蒸気管流量大)	主蒸気管(MS-1)差圧	E31-DPT008	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
		E31-DPS608	E31-DPS608	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		主蒸気管(MS-2)差圧	E31-DPT009	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
		E31-DPS609	E31-DPS609	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
		主蒸気管(MS-3)差圧	E31-DPT010	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
		E31-DPS610	E31-DPS610	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	
	主蒸気管(MS-4)差圧	E31-DPT011	E31-DPT011	A	変換器	クラス1	As	
				B	変換器	クラス1	As	
				C	変換器	クラス1	As	
				D	変換器	クラス1	As	
		E31-DPS611	E31-DPS611	A	計器	クラス1	As	
				B	計器	クラス1	As	
				C	計器	クラス1	As	
				D	計器	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	主蒸気隔離弁 (主蒸気管トンネル 温度高)	主蒸気管区域漏えい検出(換気 入口温度)	E31-TE129	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
		主蒸気管区域漏えい検出(換気 出口温度)	E31-TE130	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
		主蒸気管区域漏えい検出(周囲 温度)	E31-TE131	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE139	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE140	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE141	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE142	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE143	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE144	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE145	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE146	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
			E31-TE147	A	検出器	クラス1	As
				B	検出器	クラス1	As
				C	検出器	クラス1	As
				D	検出器	クラス1	As
		各所蒸気漏えい検出	E31-TS601	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
	主蒸気隔離弁 (主蒸気管圧力 低)	高圧タービン第1~4入口蒸気圧力 (MSIV閉用)	N11-PT005	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			N11-PS605	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
	主蒸気隔離弁 (復水器真空度 低)	主復水器々内圧力(MSIV閉用)	N36-PT026	A	変換器	クラス1	As
				B	変換器	クラス1	As
				C	変換器	クラス1	As
				D	変換器	クラス1	As
			N36-PS626	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
	原子炉圧力高 原子炉水位低	原子炉系A計装ラック	H22-P001	—	計装ラック	クラス1	As
		原子炉系B計装ラック	H22-P002	—	計装ラック	クラス1	As
		原子炉系C計装ラック	H22-P003	—	計装ラック	クラス1	As
		原子炉系D計装ラック	H22-P004	—	計装ラック	クラス1	As
	主蒸気隔離弁 (主蒸気管流量 大)	主蒸気流量(I A)計装ラック	H22-P018	—	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(II A)計装ラック	H22-P019	—	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(I B)計装ラック	H22-P040	—	計装ラック	クラス1	As
		主蒸気流量(II B)計装ラック	H22-P041	—	計装ラック	クラス1	As
	格納容器圧力高	ドライウェル圧力A計装ラック	H22-P005	—	計装ラック	クラス1	As
		ドライウェル圧力B計装ラック	H22-P006	—	計装ラック	クラス1	As
		ドライウェル圧力C計装ラック	H22-P007	—	計装ラック	クラス1	As
		ドライウェル圧力D計装ラック	H22-P008	—	計装ラック	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
計測制御系統設備	タービン蒸気加減弁急速閉	原子炉保護用加減弁急閉計器架台-1	H22-P752	—	計装ラック	クラス1	As
		原子炉保護用加減弁急閉計器架台-2	H22-P753	—	計装ラック	クラス1	As
	主蒸気隔離弁 (主蒸気管圧力低)	主蒸気圧力A現場計装ラック	H22-P710	—	計装ラック	クラス1	A
		主蒸気圧力B現場計装ラック	H22-P711	—	計装ラック	クラス1	A
	主蒸気隔離弁 (復水器真空度低)	主復水器内圧力A現場計装ラック	H22-P732	—	計装ラック	クラス1	A
		主復水器内圧力B現場計装ラック	H22-P733	—	計装ラック	クラス1	A
	原子炉スクラム信号(スクラム排出容器水位高)	CRDスクラム排出容器水位計器架台A	H22-P760	—	計装ラック	クラス1	As
		CRDスクラム排出容器水位計器架台B	H22-P762	—	計装ラック	クラス1	As
	主蒸気圧力制御	主タービンEHC盤	H11-P685	—	制御盤	クラス3	C
	原子炉再循環流量制御	原子炉再循環流量制御系盤	H11-P612-2	—	制御盤	クラス3	C
	一次冷却材計測制御	給水流量制御系盤	H11-P612-1	—	制御盤	クラス3	C
	核計装	平均出力領域モニタ	C51-Z654	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
		局部出力領域モニタ	C51-Z655	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
		局部出力領域モニタ	C51-LPRM	172個	検出器	クラス1	A
		制御棒引抜監視装置	C51-Z656	A	計器	クラス3	C
				B	計器	クラス3	C
	出力領域モニタ盤	H11-P608-1	—	制御盤	クラス1	A	
		H11-P608-2	—	制御盤	クラス1	A	
	流量ユニット	C51-Z603	A	計器	クラス1	A	
			B	計器	クラス1	A	
			C	計器	クラス1	A	
			D	計器	クラス1	A	
	SRNM(検出器)	C51-SRNM	8個	検出器	クラス1	A	
	起動領域モニタ	C51-Z601	A	計器	クラス1	A	
			B	計器	クラス1	A	
			C	計器	クラス1	A	
			D	計器	クラス1	A	
			E	計器	クラス1	A	
			F	計器	クラス1	A	
			G	計器	クラス1	A	
			H	計器	クラス1	A	
	SRNM盤	H11-P635	—	制御盤	クラス1	A	
		H11-P636	—	制御盤	クラス1	A	
	TIP検出器	C51-NE008	A	検出器	ノンクラス	C	
			B	検出器	ノンクラス	C	
			C	検出器	ノンクラス	C	
			D	検出器	ノンクラス	C	
			E	検出器	ノンクラス	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1) 計測制御系統設備	設備区分(2) 制御棒位置制御	機器名称 制御棒監視制御盤	機器番号 H11-P615	種類 —	機器種別 制御盤	安全重要度 クラス3	耐震 重要度 C
	安全保護系	原子炉緊急停止系盤	H11-P609	A	制御盤	クラス1	As
			H11-P611	B	制御盤	クラス1	As
		プロセス放射線モニタ盤	H11-P604-1	—	制御盤	クラス1	As
			H11-P604-2	—	制御盤	クラス1	As
		出力領域モニタ盤	H11-P608-1	—	制御盤	クラス1	A
			H11-P608-2	—	制御盤	クラス1	A
		B系・C系残留熱除去系盤	H11-P618	—	制御盤	クラス1	As
		格納容器内側隔離弁盤	H11-P622	—	制御盤	クラス1	As
		格納容器外側隔離弁盤	H11-P623	—	制御盤	クラス1	As
		高圧炉心スプレイ系盤	H11-P625	—	制御盤	クラス1	As
		A系自動減圧系盤	H11-P628	—	制御盤	クラス1	A
		低圧炉心スプレイ系 A系残留熱除去系盤	H11-P629	—	制御盤	クラス1	As
		B系自動減圧系盤	H11-P631	—	制御盤	クラス1	A
		SRNM盤	H11-P635	—	制御盤	クラス1	A
			H11-P636	—	制御盤	クラス1	A
		SGTS, FCS, MSLC盤	H11-P643	—	制御盤	クラス1	A
			H11-P644	—	制御盤	クラス1	A
	制御棒引抜きインターロック	平均出力領域モニタ	C51-Z654	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
		出力領域モニタ盤	H11-P608-1	—	制御盤	クラス1	A
			H11-P608-2	—	制御盤	クラス1	A
		流量ユニット	C51-Z603	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
		起動領域モニタ	C51-Z601	A	計器	クラス1	A
				B	計器	クラス1	A
				C	計器	クラス1	A
				D	計器	クラス1	A
				E	計器	クラス1	A
				F	計器	クラス1	A
				G	計器	クラス1	A
				H	計器	クラス1	A
	格納容器内雰囲気酸素濃度	SRNM盤	H11-P635	—	制御盤	クラス1	A
			H11-P636	—	制御盤	クラス1	A
		制御棒監視制御盤	H11-P615	—	制御盤	クラス3	C
		スクラム排出水レベル	C12-LT016	A	変換器	ノンクラス	As
				B	変換器	ノンクラス	As
		格納容器内雰囲気酸素濃度	D23-O2T003	A	検出器	クラス2	A
				B	検出器	クラス2	A
		格納容器内雰囲気水素濃度	D23-H2T001	A	検出器	クラス2	A
				B	検出器	クラス2	A
	格納容器内雰囲気酸素／水素濃度	格納容器内雰囲気モニタサンプリングラックA	H22-P315	—	計装ラック	クラス2	A
		格納容器内雰囲気モニタサンプリングラックB	H22-P316	—	計装ラック	クラス2	A

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置	プロセス放射線モニタ	排ガス除湿冷却器出口放射線モニタ	D11-RE081	—	検出器	クラス3	C
		活性炭式希ガスホールドアップ塔出口放射線モニタ	D11-RE091	A	検出器	クラス3	C
				B	検出器	クラス3	C
		排ガス線形放射線モニタ	D11-RE082	—	検出器	クラス3	C
		グランド蒸気復水器及び復水器真空ポンプ排ガス放射線モニタ	D11-RE101	A	検出器	ノンクラス	C
				B	検出器	ノンクラス	C
		気体廃棄物処理系設備エリア排気放射線モニタ	D11-RE111	A	検出器	ノンクラス	C
				B	検出器	ノンクラス	C
		換気系排気筒入口放射線モニタ	D11-RE031	A	検出器	クラス3	C
				B	検出器	クラス3	C
	排気筒放射線モニタ(SCIN)	D11-RE041	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	排気筒放射線モニタ(IC)	D11-RE043	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	非常用ガス処理系排ガス放射線モニタ(SCIN)	D11-RE011	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	非常用排ガス処理系排ガス放射線モニタ(IC)	D11-RE002	A	検出器	クラス3	C	
			B	検出器	クラス3	C	
	燃料取替エリア排気放射線モニタ	D11-RE022	A	検出器	クラス3	A	
			B	検出器	クラス3	A	
			C	検出器	クラス3	A	
			D	検出器	クラス3	A	
	原子炉棟換気系排気放射線モニタ	D11-RE003	A	検出器	クラス3	A	
			B	検出器	クラス3	A	
			C	検出器	クラス3	A	
			D	検出器	クラス3	A	
	原子炉補機冷却系放射線モニタ	D11-RE054	—	検出器	ノンクラス	C	
	原子炉補機冷却中間ループ系放射線モニタ	D11-RE053	—	検出器	ノンクラス	C	
	残留熱除去冷却中間ループ系放射線モニタ	D11-RE051	—	検出器	ノンクラス	C	
		D11-RE052	—	検出器	ノンクラス	C	
高圧炉心スプレインイーゼル冷却中間ループ系放射線モニタ	D11-RE055	—	検出器	ノンクラス	C		
主蒸気管放射線モニタ	D11-RE001	A	検出器	クラス3	A		
		B	検出器	クラス3	A		
		C	検出器	クラス3	A		
		D	検出器	クラス3	A		
ドライウェルドレン(LCW)放射線モニタ	D11-RE023	—	検出器	ノンクラス	C		
ドライウェルドレン(HCW)放射線モニタ	D11-RE024	—	検出器	ノンクラス	C		
ドライウェルドレン(OD)放射線モニタ	D11-RE025	—	検出器	ノンクラス	C		
液体廃棄物処理設備排水放射線モニタ	D11-RE061	—	検出器	ノンクラス	C		
漏えい検出系ダスト放射線モニタ	E31-RE101	—	検出器	ノンクラス	C		
プロセス放射線モニタ盤	H11-P604-1	—	制御盤	クラス1	As		
	H11-P604-2	—	制御盤	クラス1	As		
格納容器(D/W)内雰囲気放射線モニタ	D23-RE005	A	検出器	クラス2	A		
		B	検出器	クラス2	A		
格納容器(S/C)内雰囲気放射線モニタ	D23-RE006	A	検出器	クラス2	A		
		B	検出器	クラス2	A		
格納容器内雰囲気モニタ盤区分I	H11-P638	—	制御盤	クラス2	A		
格納容器内雰囲気モニタ盤区分II	H11-P639	—	制御盤	クラス2	A		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置 エリヤモニタリング設備 (原子炉複合建屋放射線モニタ)	燃料貯蔵プールエリア(A)	D21-RE001	—	検出器	クラス3	C	
	燃料貯蔵プールエリア(B)	D21-RE002	—	検出器	クラス3	C	
	R/B 3F南西側エリア	D21-RE003	—	検出器	クラス3	C	
	R/B 3F南東側エリア	D21-RE004	—	検出器	クラス3	C	
	原子炉区域A	D21-RE005	—	検出器	クラス3	C	
	原子炉区域B	D21-RE006	—	検出器	クラス3	C	
	R/B 2Fハッヂエリア	D21-RE007	—	検出器	クラス3	C	
	原子炉冷却材浄化系操作エリア	D21-RE008	—	検出器	クラス3	C	
	R/B 1F北西階段口	D21-RE009	—	検出器	クラス3	C	
	R/B 機器搬出入口	D21-RE010	—	検出器	クラス3	C	
	R/B B1Fハッヂエリア	D21-RE011	—	検出器	クラス3	C	
	CRD水圧制御ユニット室(A)	D21-RE012	—	検出器	クラス3	C	
	CRD水圧制御ユニット室(B)	D21-RE013	—	検出器	クラス3	C	
	MSIVバルブラッピング室	D21-RE014	—	検出器	クラス3	C	
	R/B B2Fハッヂエリア	D21-RE015	—	検出器	クラス3	C	
	R/B 計装ラック室(A)	D21-RE016	—	検出器	クラス3	C	
	R/B 計装ラック室(B)	D21-RE017	—	検出器	クラス3	C	
	R/B B3Fハッヂエリア	D21-RE018	—	検出器	クラス3	C	
	TIP駆動装置室	D21-RE019	—	検出器	クラス3	C	
	TIP装置室	D21-RE020	—	検出器	クラス3	C	
	CRD補修室	D21-RE021	—	検出器	クラス3	C	
	R/B B4Fハッヂエリア	D21-RE022	—	検出器	クラス3	C	
	R/B B5F北西側エリア	D21-RE023	—	検出器	クラス3	C	
	R/B B5F南西側エリア	D21-RE024	—	検出器	クラス3	C	
	C/Sドラム搬出入口	D21-RE034	—	検出器	クラス3	C	
	固化設備制御室	D21-RE035	—	検出器	クラス3	C	
	C/S B1F北東側エリア	D21-RE036	—	検出器	クラス3	C	
	C/S B2F北側通路(固化設備前)	D21-RE037	—	検出器	クラス3	C	
	RW制御室	D21-RE038	—	検出器	クラス3	C	
	C/S B3F北側通路	D21-RE039	—	検出器	クラス3	C	
	C/S B4F南東側エリア	D21-RE040	—	検出器	クラス3	C	
	C/S B5F東側通路	D21-RE041	—	検出器	クラス3	C	
	中央制御室	D21-RE042	—	検出器	クラス3	C	
エリヤモニタリング設備 (タービン建屋放射線モニタ)	T/Bオペレーティングフロア	D21-RE025	—	検出器	クラス3	C	
	T/B機器搬入口	D21-RE026	—	検出器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置 (タービン建屋放射線モニタ)	エリアモニタリング設備 (タービン建屋放射線モニタ)	復水脱塩ろ過装置制御盤前エリア	D21-RE027	—	検出器	クラス3	C
		T/B B1F東側通路	D21-RE028	—	検出器	クラス3	C
		給水系サンプリングエリア	D21-RE029	—	検出器	クラス3	C
		T/B B2F南側通路	D21-RE030	—	検出器	クラス3	C
		T/B B2F北側通路	D21-RE031	—	検出器	クラス3	C
		排ガスモニタ室	D21-RE032	—	検出器	クラス3	C
		復水サンプリング室	D21-RE033	—	検出器	クラス3	C
		モニタ建屋	D21-RE043	—	検出器	クラス3	C
	エリア放射線モニタ盤	モニタ建屋	H11-P605-1	—	制御盤	クラス3	C
		モニタ建屋	H11-P605-2	—	制御盤	クラス3	C
放射線管理用計測装置 (第1,2,3,4,5号機共用)	プロセスマニタリング設備 (焼却炉建屋 排気筒放射線モニタ)	焼却炉建屋排気筒放射線モニタ	D11-RE002	A	検出器	ノンクラス	C
		モニタ建屋		B	検出器	ノンクラス	C
		モニタ建屋	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C
		モニタ建屋	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C
	エリアモニタリング設備 (焼却炉建屋放射線モニタ)	灰取出室エリアモニタ	D21-RE001	—	検出器	ノンクラス	C
		モニタ建屋	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C
		モニタ建屋	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C
		モニタ建屋	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C
		モニタ建屋	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C
		モニタ建屋	2H14-P651	—	制御盤	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理用計測装置 (第1,2,3,4,5,6,7号機共用)	エリアモニタリング設備 (使用済燃料輸送容器保管建屋モニタ)	使用済燃料輸送容器保管建屋	D21-RE001	—	検出器	ノンクラス	C
			H21-P001	—	制御盤	ノンクラス	C
	固定式周辺モニタリング設備	空間ガンマ線測定装置	MP-1	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C
				イオン チェンバ	検出器	クラス3	C
			MP-2	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C
				イオン チェンバ	検出器	クラス3	C
			MP-3	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C
				イオン チェンバ	検出器	クラス3	C
			MP-4	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C
				イオン チェンバ	検出器	クラス3	C
			MP-5	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C
				イオン チェンバ	検出器	クラス3	C
			MP-6	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C
				イオン チェンバ	検出器	クラス3	C
MP-7			NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C	
	イオン チェンバ	検出器	クラス3	C			
MP-8	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C			
	イオン チェンバ	検出器	クラス3	C			
MP-9	NaI(Tl) シンチレーション式	検出器	クラス3	C			
	イオン チェンバ	検出器	クラス3	C			
移動式周辺モニタリング設備	空間放射性粒子濃度測定装置	DM-1	—	検出器	クラス3	C	
		DM-2	—	検出器	クラス3	C	
		DM-3	—	検出器	クラス3	C	
電気設備	保護継電装置の種類(スラスト軸受摩耗検出装置)	主タービン軸受給油圧力(タービン側スラスト保護装置INT用)	N34-PS051	—	計器	クラス3	B
			N34-PS052	—	計器	クラス3	B
			N34-PS053	—	計器	クラス3	B
主タービン軸受給油圧力(発電機側スラスト保護装置INT用)		N34-PS054	—	計器	クラス3	B	
		N34-PS055	—	計器	クラス3	B	
		N34-PS056	—	計器	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	保護継電装置の種類(発電機固定子冷却水喪失検出装置)	固定子冷却水入口圧力	N43-PT008	A	変換器	クラス3	C
				B	変換器	クラス3	C
				C	変換器	クラス3	C
	保護継電装置の種類(水素純度低検出装置)	固定子冷却水出口温度	N43-TE011	A	検出器	クラス3	C
				B	検出器	クラス3	C
		固定子巻線冷却水制御盤	H21-P220	—	制御盤	クラス3	C
	保護継電装置の種類(水素純度低検出装置)	水素ガス／炭酸ガス純度	N42-H2T005	—	変換器	クラス3	C
		水素ガス制御盤	H21-P222	—	制御盤	クラス3	C
	保護継電装置の種類(水素温度高検出装置)	水素ガス冷却器入口ガス温度(高温側)	N41-TE073	—	検出器	クラス3	C
				—	検出器	クラス3	C
		水素ガス冷却器出口ガス温度(低温側)	N41-TE075	—	検出器	クラス3	C
				—	検出器	クラス3	C
計測制御系統設備	保護継電装置の種類(水素圧力高低検出装置)	機内水素ガス圧力	N42-PS004	A	計器	クラス3	C
				B	計器	クラス3	C
		水素ガス制御盤	H21-P222	—	制御盤	クラス3	C
		保護継電装置の種類(発電機固定子冷却水温度高検出装置)	N43-TE010	—	検出器	クラス3	C
	計測制御系統設備	原子炉スクラム信号(主蒸気隔壁弁閉)	主蒸気内側隔離弁(リミットスイッチ) B21-NO-F002(LS1)	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
				D	弁	クラス1	As
			主蒸気外側隔離弁(リミットスイッチ) B21-AO-F003(LS1)	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
				D	弁	クラス1	As
			主蒸気外側隔離弁(リミットスイッチ) B21-AO-F003(LS2)	A	弁	クラス1	As
				B	弁	クラス1	As
				C	弁	クラス1	As
				D	弁	クラス1	As
制御棒駆動系	制御棒駆動系	制御棒駆動水ポンプ	C12-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
	ほう酸水注入系	制御棒駆動水加熱器	C12-B001	—	電気ヒータ	クラス3	B
		ほう酸水注入系ポンプ	C41-C001	A	電動機	クラス1	A
				B	電動機	クラス1	A
原子炉冷却材ポンプ用可変周波数電源装置	原子炉冷却材再循環ポンプM-Gセット		C81-C001 C81-C003	A	電動機	クラス3	C
				B	電動機	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
				A	電動機	クラス1	As
原子力冷却系統設備	原子炉冷却材再循環系	原子炉冷却材再循環ポンプ [°]	B31-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
	残留熱除去系	残留熱除去系ポンプ [°]	E11-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイ系	高圧炉心スプレイ系ポンプ [°]	E22-C001	—	電動機	クラス1	As
		低圧炉心スプレイ系	E21-C002	—	電動機	クラス3	A
	低圧炉心スプレイ系	低圧炉心スプレイ系封水ポンプ [°]	E21-C001	—	電動機	クラス1	A
		原子炉補機冷却系	P21-C001	A	電動機	クラス3	B
	原子炉補機冷却中間ループ系	原子炉補機冷却水ポンプ [°]	P21-C001	B	電動機	クラス3	B
				A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
原子力冷却系統設備	残留熱除去冷却中間ループ系	原子炉補機冷却中間ループポンプ [°]	P31-C002	C	電動機	クラス3	B
				A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
	原子炉冷却海水系	残留熱除去海水ポンプ [°]	P36-C001	D	電動機	クラス1	As
				A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
				C	電動機	クラス1	As
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル発電機	R43-C001	A	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
				B	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
	非常用補機冷却中間ループ系	非常用補機冷却中間ループポンプ [°]	P38-C001	A	電動機	クラス1	As
				B	電動機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機	R44-C001	H	非常用ディーゼル発電機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループ系	高圧炉心スプレイディーゼル冷却中間ループポンプ [°]	P37-C001	—	電動機	クラス1	As
	高圧炉心スプレイディーゼル海水系	高圧炉心スプレイディーゼル海水ポンプ [°]	P46-C002	—	電動機	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	液体廃棄物処理系	原子炉複合建屋原子炉棟低電導度廃液サンプポンプ	K11-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
	原子炉複合建屋原子炉棟高電導度廃液サンプポンプ		K11-C101	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
				E	電動機	クラス3	B
				F	電動機	クラス3	B
原子力冷却系統設備	復水浄化系	復水脱塩装置再循環ポンプ	N27-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
	復水系・給水系	高圧復水ポンプ	N21-C002	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
	電動機駆動原子炉給水ポンプ		N21-C009	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
	給水加熱器ドレン、ペント系	給水加熱器ドレンポンプ	N22-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
計測制御系統設備	計装用圧縮空気系	計装用圧縮空気系空気圧縮機	P52-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
廃棄設備	気体廃棄物処理系	気体廃棄物処理系排ガス真空ポンプ	N62-C001	A	電動機	クラス2	B
				B	電動機	クラス2	B
	液体廃棄物処理系	タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ	K11-C003	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
	タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ		K11-C103	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
				C	電動機	クラス3	B
				D	電動機	クラス3	B
燃料設備	燃料プール冷却浄化系	燃料プール冷却浄化系ポンプ	G41-C001	A	電動機	クラス3	B
				B	電動機	クラス3	B
		燃料プール補給水ポンプ	P14-C001	A	電動機	ノンクラス	A
				B	電動機	ノンクラス	A

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機	発電機本体	—	—	発電機	クラス3	C
		励磁制御盤	H21-P225	—	調整器	クラス3	C
		サイリスタ整流器盤	H21-P227	—	調整器	クラス3	C
	変圧器	主変圧器	S11-MTR	—	変圧器	クラス3	C
		所内変圧器	R11HTR-1	A	変圧器	クラス3	C
				B	変圧器	クラス3	C
		高起動変圧器	S12-#1HSTr	—	変圧器	クラス3	C
		低起動変圧器	S12-LSTR1S	A	変圧器	クラス3	C
				B	変圧器	クラス3	C
		予備変圧器	S13-YOBI-TR	—	変圧器	クラス3	C
	所内母線受電用 6.9kVしゃ断器 起動母線受電用 6.9kVしゃ断器 所内母線一起動 母線連絡用6.9 kVしゃ断器 負荷用6.9kV しゃ断器 ディーゼル発電 機用6.9kVしゃ 断器	6.9kV メタクラ 1A-1	M/C1A-1	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1A-2	M/C1A-2	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1B-1	M/C1B-1	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1B-2	M/C1B-2	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1C	M/C1C	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		6.9kV メタクラ 1D	M/C1D	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		6.9kV メタクラ 1H	M/C1H	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		6.9kV メタクラ 1SA-1	M/C1SA-1	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1SA-2	M/C1SA-2	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1SB-1	M/C1SB-1	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		6.9kV メタクラ 1SB-2	M/C1SB-2	—	制御盤 電源盤	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	中性点接地装置 (発電機、変圧器)	発電機中性点接地装置	H21-P230	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	中性点接地装置	所内変圧器1A NGR盤1A-1	H21-P231	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器1A NGR盤1A-2	H21-P232	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器1B NGR盤1B-1	H21-P233	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		所内変圧器1B NGR盤1B-2	H21-P234	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	No. 1高起動変圧器 NGR装置	S12- #1HSTr- NGR		—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	低起動変圧器 NGR盤1SA-1		H21-P238	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	低起動変圧器 NGR盤1SA-2		H21-P239	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	低起動変圧器 NGR盤1SB-1		H21-P240	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	低起動変圧器 NGR盤1SB-2		H21-P241	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	予備変圧器 NGR装置	S13-YOBI- TR-NGR		—	制御盤 電源盤	クラス3	C
	発電機(保護継電装置の種類)	発電機・変圧器保護継電器盤	H11-P675-1	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		発電機比率差動継電器A1	H11-P675- 1-87GA1	—	継電器	クラス3	C
		発電機比率差動継電器A2	H11-P675- 1-87GA2	—	継電器	クラス3	C
		発電機・主変圧器比率差動継電器	H11-P675- 1-87GMT	—	継電器	クラス3	C
		発電機後備保護継電器(距離継電器(過電流保護))	H11-P675- 1-44G	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機(保護継電装置の種類)	発電機逆電力継電器	H11-P675-1-67G	—	継電器	クラス3	C
		発電機地絡継電器1	H11-P675-1-64G1	—	継電器	クラス3	C
		発電機地絡継電器2	H11-P675-1-64G2	—	継電器	クラス3	C
		発電機界磁喪失継電器	H11-P675-1-40G	—	継電器	クラス3	C
		発電機・変圧器過励磁継電器	H11-P675-1-59/95G	—	継電器	クラス3	C
		発電機逆相過電流保護継電器盤	H11-P737	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		発電機逆相過電流継電器1	H11-P737-46G1	—	継電器	クラス3	C
		発電機逆相過電流継電器2	H11-P737-46G2	—	継電器	クラス3	C
		励磁電源変圧器比率差動継電器	H21-P225-87ET	—	継電器	クラス3	C
		励磁電源変圧器過電流継電器	H21-P225-51E	—	継電器	クラス3	C
所内変圧器(保護継電装置の種類)	所内変圧器1A比率差動継電器	所内変圧器1A比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1A過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1A温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		所内変圧器1B温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		所内変圧器1A衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C
		所内変圧器1B衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震 重要度
電気設備	主変圧器(保護 継電装置の種 類)	発電機・主変圧器比率 差動継電器	H11-P675- 1-87GMT	—	継電器	クラス3	C
		発電機後備保護継電器 (距離継電器(発電機と共に用))	H11-P675- 1-44G	—	継電器	クラス3	C
		主変圧器比率差動継電器	H11-P675- 1-87MT	—	継電器	クラス3	C
		主変圧器後備保護盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		主変圧器中性点過電流継電器	151GN	—	継電器	クラス3	C
		主変圧器温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		主変圧器衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C
		高起動変圧器 (保護継電装置 の種類)	1号高起動変圧器主保護盤1系／ 後備	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		1号高起動変圧器主保護盤2系	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		1号高起動変圧器比率差動継電 器1	—	—	継電器	クラス3	C
	低起動変圧器 (保護継電装置 の種類)	1号高起動変圧器比率差動継電 器2	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器過電流継電器1	—	—	継電器	クラス3	C
		1号高起動変圧器過電流継電器2	—	—	継電器	クラス3	C
		高起動変圧器温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		高起動変圧器衝撃油圧 継電器	—	—	計器	クラス3	C
		低起動変圧器保護継電器盤	H11-P675-2	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		低起動変圧器ISA比率差動継電 器	H11-P675- 2-87LST-1A	—	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器ISB比率差動継電 器	H11-P675- 2-87LST-1B	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	低起動変圧器 (保護継電装置の種類)	低起動変圧器ISA過電流継電器	H11-P675-2-51LST-1A	—	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器1SB過電流継電器	H11-P675-2-51LST-1B	—	継電器	クラス3	C
		低起動変圧器ISA温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		低起動変圧器1SB温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		低起動変圧器ISA衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C
		低起動変圧器1SB衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C
	予備変圧器(保護継電装置の種類)	60MVA変圧器保護盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		予備変圧器比率差動継電器	87	—	継電器	クラス3	C
		予備変圧器過電流継電器	51P	—	継電器	クラス3	C
		予備変圧器温度高継電器	—	—	計器	クラス3	C
		予備変圧器衝撃油圧継電器	—	—	計器	クラス3	C
	母線用500kV しゃ断器(保護継電装置の種類)	1B-2BSEC しゃ断器	O10	—	遮断器	クラス3	C
		2B-3BSEC しゃ断器	O20	—	遮断器	クラス3	C
		ガス圧力低継電器(警報)	010	—	計器	クラス3	C
			020	—	計器	クラス3	C
		500kV2号母線保護盤1	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 2号母線保護盤2	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 1号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 1号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 2号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 2号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 1号母線分離盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 1号母線分離継電器	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 2号母線分離盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 2号母線分離継電器	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 3号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 3号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 3号母線分離盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 3号母線分離継電器	—	—	継電器	クラス3	C
線路用500kV しゃ断器	新新潟幹線1号しゃ断器	O1	—	遮断器	クラス3	C	
	新新潟幹線2号しゃ断器	O2	—	遮断器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	線路用500kV しゃ断器(保護繼電装置の種類)	ガス圧力低継電器(警報)	—	O1	計器	クラス3	C
			—	O2	計器	クラス3	C
	新新潟幹線1号(主1)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	新新潟幹線1号(主2)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	新新潟幹線1号(後備1)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	新新潟幹線1号(後備2)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	新新潟幹線2号(主1)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	新新潟幹線2号(主2)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	新新潟幹線2号(後備1)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	新新潟幹線2号(後備2)	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	新新潟幹線1号(主1) (デジタル形電流差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
	新新潟幹線1号(後備1) (短絡距離方向継電器 第1~第4段) (地絡距離方向継電器 第1~第4段)	—	—	継電器	クラス3	C	
	新新潟幹線1号(主2) (デジタル形電流差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
	新新潟幹線1号(後備2) (短絡距離方向継電器 第1~第4段) (地絡距離方向継電器 第1~第4段)	—	—	継電器	クラス3	C	
	新新潟幹線2号(主1) (デジタル形電流差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
	新新潟幹線2号(後備1) (短絡距離方向継電器 第1~第4段) (地絡距離方向継電器 第1~第4段)	—	—	継電器	クラス3	C	
	新新潟幹線2号(主2) (デジタル形電流差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
	新新潟幹線2号(後備2) (短絡距離方向継電器 第1~第4段) (地絡距離方向継電器 第1~第4段)	—	—	継電器	クラス3	C	
	500kV 1号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
	500kV 1号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
	500kV 3号母線保護盤1	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	500kV 3号母線保護盤2	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
	500kV 3号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
	500kV 3号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
高起動変圧器受電用500kVしゃ断器	1号高起動変圧器受電用しゃ断器	O81	—	遮断器	クラス3	C	
	ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C	
	1号高起動変圧器比率差動継電器1	—	—	継電器	クラス3	C	
	1号高起動変圧器比率差動継電器2	—	—	継電器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
電気設備	高起動変圧器受電用500kVしゃ断器(保護継電装置の種類)	1号高起動変圧器過電流継電器1	—	—	継電器	クラス3	C	
		1号高起動変圧器過電流継電器2	—	—	継電器	クラス3	C	
		1号高起動変圧器地絡過電流継電器	—	—	継電器	クラス3	C	
		500kV 2号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
		500kV 2号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
		予備変圧器受電用154kVしゃ断器	O11	—	遮断器	クラス3	C	
		予備変圧器受電用154kVしゃ断器(保護継電装置の種類)	ガス圧力低継電器(警報)	—	計器	クラス3	C	
		予備変圧器比率差動継電器	87	—	継電器	クラス3	C	
		予備変圧器過電流継電器	51P	—	継電器	クラス3	C	
		母線不足電圧継電器	27B	—	継電器	クラス3	C	
		予備変圧器地絡過電流継電器	51N	—	継電器	クラス3	C	
		母線受電用66kVしゃ断器(高起動変圧器より)	1号高起動変圧器しゃ断器	O111	—	遮断器	クラス3	C
		母線受電用66kVしゃ断器(高起動変圧器より)(保護継電器装置の種類)	ガス圧力低継電器(警報)	—	計器	クラス3	C	
		1号高起動変圧器比率差動継電器1	—	—	継電器	クラス3	C	
		1号高起動変圧器比率差動継電器2	—	—	継電器	クラス3	C	
		1号高起動変圧器過電流継電器1	—	—	継電器	クラス3	C	
		1号高起動変圧器過電流継電器2	—	—	継電器	クラス3	C	
		1号高起動変圧器地絡過電流継電器	—	—	継電器	クラス3	C	
		66kV甲母線保護盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		66kV乙母線保護盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		66kV甲母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
		66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C	
		66kV母線分離盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C	
		母線地絡過電圧継電器	—	—	継電器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	母線受電用66kV しや断器(予備変圧器より)	予備変圧器受電用しや断器	O114	—	遮断器	クラス3	C
	母線受電用66kV しや断器(予備変圧器より)(保護 継電装置の種類)	ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
		予備変圧器比率差動継電器	87	—	継電器	クラス3	C
		予備変圧器過電流継電器	51P	—	継電器	クラス3	C
		予備変圧器地絡過電流 継電器	51N	—	継電器	クラス3	C
		66kV甲母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	—	—	継電器	クラス3	C
	母線用66kVしや 断器	母線連絡用しや断器	O110	—	遮断器	クラス3	C
	母線用66kVしや 断器(保護継電 装置の種類)	ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
		66kV甲母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV母線分離継電器	—	—	継電器	クラス3	C
	低起動変圧器受 電用66kVしや断 器	低起動変圧器ISA受電用しや断 器	O1SA	—	遮断器	クラス3	C
		低起動変圧器ISB受電用しや断 器	O1SB	—	遮断器	クラス3	C
低起動変圧器受 電用66kVしや断 器(保護継電装 置の種類)	ガス圧力低継電器(警報)	—	O1SA	計器	クラス3	C	
		—	O1SB	計器	クラス3	C	
	低起動変圧器ISA比率差動継電 器	H11-P675- 2-87LST-1A	—	継電器	クラス3	C	
	低起動変圧器ISB比率差動継電 器	H11-P675- 2-87LST-1B	—	継電器	クラス3	C	
	低起動変圧器ISA過電流継電器	H11-P675- 2-51LST-1A	—	継電器	クラス3	C	
	低起動変圧器ISB過電流継電器	H11-P675- 2-51LST-1B	—	継電器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	低起動変圧器受電用66kVしや断器(保護継電装置の種類)	66kV甲母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	—	—	継電器	クラス3	C
	工事用変圧器受電用66kVしや断器	工事用変圧器受電用しや断器	O115	—	遮断器	クラス3	C
	工事用変圧器受電用66kVしや断器(保護継電装置の種類)	ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
		工事用変圧器保護盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		工事用変圧器比率差動継電器	87	—	継電器	クラス3	C
	工事用変圧器過電流継電器	51P	—	継電器	クラス3	C	
	66kV甲母線保護継電器(母線保護比率差動継電器)	66kV甲母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		66kV乙母線保護継電器 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		母線地絡過電圧継電器	—	—	継電器	クラス3	C
	所内母線受電用6.9kVしや断器(保護継電装置の種類)	所内変圧器1A比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1A過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		所内母線過電流継電器	M/C 1A-1-1B-51	—	継電器	クラス3	C
		所内母線過電流継電器	M/C 1A-2-1B-51	—	継電器	クラス3	C
		所内母線過電流継電器	M/C 1B-1-1B-51	—	継電器	クラス3	C
	所内母線過電流継電器	M/C 1B-2-1B-51	—	継電器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
電気設備	起動母線受電用 6.9kVしゃ断器 (保護繼電装置の種類)	低起動変圧器ISA比率差動繼電器	H11-P675-2-87LST-1A	—	繼電器	クラス3	C	
		低起動変圧器ISA過電流繼電器	H11-P675-2-51LST-1A	—	繼電器	クラス3	C	
		低起動変圧器1SB比率差動繼電器	H11-P675-2-87LST-1B	—	繼電器	クラス3	C	
		低起動変圧器1SB過電流繼電器	H11-P675-2-51LST-1B	—	繼電器	クラス3	C	
		起動母線過電流繼電器	M/C1SA-1-1B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		起動母線過電流繼電器	M/C1SA-2-1B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		起動母線過電流繼電器	M/C1SB-1-1B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		起動母線過電流繼電器	M/C1SB-2-1B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		所内母線一起動 母線連絡用6.9kV しゃ断器(保護繼電装置の種類)	連絡母線過電流繼電器	M/C 1A-1-3B-51	—	繼電器	クラス3	C
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1A-2-3B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1B-1-3B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1B-2-3B-51	—	繼電器	クラス3	C	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1C-1B-51	—	繼電器	クラス3	As	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1C-2B-51	—	繼電器	クラス3	As	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1D-1B-51	—	繼電器	クラス3	As	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1D-2B-51	—	繼電器	クラス3	As	
		連絡母線過電流繼電器	M/C 1H-1B-51	—	繼電器	クラス3	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	所内母線一起動母線連絡用6.9kVしゃ断器(保護継電装置の種類)	連絡母線過電流継電器	M/C 1H-2B-51	—	継電器	クラス3	As
		連絡母線過電流継電器	M/C1SA-1-3A-51	—	継電器	クラス3	C
		連絡母線過電流継電器	M/C1SA-1-6A-51	—	継電器	クラス3	C
		連絡母線過電流継電器	M/C1SA-2-3B-51	—	継電器	クラス3	C
		連絡母線過電流継電器	M/C1SA-2-7B-51	—	継電器	クラス3	C
		連絡母線過電流継電器	M/C1SB-2-3B-51	—	継電器	クラス3	C
		連絡母線過電流継電器	M/C1SB-2-7B-51	—	継電器	クラス3	C
	負荷用6.9kVしゃ断器(保護継電装置の種類)	過電流継電器	M/C 1A-1-2B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-4A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-4B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-5A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-5B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-6A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-1-6B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1A-2-2B-50-51	—	継電器	クラス3	C
過電流継電器	M/C 1A-2-4A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		
	M/C 1A-2-4B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		
	M/C 1A-2-5A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		
	M/C 1A-2-5B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		
	M/C 1A-2-6A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		
	M/C 1A-2-6B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		
	M/C 1A-2-7B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		
	M/C 1B-1-2B-50-51	—	継電器	クラス3	C		
過電流継電器	M/C 1B-1-4A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		
	M/C 1B-1-4B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		
過電流継電器	M/C 1B-1-5A-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		
	M/C 1B-1-5B-49-50-51	—	継電器	クラス3	C		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	負荷用6.9kVしゃ 断器(保護継電 装置の種類)	過電流継電器	M/C 1B-1- 6B-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-2- 2B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-2- 4A-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-2- 4B-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-2- 5A-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-2- 5B-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-2- 6A-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1B-2- 6B-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C 1C- 3A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1C- 4A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1C- 4B-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1C- 5A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1C- 5B-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1C- 6A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1C- 6B-50-51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1C- 7A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1C- 7B-50-51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1D- 4A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1D- 4B-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1D- 5A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1D- 5B-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1D- 6A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1D- 6B-50-51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1D- 7A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1D- 7B-50-51	—	継電器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	負荷用6.9kVしゃ 断器(保護継電 装置の種類)	過電流継電器	M/C 1H- 3A-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1H- 4A-50-51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C 1H- 4B-49-50- 51	—	継電器	クラス1	As
		過電流継電器	M/C1SA-1- 3B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SA-1- 4A-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SA-1- 4B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SA-1- 5A-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SA-1- 5B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SA-2- 4A-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SA-2- 4B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SA-2- 5A-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SA-2- 5B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SA-2- 7A-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-1- 3A-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-1- 3B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-1- 4B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-1- 5A-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-1- 5B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-1- 7A-49-50- 51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-1- 7B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-2- 3A-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-2- 4A-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-2- 4B-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-2- 5A-50-51	—	継電器	クラス3	C
		過電流継電器	M/C1SB-2- 5B-50-51	—	継電器	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機並列用 500kVしゃ断器	#1BANKしゃ断器	O21	—	遮断器	クラス3	C
	発電機並列用 500kVしゃ断器 (保護継電装置 の種類)	ガス圧力低継電器(警報)	—	—	計器	クラス3	C
		500kV1号母線保護盤1	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 1号母線保護盤2	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		500kV 1号母線保護継電器1 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
		500kV 1号母線保護継電器2 (母線保護比率差動継電器)	—	—	継電器	クラス3	C
	発電機比率差動継電器A1	H11-P675- 1-87GA1	—	継電器	クラス3	C	
	発電機比率差動継電器A2	H11-P675- 1-87GA2	—	継電器	クラス3	C	
	発電機・主変圧器比率差動継電器	H11-P675- 1-87GMT	—	継電器	クラス3	C	
	発電機後備保護継電器(距離継電器(過電流保護))	H11-P675- 1-44G	—	継電器	クラス3	C	
	発電機逆電力継電器	H11-P675- 1-67G	—	継電器	クラス3	C	
	発電機地絡継電器1	H11-P675- 1-64G1	—	継電器	クラス3	C	
	発電機地絡継電器2	H11-P675- 1-64G2	—	継電器	クラス3	C	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
電気設備	発電機並列用 500kVしや断器 (保護継電装置 の種類)	1号発電機脱調分離盤	—	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		発電機脱調分離継電器	—	—	継電器	クラス3	C
		主変圧器比率差動継電器	H11-P675-1-87MT	—	継電器	クラス3	C
		主変圧器中性点過電流継電器	151GN	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1A比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B比率差動継電器	H11-P675-1-87HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1A過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1A	—	継電器	クラス3	C
		所内変圧器1B過電流継電器	H11-P675-1-51HT-1B	—	継電器	クラス3	C
		励磁電源変圧器比率差動継電器	H21-P225-87ET	—	継電器	クラス3	C
		励磁電源変圧器過電流継電器	H21-P225-51E	—	継電器	クラス3	C
ディーゼル発電機用6.9kVしや断器	D/G1A 比率差動継電器	R43-87DGA	—	継電器	クラス1	As	
	D/G1A 逆電力継電器	R43-67DGA	—	継電器	クラス1	As	
	D/G1A 過電流継電器	R43-51DGA	—	継電器	クラス1	As	
	D/G1B 比率差動継電器	R43-87DGB	—	継電器	クラス1	As	
	D/G1B 逆電力継電器	R43-67DGB	—	継電器	クラス1	As	
	D/G1B 過電流継電器	R43-51DGB	—	継電器	クラス1	As	
	HPCSD/G比率差動継電器	R44-87DGH	—	継電器	クラス1	As	
	HPCSD/G逆電力継電器	R44-67DGH	—	継電器	クラス1	As	
	HPCSD/G過電流継電器	R44-51DGH	—	継電器	クラス1	As	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電設備	非常用ディーゼル発電機1A制御盤	H21-P601A	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		非常用ディーゼル発電機1B制御盤	H21-P601B	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		励磁装置	H21-P603 H21-P604	A	調整器	クラス1	As
		励磁装置	H21-P603 H21-P604	B	調整器	クラス1	As
		中性点接地装置	H21-P608	A	制御盤 電源盤	クラス1	As
		中性点接地装置	H21-P608	B	制御盤 電源盤	クラス1	As
		D/G1A 比率差動継電器	R43-87DGA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1A 逆電力継電器	R43-67DGA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1A 過電流継電器	R43-51DGA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1A 地絡検出継電器	R43-64DGA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1A 界磁地絡検出継電器	R43-64DGFA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1A 過電圧継電器	R43-59DGA	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 比率差動継電器	R43-87DGB	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 逆電力継電器	R43-67DGB	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 過電流継電器	R43-51DGB	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 地絡検出継電器	R43-64DGB	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 界磁地絡検出継電器	R43-64DGFB	—	継電器	クラス1	As
		D/G1B 過電圧継電器	R43-59DGB	—	継電器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
非常用予備発電装置	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機制御盤 設備	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機制御盤	H21-P611	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		励磁装置	H21-P613 H21-P614	—	調整器	クラス1	As
		中性点接地装置	H21-P618	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		HPCSD/G比率差動継電器	R44-87DGH	—	継電器	クラス1	As
		HPCSD/G逆電力継電器	R44-67DGH	—	継電器	クラス1	As
		HPCSD/G過電流継電器	R44-51DGH	—	継電器	クラス1	As
		HPCSD/G地絡検出継電器	R44-64DGH	—	継電器	クラス1	As
		HPCSD/G界磁地絡検出継電器	R44-64DGFH	—	継電器	クラス1	As
		HPCSD/G過電圧継電器	R44-59DGH	—	継電器	クラス1	As
原子炉格納施設	可燃性ガス濃度制御系	可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワ	T49-C001	A	電動機	クラス1	A
				B	電動機	クラス1	A
		可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器	T49-B002	A	電気ヒータ	クラス1	A
				B	電気ヒータ	クラス1	A
	原子炉格納容器貫通部	信号(核計装)	X-100	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		特別高圧動力	X-101	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉格納施設	原子炉格納容器 貫通部	制御・計装	X-102	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				E	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		計装	X-103	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
			X-104	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		低圧動力	X-105	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				C	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				D	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
		制御・計装	X-230	A	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
				B	原子炉格納容器及び付属機器	クラス1	As
その他の発電装置	蓄電池及び充電器	直流250V充電器常用	R42-P007	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		直流250V充電器予備	R42-P012	—	制御盤 電源盤	クラス3	C
		直流125V充電器 1A	R42-P001A	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流125V充電器 1B	R42-P001B	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流125V充電器 予備	R42-P010	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流125VHPCS充電器常用	R42-P003	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流125VHPCS充電器予備	R42-P011	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		直流250V蓄電池	R42	—	蓄電池	クラス3	C
		直流125V蓄電池 1A	R42	—	蓄電池	クラス1	As
		直流125V蓄電池 1B	R42	—	蓄電池	クラス1	As
		直流125VHPCS蓄電池	R42	—	蓄電池	クラス1	As
	バイタル交流電源設備	プラントバイタルCVCF 1A	R46	—	制御盤 電源盤	クラス1	As
		プラントバイタルCVCF 1B	R46	—	制御盤 電源盤	クラス1	As

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	主蒸気系	タービンバイパス弁	N37-F001	(1)	弁	クラス2	B
				(2)	弁	クラス2	B
				(3)	弁	クラス2	B
				(4)	弁	クラス2	B
				(5)	弁	クラス2	B
	主配管	主配管1	—	—	配管	クラス1	As
		主配管2	—	—	配管	クラス2	A
		主配管3	—	—	配管	クラス2	B
		主配管4	—	—	配管	クラス3	B
	復水系、給水系	第1給水加熱器	N21-B001	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第2給水加熱器	N21-B002	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第3給水加熱器	N21-B003	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第4給水加熱器	N21-B004	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第5給水加熱器	N21-B005	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
		第6給水加熱器	N21-B006	A	給水加熱器	クラス3	B
				B	給水加熱器	クラス3	B
				C	給水加熱器	クラス3	B
	タービン駆動原子炉給水ポンプ	N21-C008	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	原子炉給水ポンプ駆動用タービン	N38-C001	A	ポンプ駆動用タービン	クラス3	B	
			B	ポンプ駆動用タービン	クラス3	B	
	電動機駆動原子炉給水ポンプ	N21-C009	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	高圧復水ポンプ	N21-C002	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
			C	横形ポンプ	クラス3	B	
	給水系主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	給水系主配管3	—	—	配管	クラス3	B	
	給水系主配管2	—	—	配管	クラス2	B	
	復水系主配管	—	—	配管	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
原子炉冷却系統設備	復水浄化系	復水脱塩装置復水脱塩塔	N27-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				C	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				D	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				E	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				F	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				G	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				H	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				I	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				J	ろ過脱塩器	クラス3	B	
復水脱塩装置再循環ポンプ		復水脱塩装置樹脂ストレーナ	N27-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
				B	横形ポンプ	クラス3	B	
復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔	復水脱塩装置陰イオン樹脂再生塔	復水脱塩装置ドレンストレーナ	N27-D002	A	タンク	クラス3	B	
				B	タンク	クラス3	B	
				C	タンク	クラス3	B	
				D	タンク	クラス3	B	
				E	タンク	クラス3	B	
				F	タンク	クラス3	B	
				G	タンク	クラス3	B	
				H	タンク	クラス3	B	
				I	タンク	クラス3	B	
				J	タンク	クラス3	B	
復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔	N27-D005	—	—	タンク	ノンクラス	B		
復水脱塩装置陰イオン樹脂再生塔	N27-D004	—	—	タンク	ノンクラス	B		
復水脱塩装置ドレンストレーナ	N27-D006	復水脱塩装置分離混合塔	N27-D003	A	タンク	クラス3	B	
				B	タンク	クラス3	B	
主配管	—	—	—	配管	クラス3	B		
復水ろ過装置復水ろ過器	N26-D001		N26-D001	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				C	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				D	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				E	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				F	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				G	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				H	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				I	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				J	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				K	ろ過脱塩器	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
原子炉冷却系統設備	復水浄化系	復水ろ過装置ストレーナ	N26-D002	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
				D	タンク	クラス3	B
				E	タンク	クラス3	B
				F	タンク	クラス3	B
				G	タンク	クラス3	B
				H	タンク	クラス3	B
				I	タンク	クラス3	B
				J	タンク	クラス3	B
				K	タンク	クラス3	B
計測制御系統設備	計装用圧縮空気系	主配管	-	-	配管	クラス3	B
				-	配管	クラス3	B
				-	配管	クラス3	B
				-	配管	クラス3	B
				A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				-	配管	クラス3	B
				-	空気圧縮機	クラス3	B
				B	空気圧縮機	クラス3	B
放射線管理設備	換気系	T/B送風機	U41-C201	A	除湿塔	クラス3	C
				B	除湿塔	クラス3	C
				C	除湿塔	クラス3	C
				D	除湿塔	クラス3	C
				-	配管	クラス3	C
		T/B排風機	U41-C202	-	配管	ノンクラス	C
				A	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C
				B	ファン	クラス3	C
				C	ファン	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	液体廃棄物処理系	タービン建屋低電導度廃液サンプ	K11-A003	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		タービン建屋高電導度廃液サンプ	K11-A103	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
		タービン建屋化学廃液サンプ	K11-A104	—	タンク	クラス3	B
		タービン建屋除染廃液サンプ	K11-A301	—	タンク	クラス3	B
		タービン建屋低電導度廃液サンプポンプ	K11-C003	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
		タービン建屋高電導度廃液サンプポンプ	K11-C103	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B
				D	立形ポンプ	クラス3	B
		タービン建屋化学廃液サンプポン	K11-C104	A	立形ポンプ	クラス3	B
		ブ		B	立形ポンプ	クラス3	B
		タービン建屋除染廃液サンプポン	K11-C301	A	立形ポンプ	クラス3	B
		ブ		B	立形ポンプ	クラス3	B
気体廃棄物処理系	気体廃棄物処理系排ガス予熱器	N62-B001		A	熱交換器	クラス2	B
				B	熱交換器	クラス2	B
	気体廃棄物処理系排ガス再結合器	N62-D001		A	タンク	クラス2	B
				B	タンク	クラス2	B
	気体廃棄物処理系排ガス復水器	N62-B002		A	熱交換器	クラス2	B
				B	熱交換器	クラス2	B
	気体廃棄物処理系除湿冷却器	N62-B003		A	熱交換器	クラス2	B
				B	熱交換器	クラス2	B
	気体廃棄物処理系脱湿塔	N62-B004		A	熱交換器	クラス2	B
				B	熱交換器	クラス2	B
				C	熱交換器	クラス2	B
	気体廃棄物処理系前置フィルタ	N62-D004		A	タンク	クラス2	B
				B	タンク	クラス2	B

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	気体廃棄物処理系	気体廃棄物処理系活性炭式希ガスホールドアップ塔	N62-D005	A	タンク	クラス2	B
				B	タンク	クラス2	B
				C	タンク	クラス2	B
				D	タンク	クラス2	B
				E	タンク	クラス2	B
				F	タンク	クラス2	B
				G	タンク	クラス2	B
	気体廃棄物処理系排ガスフィルタ		N62-D006	A	タンク	クラス2	B
				B	タンク	クラス2	B
蒸気タービン	蒸気タービン	気体廃棄物処理系排ガス真空ポンプ	N62-C001	A	横形ポンプ	クラス2	B
				B	横形ポンプ	クラス2	B
		気体廃棄物処理系排ガス循環水タンク	N62-A001	A	タンク	クラス2	B
				B	タンク	クラス2	B
		主配管	—	—	配管	クラス2	B
		高圧タービン	N31-C001	—	主タービン	クラス3	B
		低圧タービン	N31-C002	A	主タービン	クラス3	B
				B	主タービン	クラス3	B
				C	主タービン	クラス3	B
		リード管	—	—	配管	クラス3	B
		クロスアラウンド管	—	—	配管	クラス3	B
		抽気管	—	—	配管	クラス3	B
復水器等	復水器等	湿分分離器	N35-D001	A	湿分分離器	クラス3	B
				B	湿分分離器	クラス3	B
				—	—	主タービン	クラス3
		調速装置及び非常調速装置の種類	—	—	主タービン	クラス3	B
				—	主タービン	クラス3	B
		冷却水ポンプ(循環水ポンプ)	N71-C001	A	立形ポンプ	クラス3	C
				B	立形ポンプ	クラス3	C
				C	立形ポンプ	クラス3	C
		復水器真空ポンプ	N21-C006	—	横形ポンプ	ノンクラス	B
		起動停止用蒸気式空気抽出器	N21-D019	—	空気抽出器	クラス3	B
				—	空気抽出器	クラス3	B
		低圧復水ポンプ	N21-C001	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
				C	立形ポンプ	クラス3	B

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
蒸気タービン	蒸気タービンに附属する管	タービングランド蒸気系	—	—	配管	クラス3	B
		抽気系	—	—	配管	クラス3	B
		補助蒸気系	—	—	配管	クラス3	B
		復水系	—	—	配管	クラス3	B
		復水系復水器空気抽出系	—	—	配管	クラス3	B
		給水加熱器ドレン系	—	—	配管	クラス3	B
	蒸気タービンに附属する熱交換器	グランド蒸気復水器	N33-B002	—	熱交換器	クラス3	B
		グランド蒸気蒸化器	N33-B001	—	熱交換器	クラス3	B
		蒸気式空気抽出器	N21-D017	A	空気抽出器	クラス3	B
				B	空気抽出器	クラス3	B
			N21-D018	A	空気抽出器	クラス3	B
				B	空気抽出器	クラス3	B
	安全弁及び逃し弁	蒸化器加熱蒸気逃し弁	N36-F012	A	弁	クラス3	B
				B	弁	クラス3	B
				C	弁	クラス3	B
		グランド蒸気逃し弁	N33-F008	A	弁	クラス3	B
				B	弁	クラス3	B
		クロスアラウンド管逃し弁	N36-F001	A	弁	クラス3	B
				B	弁	クラス3	B
				C	弁	クラス3	B
				D	弁	クラス3	B
				E	弁	クラス3	B
				F	弁	クラス3	B
	減圧装置	蒸化器加熱蒸気減圧弁A	N81-F011	—	弁	クラス3	B
		蒸化器加熱蒸気減圧弁B	N81-F012	—	弁	クラス3	B
		グランド蒸気減圧弁	N33-F002	A	弁	クラス3	B
				B	弁	クラス3	B
補助ボイラ	補助ボイラーに附属する設備の安全弁及び逃し弁	所内蒸気系タービン建屋入口安全弁	P61-F343	—	弁	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系	原子炉複合建屋付属棟低電導度 廃液サンプ	K11-A002	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
	原子炉複合建屋付属棟高電導度 廃液サンプ	K11-A102	A	タンク	クラス3	B	
			B	タンク	クラス3	B	
	原子炉複合建屋付属棟除染廃液 サンプ	K11-A302	—	タンク	クラス3	B	
	原子炉複合建屋付属棟低電導度 廃液サンプポンプ	K11-C002	A	立形ポンプ	クラス3	B	
			B	立形ポンプ	クラス3	B	
			C	立形ポンプ	クラス3	B	
			D	立形ポンプ	クラス3	B	
	原子炉複合建屋付属棟高電導度 廃液サンプポンプ	K11-C102	A	立形ポンプ	クラス3	B	
			B	立形ポンプ	クラス3	B	
			C	立形ポンプ	クラス3	B	
			D	立形ポンプ	クラス3	B	
	原子炉複合建屋付属棟除染廃液 サンプポンプ	K11-C302	A	立形ポンプ	クラス3	B	
			B	立形ポンプ	クラス3	B	
	主配管1	—	—	配管	クラス1	As	
	主配管2	—	—	配管	クラス3	B	
	主配管3	—	—	配管	ノンクラス	B	
	サービス建屋化学廃液サンプ	K11-A105	—	タンク	クラス3	B	
	サービス建屋シャワードレンサン プ	K11-A351	—	タンク	ノンクラス	B	
	補助建屋洗濯廃液サンプ	K11-A251	—	タンク	ノンクラス	B	
	機械工作室除染廃液サンプ	K11-A303	—	タンク	クラス3	B	
	サービス建屋 化学廃液サンプボ ンプ	K11-C105	A	立形ポンプ	クラス3	B	
			B	立形ポンプ	クラス3	B	
	サービス建屋シャワードレンサン プポンプ	K11-C351	A	立形ポンプ	ノンクラス	B	
			B	立形ポンプ	ノンクラス	B	
	補助建屋洗濯廃液サンプポンプ	K11-C251	A	立形ポンプ	ノンクラス	B	
			B	立形ポンプ	ノンクラス	B	
	機械工作室除染廃液サンプボ ンプ	K11-C303	—	立形ポンプ	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	焼却炉建屋高電導度廃液サンプ	KK11-A2001	—	タンク	クラス3	B
		焼却炉建屋高電導度廃液サンプ ポンプ	KK11-C2001	A	立形ポンプ	クラス3	B
				B	立形ポンプ	クラス3	B
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 低電導度廃液系	低電導度廃液系収集槽	K12-A001	A	プールライニング	クラス3	B
				B	プールライニング	クラス3	B
				C	プールライニング	クラス3	B
	低電導度廃液系分離水タンク	K12-A002	A	タンク	クラス3	B	
				B	タンク	クラス3	B
	低電導度廃液系サンプル槽	K12-A003	A	プールライニング	クラス3	B	
				B	プールライニング	クラス3	B
	低電導度廃液系収集ポンプ	K12-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	低電導度廃液系分離水ポンプ	K12-C002	A	横形ポンプ	クラス3	B	
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	低電導度廃液系サンプルポンプ	K12-C003	A	横形ポンプ	クラス3	B	
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	低電導度廃液系クラッド除去装置	K12-D003	A	立形ポンプ	クラス3	B	
				B	立形ポンプ	クラス3	B
	低電導度廃液系脱塩塔	K12-D006	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
	低電導度廃液系ろ過器	K12-D011	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	
				B	ろ過脱塩器	クラス3	B
	低電導度廃液系ろ過器逆洗水受 タンク	K12-A004	—	タンク	クラス3	B	
	主配管	—	—	配管	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 高電導度廃液系	高電導度廃液系収集タンク	K13-A001	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
				D	タンク	クラス3	B
	高電導度廃液系収集ポンプ	K13-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
			C	横形ポンプ	クラス3	B	
			D	横形ポンプ	クラス3	B	
	高電導度廃液系濃縮装置蒸発缶	K13-D009	A	タンク	クラス3	B	
			B	タンク	クラス3	B	
	高電導度廃液系濃縮装置加熱器	K13-D008	A	熱交換器	クラス3	B	
			B	熱交換器	クラス3	B	
	高電導度廃液系濃縮装置復水器	K13-B001	A	熱交換器	クラス3	B	
			B	熱交換器	クラス3	B	
	高電導度廃液系濃縮装置デミスター	K13-D010	A	フィルタ	クラス3	B	
			B	フィルタ	クラス3	B	
	高電導度廃液系濃縮装置冷却器	K13-B002	A	熱交換器	クラス3	B	
			B	熱交換器	クラス3	B	
	高電導度廃液系濃縮装置循環ポンプ	K13-C302	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	高電導度廃液系蒸留水タンク	K13-A002	A	タンク	クラス3	B	
			B	タンク	クラス3	B	
	高電導度廃液系蒸留水ポンプ	K13-C002	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	高電導度廃液系脱塩塔	K13-D004	A	ろ過脱塩器	クラス3	B	
			B	ろ過脱塩器	クラス3	B	
	高電導度廃液系サンブル槽	K13-A003	A	プールライニング	クラス3	B	
			B	プールライニング	クラス3	B	
	高電導度廃液系サンブルポンプ	K13-C003	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	高電導度廃液系貯留槽	K13-A004	A	プールライニング	クラス3	B	
			B	プールライニング	クラス3	B	
	高電導度廃液系貯留水ポンプ	K13-C004	A	横形ポンプ	クラス3	B	
			B	横形ポンプ	クラス3	B	
	主配管	—	—	配管	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	クラッド受タンク	K21-A004	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
	クラッド移送ポンプ		K21-C004	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽		K21-A101	A	プールライニング	クラス3	B
				B	プールライニング	クラス3	B
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽デカントポンプ		K21-C101	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	復水浄化系逆洗水受タンク	K21-A003	—	タンク	クラス3	B	
	復水浄化系逆洗水移送ポンプ		K21-C003	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽		K21-A201	A	プールライニング	クラス3	B
				B	プールライニング	クラス3	B
				C	プールライニング	クラス3	B
				D	プールライニング	クラス3	B
	復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽 デカントポンプ		K21-C201	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	使用済樹脂槽		K21-A301	A	プールライニング	クラス3	B
				B	プールライニング	クラス3	B
	使用済樹脂槽デカントポンプ		K21-C301	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
	焼却炉建屋スラッジタンク	K21-A2001	—	タンク	クラス3	B	
	焼却炉建屋デカントポンプ	K21-C2002	—	横形ポンプ	クラス3	B	
	主配管	—	—	配管	クラス3	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽スラッジポンプ	K21-C102	—	横形ポンプ	クラス3	B
		復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽スラッジポンプ	K21-C202	—	横形ポンプ	クラス3	B
		使用済樹脂槽スラッジポンプ	K21-C302	—	横形ポンプ	クラス3	B
		焼却炉建屋スラッジポンプ	K21-C2001	—	横形ポンプ	クラス3	B
		スラッジ脱水機	K21-D2001	—	立形ポンプ	クラス3	B
		スラッジ供給機	K21-D2002	—	横形ポンプ	クラス3	B
	濃縮廃液タンク 濃縮廃液ポンプ 主配管	濃縮廃液タンク	K22-A001	A	タンク	クラス3	B
				B	タンク	クラス3	B
				C	タンク	クラス3	B
		濃縮廃液ポンプ	K22-C001	A	横形ポンプ	クラス3	B
				B	横形ポンプ	クラス3	B
				C	横形ポンプ	クラス3	B
		主配管	—	—	配管	クラス3	B
	液体廃棄物処理系 洗濯廃液系	洗濯廃液系収集ポンプ	K14-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
		洗濯廃液系収集タンク	K14-A001	A	タンク	ノンクラス	B
				B	タンク	ノンクラス	B
		洗濯廃液系ろ過器	K14-D112	A	ろ過脱塩器	ノンクラス	B
				B	ろ過脱塩器	ノンクラス	B
		洗濯廃液系移送タンク	K14-A102	—	タンク	ノンクラス	B
		洗濯廃液系受タンク	K14-A101	—	タンク	ノンクラス	B
		洗濯廃液系受ポンプ	K14-C101	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
		洗濯廃液系移送ポンプ	K14-C102	A	横形ポンプ	ノンクラス	B
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
		主配管	—	—	配管	ノンクラス	B
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 シャワードレン系	シャワードレン系収集タンク	K16-A001	A	タンク	ノンクラス	B	
				B	タンク	ノンクラス	B
	シャワードレン系収集ポンプ	K16-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	B	
				B	横形ポンプ	ノンクラス	B
	シャワードレン系ろ過器	K16-D003	A	ろ過脱塩器	ノンクラス	B	
			B	ろ過脱塩器	ノンクラス	B	
	主配管	—	—	配管	ノンクラス	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備 固体廃棄物処理設備 固化系	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理 設備 固化系	固化系乾燥機給液ポンプ	K23-C001	A	固化装置	クラス3	B
				B	固化装置	クラス3	B
		固化系ヘッドタンク	K23-A003	—	固化装置	クラス3	B
		固化系乾燥機	K23-D001	—	固化装置	クラス3	B
		固化系復水器	K23-B101	—	固化装置	クラス3	B
		固化系粉体移送機	K23-D002	—	固化装置	クラス3	B
		固化系粉体ホッパ	K23-D003	—	固化装置	クラス3	B
		固化系粉体排出機	K23-D004	—	固化装置	クラス3	B
		固化系粉体供給機	K23-D007	—	固化装置	クラス3	B
		固化系混合槽	K23-A002	—	固化装置	クラス3	B
		固化系ターンテーブル	K23-D206	—	固化装置	クラス3	B
		固化系洗浄ドレン受タンク	K23-A106	—	固化装置	クラス3	B
		固化系洗浄ドレン移送ポンプ	K23-C106	—	固化装置	クラス3	B
		固化系乾燥機給液タンク	K23-A001	—	タンク	クラス3	B
		主配管	—	—	配管	クラス3	B
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理 系 焼却系	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理 系 焼却系	空気予熱器	K26-D011	—	焼却装置	クラス3	B
		焼却炉	K26-D012	—	焼却装置	クラス3	B
		1次セラミックフィルタ	K26-D013	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
		2次セラミックフィルタ	K26-D014	A	フィルタ	クラス3	B
				B	フィルタ	クラス3	B
		排ガスプロワ	K26-C002	—	ファン	クラス3	B
		排ガス補助プロワ	K26-C003	—	ファン	クラス3	B
		排気筒	—	—	焼却装置	クラス3	B
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理 系 圧力抑制室ブル ル排水系	主配管	—	—	配管	ノンクラス	B	

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
放射線管理設備	換気系 原子炉複合建屋 廃棄物処理区域 換気系 送風機及び排風機	RW/A送風機	U41-C301	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
				C	ファン	ノンクラス	C
	RW/A排風機		U41-C302	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
				C	ファン	ノンクラス	C
	換気系原子炉複合建屋廃棄物処理区域換気系工アフィルタ	高性能粒子フィルタ	U41-D373	A	フィルタ	ノンクラス	C
				B	フィルタ	ノンクラス	C
				C	フィルタ	ノンクラス	C
	換気系 サービス建屋換気系 送風機及び排風機	S/B送風機	U41-C401	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		S/B排風機	U41-C402	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
	S/Bホットラボ送風機		U41-C403	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		S/Bホットラボ排風機	U41-C404	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
	換気系サービス建屋換気系エアフィルタ	高性能粒子フィルタ	U41-D474	A	フィルタ	ノンクラス	C
				B	フィルタ	ノンクラス	C
	換気系モニタ建屋換気系送風機	M/B送風機	U41-C901	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
	換気系 補助建屋換気系 送風機及び排風機	Ax/B送風機	U41-C001	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		Ax/B排風機	U41-C002	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
	換気系 補助建屋換気系 エアフィルタ	高性能粒子フィルタ	U41-D003	A	フィルタ	ノンクラス	C
				B	フィルタ	ノンクラス	C
				C	フィルタ	ノンクラス	C
				D	フィルタ	ノンクラス	C
				E	フィルタ	ノンクラス	C
	換気設備 焼却炉建屋換気空調系	I/B送風機	U41-C001	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
		I/B排風機	U41-C002	A	ファン	ノンクラス	C
				B	ファン	ノンクラス	C
補助ボイラ	補助ボイラ(1A)	胴	P62-B101	1A	ボイラ	クラス3	C
		管寄せ、連絡管及びボイラー管	P62-B101	1A	ボイラ	クラス3	C
	補助ボイラ(2A)	胴	P62-B102A	2A	ボイラ	クラス3	C
		管寄せ、連絡管及びボイラー管	P62-B102A	2A	ボイラ	クラス3	C
	補助ボイラ(2B)	胴	P62-B102B	2B	ボイラ	クラス3	C
		管寄せ、連絡管及びボイラー管	P62-B102B	2B	ボイラ	クラス3	C
	安全弁	補助ボイラ(1A)汽水胴用安全弁	P62-F101	1A	弁	クラス3	C
			P62-F102	1A	弁	クラス3	C
		補助ボイラ(2A)汽水胴用安全弁	P62-F201A	2A	弁	クラス3	C
			P62-F202A	2A	弁	クラス3	C
		補助ボイラ(2B)汽水胴用安全弁	P62-F201B	2B	弁	クラス3	C
			P62-F202B	2B	弁	クラス3	C
	補助ボイラに附属する給水設備 給水ポンプ	給水ポンプ	P62-C101	A	横形ポンプ	クラス3	C
				B	横形ポンプ	クラス3	C
				C	横形ポンプ	クラス3	C
	補助ボイラに附属する給水設備 貯水設備	給水タンク	P62-A001	A	タンク	クラス3	C
				B	タンク	クラス3	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
補助ボイラ	補助ボイラに附属するボイラ 水処理設備	清缶剤注入装置補助ボイラ(1A)用	P62-C110	1A	往復動式ポンプ	クラス3	C
		清缶剤注入装置補助ボイラ(2A)用	P62-C111A	2A	往復動式ポンプ	クラス3	C
		清缶剤注入装置補助ボイラ(2B)用	P62-C111B	2B	往復動式ポンプ	クラス3	C
		脱酸素剤注入装置補助ボイラ(1A)用	P62-C113	1A	往復動式ポンプ	クラス3	C
		脱酸素剤注入装置補助ボイラ(2A)用	P62-C114A	2A	往復動式ポンプ	クラス3	C
		脱酸素剤注入装置補助ボイラ(2B)用	P62-C114B	2B	往復動式ポンプ	クラス3	C
	補助ボイラに附属する通風設備 押込通風機	補助ボイラ(1A)用押込通風機	P62-C104	1A	ファン	クラス3	C
		補助ボイラ(2A)用押込通風機	P62-C105A	2A	ファン	クラス3	C
		補助ボイラ(2B)用押込通風機	P62-C105B	2B	ファン	クラス3	C
	補助ボイラに附属する通風設備 煙突	煙突	—	—	ボイラ	クラス3	C
		主蒸気管	—	—	配管	クラス3	C
	補助ボイラに附属する管 蒸気だめ	所内蒸気系配管1	—	—	配管	クラス3	C
		所内蒸気系配管2	—	—	配管	ノンクラス	C
		給水管	—	—	配管	クラス3	C
	補助ボイラに附属する管 蒸気だめ	蒸気だめ	P62-D101	A	ボイラ	クラス3	C
			P62-D001	B	ボイラ	クラス3	C
燃料燃焼設備	油燃焼用機器 輸送装置及び バーナー	重油ポンプ	P62-C102	A	横形ポンプ	クラス3	C
				B	横形ポンプ	クラス3	C
				C	横形ポンプ	クラス3	C
		補助ボイラ(1A)用重油バーナー	P62-D102	1A	ボイラ	クラス3	C
		補助ボイラ(2A)用重油バーナー	P62-D103A	2A	ボイラ	クラス3	C
	燃料運搬設備	補助ボイラ(2B)用重油バーナー	P62-D103B	2B	ボイラ	クラス3	C
		重油移送ポンプ	P62-C001	A	横形ポンプ	クラス3	C
	燃料貯蔵設備		P62-C001	B	横形ポンプ	クラス3	C
		重油貯蔵タンク		No.1	タンク	クラス3	C
		重油サービスタンク	P62-A002A	A	タンク	クラス3	C
			P62-A002B	B	タンク	クラス3	C
蒸気タービン	蒸気タービンに付属する給水処理設備	純水処理装置	Y41	No.1	横形ポンプ ろ過脱塩器 弁・配管	ノンクラス	C
				No.2	横形ポンプ ろ過脱塩器 弁・配管	ノンクラス	C
		純水タンク	Y41-A006A	No.1	タンク	ノンクラス	C
		純水移送ポンプ	P11-C001	A	横形ポンプ	ノンクラス	C
				B	横形ポンプ	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度	
廃棄設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系	サービス建屋化学廃液サンプ液位	K11-LS125	—	計器	ノンクラス	C	
			K11-LS124	—	計器	ノンクラス	C	
		サービス建屋シャワードレンサンプ液位	K11-LS352	—	計器	ノンクラス	C	
			K11-LS351	—	計器	ノンクラス	C	
		補助建屋洗濯廃液サンプ液位	K11-LS251-2	—	計器	ノンクラス	C	
			K11-LS251-1	—	計器	ノンクラス	C	
		機械工作室除染廃液サンプ液位	K11-LS-326-2	—	計器	ノンクラス	C	
		焼却炉建屋高電導度廃液サンプ液位	K11-LS2001	—	計器	ノンクラス	C	
			K11-LS2002	—	計器	ノンクラス	C	
		廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 低電導度廃液系	低電導度廃液系ろ過器逆洗水受タンク液位	K12-LS355-1	—	計器	ノンクラス	C
				K12-LS355-2	—	計器	ノンクラス	C
			LCW系ろ過装置制御盤	H14-P634	—	制御盤	ノンクラス	C
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 洗濯廃液系	洗濯廃液系収集タンク液位	K14-LS-001A-2	A	計器	ノンクラス	C		
			B	計器	ノンクラス	C		
		洗濯廃液系移送タンク液位	K14-LS-605-2	—	計器	ノンクラス	C	
		洗濯廃液系受タンク液位	K14-LS-601-2	—	計器	ノンクラス	C	
	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 シャワードレン系	シャワードレン系収集タンク液位	K16-LS001	A	計器	ノンクラス	C	
				B	計器	ノンクラス	C	
		HSD,SD,OD,CONW系計装盤	H14-P612	—	制御盤	ノンクラス	C	
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 固化系	固化系洗浄ドレン受タンク液位	K23-LS023	—	計器	ノンクラス	C		
		固化系乾燥機給液タンク液位	K23-LS001-2	—	計器	ノンクラス	C	
			K23-LS001-1	—	計器	ノンクラス	C	
	給液・乾燥工程変換器盤	給液・乾燥工程変換器盤	H21-P149	—	制御盤	ノンクラス	C	
		焼却炉建屋スラッジタンク液位	K21-LS2002	—	計器	ノンクラス	C	
廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	スラッジタンクレベル計変換器収納箱	H25-P107	—	制御盤	ノンクラス	C		

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備 漏えい検出装置及び警報装置 液体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び警報装置		サービス建屋化学廃液サンプ液位	K11-LS126	—	計器	ノンクラス	C
		サービス建屋シャワードレンサンプ液位	K11-LS353	—	計器	ノンクラス	C
		補助建屋洗濯廃液サンプ液位	K11-LS252	—	計器	ノンクラス	C
		機械工作室除染廃液サンプ液位	K11-LS327	—	計器	ノンクラス	C
		補助建屋洗濯廃液系受タンク室液位	K14-LS331	—	計器	ノンクラス	C
		補助建屋洗濯廃液系移送タンク室液位	K14-LS332	—	計器	ノンクラス	C
		液位関係計器収納盤	H21-P132	—	制御盤	ノンクラス	C
		焼却炉建屋高電導度廃液サンプ液位	K11-LS2003	—	計器	ノンクラス	C
		サンプピット漏洩検知盤	H25-P007	—	制御盤	ノンクラス	C
		サービス建屋化学廃液サンプポンプ電動機	K11-C105	A B	電動機	ノンクラス	C
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 放射性ドレン移送系		サービス建屋シャワードレンサンプポンプ電動機	K11-C351	A B	電動機	ノンクラス	C
		補助建屋洗濯廃液サンプポンプ電動機	K11-C251	A B	電動機	ノンクラス	C
		機械工作室除染廃液サンプポンプ電動機	K11-C303	—	電動機	ノンクラス	C
		原子炉複合建屋付属棟低電導度廃液サンプポンプ電動機	K11-C002	A B C D	電動機	ノンクラス	C
		原子炉複合建屋付属棟高電導度廃液サンプポンプ電動機	K11-C102	A B C D	電動機	ノンクラス	C
		原子炉複合建屋付属棟除染廃液サンプポンプ電動機	K11-C302	A B	電動機	ノンクラス	C
		焼却炉建屋高電導度廃液サンプポンプ電動機	K11-C2001	A B	電動機	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備 液体廃棄物処理系 低電導度廃液系	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 低電導度廃液系	低電導度廃液系収集ポンプ電動機	K12-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	低電導度廃液系クラッド除去装置 電動機	K12-D003		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	低電導度廃液系分離水ポンプ電動機	K12-C002		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	低電導度廃液系サンブルポンプ電動機	K12-C003		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 高電導度廃液系	高電導度廃液系収集ポンプ電動機	K13-C001		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
				D	電動機	ノンクラス	C
	高電導度廃液系濃縮装置循環ポンプ電動機	K13-C302		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	高電導度廃液系蒸留水ポンプ電動機	K13-C002		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	高電導度廃液系サンブルポンプ電動機	K13-C003		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 洗濯廃液系	高電導度廃液系貯留水ポンプ電動機	K13-C004		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	洗濯廃液系収集ポンプ電動機	K14-C001		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	洗濯廃液系受ポンプ電動機	K14-C101		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	洗濯廃液系移送ポンプ電動機	K14-C102		A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
廃棄設備	廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系 シャワートレン系	シャワードレン系収集ポンプ電動機	K16-C001	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 廃スラッジ系	クラッド移送ポンプ電動機	K21-C004	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽 デカントポンプ電動機		K21-C101	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	使用済樹脂槽 デカントポンプ電動機		K21-C301	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	復水浄化系逆洗水移送ポンプ電動機		K21-C003	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽 デカントポンプ電動機		K21-C201	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C
	焼却炉建屋デカントポンプ電動機	K21-C2002	—	電動機	ノンクラス	C	
	原子炉冷却材浄化系粉末樹脂沈降分離槽 スラッジポンプ電動機	K21-C102	—	電動機	ノンクラス	C	
	使用済樹脂槽 スラッジポンプ電動機	K21-C302	—	電動機	ノンクラス	C	
	復水浄化系粉末樹脂沈降分離槽 スラッジポンプ電動機	K21-C202	—	電動機	ノンクラス	C	
	焼却炉建屋スラッジポンプ電動機	K21-C2001	—	電動機	ノンクラス	C	
	スラッジ脱水機	K21-D2001	—	電動機	ノンクラス	C	
	スラッジ供給機		K21-D2002	A	電動機	ノンクラス	C
				B	電動機	ノンクラス	C

柏崎刈羽原子力発電所1号機 点検・評価対象機器一覧

設備区分(1)	設備区分(2)	機器名称	機器番号	種類	機器種別	安全重要度	耐震重要度
				A	電動機	ノンクラス	C
廃棄設備	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 濃縮廃液系	濃縮廃液ポンプ電動機	K22-C001	B	電動機	ノンクラス	C
				C	電動機	ノンクラス	C
	廃棄物処理設備 固体廃棄物処理系 固化系	固化系乾燥機給液ポンプ電動機	K23-C001	A	固化装置	ノンクラス	C
				B	固化装置	ノンクラス	C
		固化系乾燥機電動機	K23-D001	—	固化装置	ノンクラス	C
		固化系紛体移送機電動機	K23-D002	—	固化装置	ノンクラス	C
		固化系紛体排出機電動機	K23-D004	—	固化装置	ノンクラス	C
		固化系紛体供給機電動機	K23-D007	—	固化装置	ノンクラス	C
		固化系ターンテーブル電動機	K23-D206	—	固化装置	ノンクラス	C
		固化系洗浄ドレン移送ポンプ電動機	K23-C106	—	固化装置	ノンクラス	C
補助ボイラ	補助ボイラに付属する給水設備	給水ポンプ電動機	P62-C101	A	電動機	クラス3	C
				B	電動機	クラス3	C
				C	電動機	クラス3	C
燃料燃焼設備	燃料運搬設備 燃料輸送管(外径150mm以上)	油受入口より重油貯蔵タンクまでの重油配管	—	—	配管	クラス3	C

添付資料-2

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号 条の項号	技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
原 1	この省令は、原子力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物について適用する。	第1条(適用範囲) 1 本省令は、原子力発電所に対する許認可上の位置付けは、設置(変更)許認可に対する許認可上の位置付けされた事項を、工事計画等の後段規制において具体化して認めたる事項である。 2 第1条は、本省令の適用範囲を定めたもので、「原子力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物」とは、電気事業法施行規則の別表第3の「発電所」(「(三)原子力設備」及び「(八)附帯設備」)(原子力発電所に施設するものに限る。)に掲げられている事項を含む電気工作物である。 3 本省令は、各条文において適用範囲と規定されている場合を除き、原子力発電所の設計監修時(改修時を含む。)に、満足すべき基準であるとともに、供用を開始した後ににおいても満足すべき基準である。この場合において、電気事業法第47条に基づく工事計画認可又は同法第48条に基づく工事計画届出を行った場合にあっては、当該認可又は届出に当たって申請された仕様又は規格(「経年劣化を想定した必要仕様を含む」)が、本省令の規定によるものとみなす。 4 本省令は、電気事業法に基づく原子力を原動力として電気を発生するための施設に対する適用されるが、ナリウム冷却型原子力発電設備に係る場合には、ナリウム冷却型原子力発電設備への技術基準の適用に当たって「別記-1」によること。	第1条(適用範囲) 1 設置(変更)許可申請における安全審査の認可事項としては、安全審査の対象とする施設の構造、機器等に対する規制(昭和53年2月28日通産業省告示77号)第2条第2項第8号)に該当する機器(昭和53年2月28日通産業省告示77号)第2条第2項第10号)に該当する機器(昭和53年2月28日通産業省告示77号)第2条第2項第10号)の「原子炉の操作上の過失、機器又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に起つて想定される原子炉の事故の発生の危険、程度、影響等に関する説明書に含まれる事項が該当するものとする。 また、電気事業法第47条及び第48条に基づいて、「原子炉の安全性の観点から重要なもの」について、工事計画の認可や届出を義務付けており、本技術基準との適合性を審査事項の一つとしている。 2 ナリウム冷却型原子力発電設備は、発電用原子力設備であり、電気事業法上の技術基準適合義務、電気事業法に基づく工事計画認可等が求められる。本省令に伴い、ナリウム冷却型原子力発電設備(「(一)ナリウム冷却型原子力発電設備」)に対する詳細な要求事項を「ナリウム冷却型原子力発電設備の技術基準への適用に当たって「別記-1」」で明確にしている。 - 極端炉(BWR及びPWR)に関する要求事項に加え追加的な要求事項 (ナリウム冷却炉の措置、ナトリウムを用いた循環設備、カバーフィル、高溫傳導) - 一般技術基準の第3条(特殊な設計による認可)により適用除外可能な事項 (安全炉、原子炉内圧力の変動を自動的に調整する装置、格納容器等の取扱装置) - 機器要求事項と同等であるが仕様に差違がある設備 (原子炉冷却材放出を制限するための隔離装置、非常用炉心冷却設備、反応堆炉心冷却材停止装置)	適用範囲	その他	-	適用範囲についての記載のため、分類をその他とした
原 2	第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこどりによる。 一 「放射線」とは、原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第5号に規定する放射線又は「一枚電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエニグス線であつて、自燃に存在するもの以外のもの」をいう。 二 「原子炉施設」とは、原子炉及びその附属設備をいう。 三 「一次冷却却材」とは、原子炉から直接取り出すことを主とする目的で流体をうつする冷却却材をいう。 四 「二次冷却却材」とは、一次冷却却材の熱を交換器により取り出すための冷却却材をいう。 五 「一次冷却却材系」とは、一次冷却却材が保有する回路をいう。 六 「運転時の頻度や温湿度化」とは、原子炉内設の運転時に想される機器器具の一定の故障率(故障率)の頻度及び運転器具の单一の動作及びこれらと類似の動作は想される外乱によって生ずる異常な状態をいう。 七「工学的安全装置」とは、原子炉施設の故障、損壊等による原子炉内の燃料の破損等により想される外乱を防ぐための機器を有する施設をいう。 八 「原子炉停止装置」とは、原子炉停止のための機器を有する施設をいう。 九 「原子炉停止装置」とは、原子炉停止のための機器を有する施設をいう。 十 「周辺監視区域」とは、管理区域の周囲の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所に於ける量が別に告示する緯量限度を超えるおそれがあるものをいう。 十一 「周辺監視区域」とは、管理区域の周囲の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所に於ける量が別に告示する緯量限度を超えるおそれがあるものをいう。	第2条(定義) 1 第2条に規定する「原子炉施設」は、電気事業法施行規則別表第3の「一発電所」の(三)原子力設備(9蒸気タービン(「各用に見る。」)を除く)及び(八)附帯設備(「原子力発電所に施設するものに限る。」)に掲げられている事項を含む電気工作物であつて、次の施設を含む。 (三)原子力設備 1 原子炉本体 2 原子炉冷却却材系統設備 3 計算制御系統設備 4 燃料設備 5 循環管理装置 6 濾過装置 7 原子炉格納施設 8 原子炉内圧力の変動を自動的に調整する装置 9 電気設備 10補助ボイラー 11補助ボイラーに属する燃料設備 12補助ボイラーに属するはいづれ処理設備 (八)非常設備 1 発電所の運転を管理するための制御装置 2 非常用予備電源装置 3 安全保護装置 4 安全保護装置(運転時の異常な過渡化が生じる場合、地震の発生等により原子炉の運転に障害が生じる場合、及び次冷却材喪失等の事故時に原子炉停止装置を自動させ、かつ、原子炉内の燃料の破損等による多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、工学的安全装置を自動的に動作させる装置をい。以下同じ。、)、非常用炉心冷却設備(原子炉停止装置内において発生した熱を通常運転時ににおいて除去する装置)、原子炉内容器内において発生した熱を通常運転時に除去する装置)、原子炉の安全を確保するための必要な設備及びそれらの附属設備 二 原子炉格納容器及びその隔離弁 外 非常用電気設備及びその附属設備 九「管理区域」とは、原子力発電所内の場所であつて、その場所における外部放射線の総量が告示する量を超えて、空気中の放射性物質(空気中の放射性物質の濃度)が告示する量を超えて、以降に、同一の場所における総量が告示する量を超えて、空気中の放射性物質の濃度が別に告示する量を超える、又は放射性物質の濃度が告示された物の表面の放射性物質の密度が別に告示する密度を超えるおそれがあるものといる。 十「周辺監視区域」とは、管理区域の周囲の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所に於ける量が別に告示する緯量限度を超えるおそれがないものをいう。	第26号に定める用語は、原子炉水型原子炉施設に関する安全評議会規制(平成13年3月29日通産業省令第1号(以下、安全評議会規制といふ))における「運転時の異常な過渡化」と整合を図っている。 2 第8号において、原子炉容量規格は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審議規制(平成13年3月30日原電安全委員会決議)」(「重要度分類規制」)及び「MS-2」に属する機器であるが、安全評議会規制においても同様である。 また、安全評議会規制に含まれていた「他の過渡時において原子炉を安全に運転するためには必要な設備」は、具体的に該当する設備がないため削除している。 3 第8号の安全設備と重要度分類指針の「重要度の特高い全機能を有する系統」との対応表2、1(BWR例)及び表2、2(BWRの例) 4 第8号に定める用語は、「(一)発電用軽水型原子炉施設に関する規則(平成13年3月29日通産業省令第1号)」(以下、安全評議会規制といふ)における「運転時の異常な過渡化」と整合を図っている。 5 第8号に定める用語は、「(二)補助ボイラーに属する燃料設備」と「(三)補助ボイラーに属するはいづれ処理設備」(八)非常設備 1 発電所の運転を管理するための制御装置 2 非常用予備電源装置 3 安全保護装置 4 安全保護装置(運転時の異常な過渡化が生じる場合、地震の発生等により原子炉の運転に障害が生じる場合、及び次冷却材喪失等の事故時に原子炉停止装置を自動させ、かつ、原子炉内の燃料の破損等による多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、工学的安全装置を自動的に動作させる装置をい。以下同じ。、)、非常用炉心冷却設備(原子炉停止装置内において発生した熱を通常運転時ににおいて除去する装置)、原子炉内容器内において発生した熱を通常運転時に除去する装置)、原子炉の安全を確保するための必要な設備及びそれらの附属設備 二 原子炉格納容器及びその隔離弁 外 非常用電気設備及びその附属設備 九「管理区域」とは、原子力発電所内の場所であつて、その場所における外部放射線の総量が告示する量を超えて、空気中の放射性物質(空気中の放射性物質の濃度)が告示する量を超えて、以降に、同一の場所における総量が告示する量を超えて、空気中の放射性物質の濃度が別に告示する量を超える、又は放射性物質の濃度が告示された物の表面の放射性物質の密度が別に告示する密度を超えるおそれがあるものといる。 十「周辺監視区域」とは、管理区域の周囲の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所に於ける量が別に告示する緯量限度を超えるおそれがないものをいう。	定義	その他	-	定義についての記載のため、分類をその他とした

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考			
条	の	項	号								
原	3	第3条 特別の理由により経済産業大臣の認可を受けた場合は、この省令の規定によらない原子炉および蒸気タービンならびにこれらの附属設備の機能を損なわせない場合。	第3条(特殊な設計による施設) 1 本省令の規定によらない場合又は本解説に照らして同等性の判断が困難な場合に付記する第3条による場合。 2 前項の認可を受ける者は、その理由および施設方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	第3条(特殊な設計による施設) 1 平成18年1月施行の本技術基準改正は、規制当局が定める要求事項は性能規制とし、本規制は、本規制として安全機能を活用するとしているが、第3条の規定により申請する場合は、次とおりである。 2 第3条に該当する事例として以下に例がある。 ・本省令の規定によらない場合 別記-1(ナトリウム冷却型原子炉発電設備への技術基準への適用に当たって)に記載のように、本技術基準上要素があるものの、ナトリウム冷却原子炉の発電設備の特性からその技術を差ししない事項 ・本規制の適用範囲外の事例として記載する。 規制の一貫性や事業者の利便性の観点からも、協会規格を本解説において本技術基準と一体的に認定することの認定の認定の必要となるが、その場合、技術評議会を設けて本技術基準を満たすものとして明確化されている日本機械学会連接規格。平成12年までの消防に関する技術基準に基づき特許審査証明を受けた要事項との同等性を最適の見知りも踏まえ判断することなし、その同等性の判断が困難な場合には本条項が適用されることとなる。	特殊な設計による施設	その他	-	特殊な設計による施設ができること、及びその申請についての記載のため、分類をその他とした			
原	4	(防護施設の設置等) 第4条 原子炉施設及び一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象(地すべり、断層、なだれ、高潮、津波、暴風、豪雨、雪崩等)からその他の、地盤を含む、原子炉の安全性が損なわせない場合、防護施設、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2 周辺警戒区域に位置する事業所、鉄道、道路等がある場合において、事業所における火災又は放電事故、危険物を搭載した車両等により原子炉の安全性が損なわせない場合、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 3 航空機の墜落により原子炉の安全性を損なうことがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。	第4条(防護施設の設置等) 第4条に規定するより適切な措置を講じなければならないことは、供用中における運転管理等の運用上の問題を含む。	第4条(防護施設の設置等) 1 第5条に定める耐震性の要求を除き、想定される自然災害又はほかからの人の為の災害により原子炉の安全性を損なうおそれのある場合に付記する第3条による場合。 2 第3条に規定するより適切な措置を講じなければならないには、対象とする避生源から一定の距離を置くことを含む。 3 第3条に規定するより適切な措置を講じなければならないには、対象とする避生源から一定の距離を置くことを含む。 4 第3条の航空機落下については、「平成14年7月30日付「実用原子炉施設への航空機落下標準の評価について」(平成14-07-29原院第1号)に基づいて確認すること。この場合において、設置許可申請時の航路に変更がないことににより確認すること。 (安全部計審査指針の要求内容の技術基準への反映) ・自然現象に対する防護措置 ・周辺警戒区域に隣接する事業所、鉄道、道路等がある場合に、火災又は爆破事故、危険物を搭載した車両等の事故等に対する防護措置 ・航空機落下に対する防護措置	・自然現象に対する防護措置 ・周辺警戒区域に隣接する事業所、鉄道、道路等がある場合に、火災又は爆破事故、危険物を搭載した車両等の事故等に対する防護措置 ・航空機落下に対する防護措置	その他	-	設定期間において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項			
原	4	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわせないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性のため、施設の漏えい防止その他の措置を講じること。 ロ)ケーブル、原子炉制御室その他の原子炉の附属設備にあっては、可燃性物質の量等に応じて、不燃材料又は難燃材料を使用すること。 ハ)落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ)原子炉の附属設備等にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわせないよう設置すること。 ホ)放射線分離により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性のため、施設の漏えい防止その他の措置を講じること。 ロ)ケーブル、原子炉制御室その他の原子炉の附属設備にあっては、可燃性物質の量等に応じて、不燃材料又は難燃材料を使用すること。 ハ)落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ)原子炉の附属設備等にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわせないよう設置すること。 ホ)放射線分離により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性のため、施設の漏えい防止その他の措置を講じなければならない。 ロ)ケーブル、原子炉制御室その他の原子炉の附属設備にあっては、可燃性物質の量等に応じて、不燃材料又は難燃材料を使用すること。 ハ)落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ)原子炉の附属設備等にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわせないよう設置すること。 ホ)放射線分離により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防止するため、次の措置を講じること。 イ)発火性又は引火性のため、施設の漏えい防止その他の措置を講じなければならない。 ロ)ケーブル、原子炉制御室その他の原子炉の附属設備にあっては、可燃性物質の量等に応じて、不燃材料又は難燃材料を使用すること。 ハ)落雷その他の自然現象による火災発生を防止するための避雷設備等を設置すること。 ニ)原子炉の附属設備等にあつては、水素の燃焼が起きた場合においても原子炉の安全性を損なわせないよう設置すること。 ホ)放射線分離により発生し、蓄積した水素の急速な燃焼によって、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には、水素の蓄積を防止する措置を講じること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項		
原	4	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわせないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。 イ)早期に火災を行える他の設備及び消火設備を設置すること。 ロ)に定める他の設備及び消火設備は、火災時等に発生すると想定される自然現象によりその能力を損なわせることがないこと。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。 イ)早期に火災を行える他の設備及び消火設備を設置すること。 ロ)に定める他の設備及び消火設備は、火災時等に発生すると想定される自然現象によりその能力を損なわせることがないこと。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。 イ)早期に火災を行える他の設備及び消火設備を設置すること。 ロ)に定める他の設備及び消火設備は、火災時等に発生すると想定される自然現象によりその能力を損なわせることがないこと。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項			
原	4	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわせないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。 イ)早期に火災を行える他の設備及び消火設備を設置すること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。 イ)早期に火災を行える他の設備及び消火設備を設置すること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。 イ)早期に火災を行える他の設備及び消火設備を設置すること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項			
原	4	2	1	二	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわせないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項
原	4	2	1	三	第4条の2 原子炉施設又は蒸気タービン若しくはその附属設備には、火災により原子炉の安全性が損なわせないよう、次の各号に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項
原	4	2	2		2 前項第2号イに規定する検出設備及び消火設備は、故障、損壊、誤作動等により安全設備の機能を損なわせないものでなければならぬ。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	第4条の2(火災による損傷の防止) 1 第4条の2に規定するより適切な措置を講じなければならないことのないよう、次の各号に付記する措置を組み合わせた措置を講じなければならない。 ア)火災を防ぐため、次の措置を講じること。	火災による損傷の防止(火災発生防止)	その他	-	他法令に基づき、点検(確認)される事項

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号			技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号							
原	7	3	第7条の3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域として指定された地域内に電気設備(同法第2条第1項に規定するもの)のいう)の崩壊を防ぐため、または誘発するおそれがないように施設しなければならない。	第7条の3(急傾斜地の崩壊の防止) 1 第7条の3は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域として指定された地域内に電気工作物を施設する場合に、急傾斜地崩壊防止工事の技術基準(同法施行令第3条)によること。	第7条の3(急傾斜地の崩壊の防止) 1 第7条の3は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律において規定される急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律において規定される急傾斜地の崩壊危険区域として指定された地域に電気工作物を施設する場合に、急傾斜地崩壊防止工事の技術基準(同法施行令第3条)によること。	急傾斜地の崩壊の防止	その他	—	他法令に基づき、点検(確認)され事項
原	8	1	第8条 原子炉施設は、通常運転時ににおいて原子炉の反応性を安全かつ安定に制御でき、かつ、運転時の通常な過渡変化時においても原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、原子炉の反応度を抑制することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならぬ。	第8条(原子炉施設) 1 第8条に規定する「保守点検(試験及び検査を含む。)」ができるように抑制すればならないことは、原子炉施設が所要の性能を維持するために必要な保守と点検の構造であり、かつ、そのために必要な配置、空間等を備えるものであること。 また、試験及び検査(試験及び検査を含む。)、電気審査第49条(原子炉の特性)に対応して、「固有的の出力抑制特性和及び出力振動に対する抑制」を通常運転時及び過渡変化時の要求事項として明記している。 2 第8項は、安全設計審査指針 指針10「試験と能性」に関する設計上の考慮について、安全機能を有する機器、系統及び機器は、原子炉の運転によっては、常に試験又は検査が行われる場合に、試験が行われることにより、点検との併用において試験と能性に関する要求を明確化するものである。 2 第8項に規定する「この点を安全に処理するように施設しなければならない」とは、通常運転時ににおいて容器、配管、ポンプ、弁その他の機械器具からの放射性物質を含む流体が漏出し漏れしする場合(BWRの原子炉再循環系の給水ポンプの漏れや、吸い込み漏れ等)、液漏れであってはこれらが原子炉建屋内、原子炉建屋、冷却塔等の施設内に漏れする場合、設けられた機器又は床のそれぞれのドレンパン又はタンクに収留せし、サンプル又はタックから放射性廃棄物処理施設に通じて適切に処理ができるような施設とすること。 3 第8項に規定する「他の機構防歟措置とは、(1)想定される飛散物の発生箇所と飛散対象機器の距離を十分にとること、又は、(2)想定される飛散物の飛散量を飛散対象機器に吸い込まれない程度に抑止する」といふことは、原子炉の運転中に想定される飛散物の飛散量を飛散対象機器に吸い込まれない程度に抑止する多要素を考慮すること。 4 第8項に規定する「蒸気タービンの構造により偏航を受ける、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるときは、ターピングサイル等の飛散時の対象物を破損する確率が10~1回/年を超える場合は、ターピングサイル等の飛散時の対象物を破損する確率が10~1回/年を超える場合は、ターピングサイル等の飛散時に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことから、原子炉施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるように施設しなければならない。	第8条(原子炉施設) 1 第8条に規定する「保守点検(試験及び検査を含む。)」ができるように抑制すればならないことは、原子炉施設が所要の性能を維持するためには、出力抑制特性を有する機器、系統及び機器は、原子炉の運転によっては、常に試験又は検査が行われる場合に、試験が行われることにより、点検との併用において試験と能性に関する要求を明確化するものである。 2 第8項に規定する「この点を安全に処理するように施設しなければならない」とは、通常運転時ににおいて容器、配管、ポンプ、弁その他の機械器具からの放射性物質を含む流体が漏出し漏れしする場合(BWRの原子炉再循環系の給水ポンプの漏れや、吸い込み漏れ等)、液漏れであってはこれらが原子炉建屋内、原子炉建屋、冷却塔等の施設内に漏れする場合、設けられた機器又は床のそれぞれのドレンパン又はタンクに収留せし、サンプル又はタックから放射性廃棄物処理施設に通じて適切に処理ができるような施設とすること。 3 第8項に規定する「他の機構防歟措置とは、(1)想定される飛散物の発生箇所と飛散対象機器の距離を十分にとること、又は、(2)想定される飛散物の飛散量を飛散対象機器に吸い込まれない程度に抑止する」といふことは、原子炉の運転中に想定される飛散物の飛散量を飛散対象機器に吸い込まれない程度に抑止する多要素を考慮すること。 4 第8項に規定する「蒸気タービンの構造により偏航を受ける、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるときは、ターピングサイル等の飛散時の対象物を破損する確率が10~1回/年を超える場合は、ターピングサイル等の飛散時の対象物を破損する確率が10~1回/年を超える場合は、ターピングサイル等の飛散時に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことから、原子炉施設の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるように施設しなければならない。	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 選択制御挿入機能検査 原子炉保護系・インターロック機能検査(その1) ほう吸水注入系機能検査 総合負荷性能検査	原子炉保守余裕検査 制御棒駆動系機能検査 制御棒駆動機械機能検査 選択制御挿入機能検査	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 選択制御挿入機能検査 原子炉保護系・インターロック機能検査(その1) ほう吸水注入系機能検査 総合負荷性能検査	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 選択制御挿入機能検査 原子炉保護系・インターロック機能検査(その1) ほう吸水注入系機能検査 総合負荷性能検査
原	8	2	2 原子炉施設(補助ボイラー除く。)は、その健全性及び能率を保証するために、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるように施設しなければならない。	第4条(原子炉) 原子炉施設(補助ボイラー除く。)は、その健全性及び能率を保証するために、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるように施設しなければならない。	第4条(原子炉) 原子炉施設(補助ボイラー除く。)は、その健全性及び能率を保証するために、原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検(試験及び検査を含む。)ができるように施設しなければならない。	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 選択制御挿入機能検査 原子炉保護系・インターロック機能検査(その1) ほう吸水注入系機能検査 総合負荷性能検査	原子炉保守余裕検査 制御棒駆動機械機能�査 選択制御挿入機能検査	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 選択制御挿入機能検査 原子炉保護系・インターロック機能検査(その1) ほう吸水注入系機能検査 総合負荷性能検査	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 選択制御挿入機能検査 原子炉保護系・インターロック機能検査(その1) ほう吸水注入系機能検査 総合負荷性能検査
原	8	3	③ 原子炉施設は、通常運転時ににおいて容器、配管、ポンプ、弁その他の機械器具から放射性廃棄物を含む流体が漏出し漏れしする場合は、液体状の放射性廃棄物を起爆する液体によつて安全を処理するように施設しなければならない。	第5条(原子炉) 原子炉施設は、通常運転時ににおいて容器、配管、ポンプ、弁その他の機械器具から放射性廃棄物を含む流体が漏出し漏れしする場合は、液体状の放射性廃棄物を起爆する液体によつて安全を処理するように施設しなければならない。	第5条(原子炉) 原子炉施設は、通常運転時ににおいて容器、配管、ポンプ、弁その他の機械器具から放射性廃棄物を含む流体が漏出し漏れしする場合は、液体状の放射性廃棄物を起爆する液体によつて安全を処理するように施設しなければならない。	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 選択制御挿入機能検査 原子炉保護系・インターロック機能検査(その1) ほう吸水注入系機能検査 総合負荷性能検査	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 選択制御挿入機能検査 原子炉保護系・インターロック機能検査(その1) ほう吸水注入系機能検査 総合負荷性能検査	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 選択制御挿入機能検査 原子炉保護系・インターロック機能検査(その1) ほう吸水注入系機能検査 総合負荷性能検査	原子炉施設 通常運転時における原子炉の反応度の安全かつ安定制御 選択制御挿入機能検査 原子炉保護系・インターロック機能検査(その1) ほう吸水注入系機能検査 総合負荷性能検査
原	8	4	4 原子炉施設に属する設備であつて、蒸気タービン、ポンプ等の機械に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設その他の機構防歟措置を講じなければならない。	第4条(原子炉) 原子炉施設に属する設備であつて、蒸気タービン、ポンプ等の機械に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設その他の機構防歟措置を講じなければならない。	第4条(原子炉) 原子炉施設に属する設備であつて、蒸気タービン、ポンプ等の機械に伴う飛散物により損傷を受け、原子炉施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護施設その他の機構防歟措置を講じなければならない。	原子炉施設 蒸気タービン、ポンプ等の機械に伴う飛散物による機械防護 構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	—
原	8	5	5 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない。	第5条(原子炉) 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない。	第5条(原子炉) 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない。	原子炉施設 原子炉施設に属する設備を他の原子炉施設と併用する場合は、原子炉の安全性を損なわないように施設しなければならない。	—	段階段階において確認された事項であつて、併用期間中に確認する必要がない事項	—
原	8	2	第8条の2 第2条第8号及び6号に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械器具の単一故障(第一の原因)によつて一つの機械器具が所定の安全機能を失うことをいう。以下同じ。)が生じた場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能を保証するように、構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。	第8条の2(原子炉) 第1項に規定する「單一故障」は、短期間間に同一の原因による機械器具の第一故障(第一の原因)は静的機器の既定される単一故障のいずれかをいい。以下同じ。)が生じた場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能を保証するように、構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。	第8条の2(原子炉) 第1項に規定する「單一故障」は、短期間間に同一の原因による機械器具の第一故障(第一の原因)は静的機器の既定される単一故障のいずれかをいい。以下同じ。)が生じた場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能を保証するように、構成する機械器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性、及び独立性を有するように施設しなければならない。	原子炉施設 蒸気タービン、ポンプ等の機械に伴う飛散物による機械防護 構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	—
原	8	2	2 安全設備は、想定されているすべての環境条件においてその機能が發揮できるように施設しなければならない。	第2条(2) 安全設備 第2項に規定する「單一故障」は、同一の原因によつて多くの環境条件に適合できるよう設計された安全設備であつて、格納容器内の安全設備(LOC A等)での状況において考慮される圧力、温度、放熱率、湿度をいい。また、「環境条件」には、冷却水の性質(冷却材中の異物を含む)が含まれる。この場合において、配管内壁柱状構造物が液体振動により破損する、冷却材漏洩による冷却材漏洩等の事故が想定される。 2 第2項に規定する「單一故障」の記載は、「充電電離水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂)」5.2(2)等である。 3 第2項は、安全設計審査指針 指針(環境条件に対する設計上の考慮)において、その機能が想定される多くの環境条件に適合できるよう設計された安全設備であつて、格納容器内の安全設備(LOC A等)での状況において考慮される圧力、温度、放熱率、湿度をいい。また、「環境条件」には、冷却水の性質(冷却材中の異物を含む)が含まれる。この場合において、配管内壁柱状構造物が液体振動により破損する、冷却材漏洩による冷却材漏洩等の事故が想定される。 4 第2項に規定する「安全設備」は、充電電離水型原子炉施設用機器による破損性の確認試験方法(JEAC 4206-2007)の適用に当たつて、「別記1」に掲げる、確認試験の方法である。 (日本電気協会規格「原子炉構造の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)及び「原子炉電離水用機器に対する強度試験方法」(JEAC 4206-2007)に関する技術評議書(平成21年5月))に関する技術評議書	第2条(2) 安全設備 第1項は、安全設計審査指針 指針(環境条件に対する設計上の考慮)において、その機能が想定される多くの環境条件に適合できるよう設計された安全設備であつて、格納容器内の安全設備(LOC A等)での状況において考慮される圧力、温度、放熱率、湿度をいい。また、「環境条件」には、冷却水の性質(冷却材中の異物を含む)が含まれる。この場合において、配管内壁柱状構造物が液体振動により破損する、冷却材漏洩による冷却材漏洩等の事故が想定される。 2 第2項に規定する「單一故障」の記載は、「充電電離水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂)」5.2(2)等である。 3 第2項は、安全設計審査指針 指針(環境条件に対する設計上の考慮)において、その機能が想定される多くの環境条件に適合できるよう設計された安全設備であつて、格納容器内の安全設備(LOC A等)での状況において考慮される圧力、温度、放熱率、湿度をいい。また、「環境条件」には、冷却水の性質(冷却材中の異物を含む)が含まれる。この場合において、配管内壁柱状構造物が液体振動により破損する、冷却材漏洩による冷却材漏洩等の事故が想定される。 4 第2項に規定する「安全設備」は、充電電離水型原子炉施設用機器による破損性の確認試験方法(JEAC 4206-2007)の適用に当たつて、「別記1」に掲げる、確認試験の方法である。 (日本電気協会規格「原子炉構造の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)及び「原子炉電離水用機器に対する強度試験方法」(JEAC 4206-2007)に関する技術評議書(平成21年5月))に関する技術評議書	安全設備 安全設備を構成する機械器具の単一故障、外部電源喪失時の多様性又は多様性、及び独立性	—	段階段階において確認された事項であつて、併用期間中に確認する必要がない事項	—
原	8	2	2	2 安全設備は、想定されているすべての環境条件においてその機能が発揮できるように施設しなければならない。	第2条(2) 安全設備 第1項に規定する「環境条件」は、通常運転時における安全設備であつて、格納容器内の安全設備(LOC A等)での状況において考慮される圧力、温度、放熱率、湿度をいい。また、「環境条件」には、冷却水の性質(冷却材中の異物を含む)が含まれる。この場合において、配管内壁柱状構造物が液体振動により破損する、冷却材漏洩による冷却材漏洩等の事故が想定される。 2 第2項に規定する「單一故障」の記載は、「充電電離水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂)」5.2(2)等である。 3 第2項は、安全設計審査指針 指針(環境条件に対する設計上の考慮)において、その機能が想定される多くの環境条件に適合できるよう設計された安全設備であつて、格納容器内の安全設備(LOC A等)での状況において考慮される圧力、温度、放熱率、湿度をいい。また、「環境条件」には、冷却水の性質(冷却材中の異物を含む)が含まれる。この場合において、配管内壁柱状構造物が液体振動により破損する、冷却材漏洩による冷却材漏洩等の事故が想定される。 4 第2項に規定する「安全設備」は、充電電離水型原子炉施設用機器による破損性の確認試験方法(JEAC 4206-2007)の適用に当たつて、「別記1」に掲げる、確認試験の方法である。 (日本電気協会規格「原子炉構造の監視試験方法」(JEAC 4201-2007)及び「原子炉電離水用機器に対する強度試験方法」(JEAC 4206-2007)に関する技術評議書(平成21年5月))に関する技術評議書	安全設備 環境条件の考慮	—	段階段階において確認された事項であつて、併用期間中に確認する必要がない事項	—

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 9	八	ハ クラス1機器及びクラス1支持構造物の構造及び強度は、次によること。 イ クラス1機器にあつては、最高使用温度、最高使用圧力及び機械的荷重が負荷されている状態(以下「設計上定める条件」といふ。)において、全体的な塑性変形を抑えること。 ロ クラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、全体的な塑性変形を抑制すること。 ハ クラス1容器(オクタガール等を除く)、クラス1管、クラス1弁及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態IIIにおいて、全体的な塑性変形を生じること。 ニ クラス1容器(オクタガール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態IVにおいて、延性破断に至る塑性変形が生じないこと。 ホ クラス1容器(オクタガール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、試験状態において、全体的な塑性変形が生じないこと。 ヘ クラス1容器(オクタガール等を除く)、クラス1管、クラス1弁(弁箱)及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 並びに運転状態IIにおいて、進行性変形が生じないこと。 ト クラス1容器、クラス1管、クラス1弁(弁箱)及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 並びに運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 チ クラス1容器、クラス1管、クラス1弁(弁箱)及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、運転状態III及び運転状態IVに限る。にあつては、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III 及び運転状態IV並びに試験状態において、座屈が生じないこと。 リ クラス1管にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。 ヌ クラス1支持構造物にあつては、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III及び運転状態IVにおいて、座屈が生じないこと。 ル ロ、ハ、ニ、ヘ、ト又は(ニ)から(ハ)までのクラス1支持構造物であつて、クラス1容器に接続される場合に限り付けられ、その接続によりクラス1容器に接続されるおそれのあるものにあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、延性破断及び座屈が生じないこと。	6 第8号イ及びロ、第9号イ、第10号イ並びに第12号イの「全体的な塑性変形を抑制すること」とは、構造上の全体的な塑性変形を押さえることに加え、材料の引張り強さに対して十分な構造強度を有することをいふ。 7 第8号イ、ロ、ハ及びニの適用に当たっては、解説により以下を確認すること。 (1) イ及びロの「全体的な塑性変形を抑制する」とは、一般に加え、構造不連続部にあっても塑性変形を許容しないこと。 (2) ハの「全体的な塑性変形が生じない」としたが、構造上の不連続部における塑性変形が生じないかぎり、構造上の不連続部における構造の不連続部(以下「ルーチング」といふ)による塑性変形を許容するが、構造体の剛性低下に至るよう塑性変形を許容しないこと。 (3) ニの「延性破断による塑性変形が生じない」ととは、構造の限定なしに塑性変形が生じることを許容する構造の新しい機能喪失に至るような塑性変形は許容しないこと。 8 第9号イの「全体的な塑性変形が生じない」としたが、構造上の不連続部における局部的な塑性変形はこの限りでない。 ヘ クラス1容器(オクタガール等を除く)、クラス1管、クラス1弁(弁箱)及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 並びに運転状態IIにおいて、進行性変形が生じないこと。 ト クラス1容器、クラス1管、クラス1弁(弁箱)及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 並びに運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 チ クラス1容器(オクタガール等を除く)、クラス1管及びクラス1支持構造物にあつては、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III 及び運転状態IV並びに試験状態において、座屈が生じないこと。 リ クラス1管にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。 ヌ クラス1支持構造物にあつては、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III及び運転状態IVにおいて、座屈が生じないこと。 ル ロ、ハ、ニ、ヘ、ト又は(ニ)から(ハ)までのクラス1支持構造物であつて、クラス1容器に接続される場合に限り付けられ、その接続によりクラス1容器に接続されるおそれのあるものにあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、延性破断及び座屈が生じないこと。	12 解説6、解説7及び解説9は具体的には「日本機械学会『設計・建設規格』の適用に当たって(別記4)の範囲に限る」。 13 第8号イの「メガブルーム」、「リモート操縦室」の他の部品を複数台で組合して構成するようにして設置するもので、解説9、11に示すように両端が剛性が大きい部品により拘束され、急激な圧力、機械的荷重を直接に受けないように設計されたものという。 14 解説10に該当する具体例としては以下のものがある。 ・蒸気发生器管座構造のスパッチャーブ(BWR) ・加圧制御シーケンサ(PWR) 15 解説11は、平成20年10月31日付け「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解説についての一一部改正について(平成20-10-16原院第3号)」で改正された。また、別記4についても同時に改正された。	材料及び構造(クラス1機器・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 9	九	九 クラス2機器及びクラス2支持構造物の構造及び強度は、次によること。 イ クラス2機器にあつては、設計上定める条件において、全体的な変形を押さえること。 ロ クラス2機器に属する伸縮維持手にあつては、設計上定める条件で応力が緩和される場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ クラス2容器(伸縮維持手を除く)にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、疲労破壊が生じないこと。 ニ クラス2容器及びクラス2支持構造物にあつては、設計上定める条件において、座屈が生じないこと。 ホ クラス2支持構造物にあつては、クラス1機器に接続されたり付けられ、その接続によりクラス1容器に接続されるおそれのあるものにあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、延性破断及び座屈が生じないこと。	11 第9号から12号、7号から12号及び14号の規定に適合する材料及び構造とは、「設計・建設規格2005(2007)」の規定に、「日本機械学会『設計・建設規格』の適用に当たって(別記4)の範囲に限る」。 12 第13号の「座屈」、「座屈強度」及び「座屈強度III」において「座屈強度」とは、原子炉格納容器のコンクリート部が座屈強度を保有していること。「座屈強度III」においてコンクリート部原子炉格納容器を大好きな塑性変形に至る座屈破壊が生じないこと。とは、若干の塑性変形は許容するが、座屈強度が生じない変形(ひずみ)までに制限することであり、座屈強度による塑性変形が過大な変形または圧縮破壊を生じている状態は許容しないこと。 13 第14号の「座屈強度I 、座屈強度II 及び座屈強度III」においてせん断強度が生じないことは、原子炉格納容器のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「座屈強度III」においてコンクリート部原子炉格納容器を大好きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(クラス2機器・支持構造物の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十	十 クラス3機器の構造及び強度は、次によること。 イ 設計上定める条件において、全体的な変形を押さえること。 ロ クラス3機器に属する伸縮維持手にあつては、設計上定める条件で応力が緩和される場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	14 第15号の「座屈強度I 、座屈強度II 及び座屈強度III」においてせん断強度が生じないことは、原子炉格納容器のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「座屈強度III」においてコンクリート部原子炉格納容器を大好きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(クラス3機器の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十一	十一 クラス4管の構造及び強度は、設計上定める条件において、延性破断に至る塑性変形を生じないこと。	15 第16号の「座屈強度I 、座屈強度II 及び座屈強度III」においてせん断強度が生じないことは、原子炉格納容器のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「座屈強度III」においてコンクリート部原子炉格納容器を大好きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(クラス4管の構造・強度)	構造健全性	-	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 9	十二	十二 原子炉格納容器(コンクリート製原子炉格納容器を除く)及び原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、進行性変形による破壊が生じないこと。 ホ 原子炉格納容器の伸縮維持手にあつては、設計上定める条件で応力が緩和される場合において、疲労破壊が生じないこと。 ヘ 原子炉格納容器のうち著しい応力が生じる部分及び特殊な形状の部分に付ける形状を支持構造物にあつては、運転状態I 及び運転状態IIにおいて、座屈が生じないこと。 ト 原子炉格納容器にあつては、設計上定める条件並びに運転状態III及び運転状態IVにおいて、座屈が生じないこと。 チ 原子炉格納容器支持構造物にあつては、運転状態I 、運転状態II 、運転状態III及び運転状態IVにおいて、座屈が生じないこと。	16 第17号の「座屈強度I 、座屈強度II 及び座屈強度III」においてせん断強度が生じないことは、原子炉格納容器のコンクリート部が、塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態にに対して十分な余裕を保持することであり、「座屈強度III」においてコンクリート部原子炉格納容器を大好きな塑性変形に至るせん断破壊が生じないこと。とは、若干の塑性変形は許容するが、せん断応力による塑性変形が過大な状態またはせん断破壊を生じている状態は許容しないこと。	材料及び構造(POCV(コンクリート除く)・支持構造物の構造・強度)	構造健全性(系統機能)	原子炉格納容器漏えい実験検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項							
原 10	3	一	③ 原子炉施設に属する容器であつて、内部に液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものには、次の各号により隔壁板を設ける場合にあつては、隔壁板の入口側又は出口側に止め弁を設け、隔壁板の断面積は、隔壁板の断面積以上であること。			安全弁等 隔壁板を設ける場合の液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものの容量及び個数	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	3	二	二 容器と隔壁板との連絡管の断面積は、隔壁板の断面積以上であること。			安全弁等 隔壁板を設ける場合の液体炭酸ガス等安全弁等の作動を不能にするおそれがある物質を含むものの連絡管の断面積	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	4		④ 第1項又は前項の場合において、安全弁等又は隔壁板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合は、原子炉を起動させると及び運転中に、止め弁が全開していることを確認できる装置を設けなければならない。			安全弁等 安全弁等又は隔壁板の入口側又は出口側に止め弁を設ける場合の全開確認装置	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 10	5	一 二 三	⑤ 原子炉施設に属する容器又は管であつて、内部が大気圧未満となることにより外側に設けた上部の圧力を超える圧力を有するおそれのあるものには、次の各号により耐圧防護装置を設けること。 一 真空破壊弁等の材質は、次にようること。 ア) クラス1機器及びクラス2機器に限り付与される真空破壊弁の材料にあつては、第6条第1号の規定に準拠すること。 口 原子炉格納容器、クラス2機器及びクラス2管に取り付けられる真空破壊弁の材料にあつては、第6条第2号の規定に準拠すること。 二 原子炉格納容器にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に2個以上設けること。 三 管に限る)に埋められる容器以外の容器又は管にあつては、真空破壊弁を適当な箇所に1個以上設けること。	第11条(耐圧試験等) 1 第1項の耐圧試験等は、次の各号によじて耐圧試験を行つたとき、それに耐えかつ、美しい漏えいがないものでなければならぬ。ただし、大気圧により試験を行ふ場合にあつては、当該圧力を超過することができるおそれがある場合は、当該圧力を最高使用圧力(原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の0.9倍)までにして著しい漏えいがないことを確認することである。 一 内部を有する機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超えかつ、機器に生ずる合目的的な圧が隔壁部の範囲内となる圧力をとする。ただし、クラス1機器、クラス2機器及びクラス3管にあつては原子炉圧力容器と同一で耐圧試験を行ふ場合の圧力は、燃料装荷荷までの間に試験を行つた後においては、通常運転時の圧力を超える圧力をとることができる。	第11条(耐圧試験等) 1 第11条(耐圧試験等) 1 第1項の耐圧試験等は、供用開始前における耐圧・漏えいに係る要求事項及びその検証方法を定めるものである。 2 第1項は、原子炉施設に属する補助ホイールを除く容器、管、主要ポンプ及び主要弁の耐圧試験について定めたものである。 3 第1項のたゞに書かれていて、気圧による耐圧試験で試験圧力を下げてもよいとした理由は、次のとおりである。 (1) 压力が高くなると、耐圧試験の速度を十分な余裕を持って保っているからどうぞ耐圧試験を実行するため、最高使用圧力を上回る圧力をかけることは、危険がある。耐圧試験のうち漏えい試験では圧力の確度をした後の小さな漏れ過隙がないことを目視によって確認することを目的としていると思われるため、必ずしも最高使用圧力で上回る程の高い圧力をかけなければいけないと考えられる。 (2) 耐圧試験の際は、耐圧試験装置は、耐圧試験接続部の漏れを防ぐために、耐圧部の内が漏れなくなるようにして自爆を行ふことを伴うが、耐圧部の内が漏れなくなると、その自爆が生じる事の危険をできるだけ少なくするため漏れ止めを必要とする。しかし、漏れ止めには、特に大気による漏れ試験においては、漏れ止めを十分に払は必要がある。 したがって、気圧による漏れ試験本体の目的が損なわれることはない。なお、原子炉格納容器については、最高使用圧力の9倍まで下げるこより過切であり、これによじて漏れ試験の代表例としては、原子炉格納容器、計装用圧力計、計装用温度計等がある。	安全弁等 真空破壊弁の材質、個数	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 10	6		⑥ 原子炉施設は、安全弁、逃げ弁、隔壁板又は真空破壊弁から放出される流体が放射性物質を含む場合は、これを安全に処理することができるように施設しなければならない。			安全弁等 放出される流体放射性物質の安全処理	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項
原 11	1	一	第1条 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及び隔壁 原子炉施設等は、次の各号によじて耐圧試験を行つたとき、それに耐えかつ、美しい漏えいがないものでなければならぬ。ただし、大気圧により試験を行ふ場合にあつては、当該圧力を超過することができるおそれがある場合は、当該圧力を最高使用圧力(原子炉格納容器にあつては、最高使用圧力の0.9倍)までにして著しい漏えいがないことを確認することである。 一 内部を有する機器に係る耐圧試験の圧力は、機器の最高使用圧力を超えかつ、機器に生ずる合目的的な圧が隔壁部の範囲内となる圧力をとする。ただし、クラス1機器、クラス2機器及びクラス3管にあつては原子炉圧力容器と同一で耐圧試験を行ふ場合の圧力は、燃料装荷荷までの間に試験を行つた後においては、通常運転時の圧力を超える圧力をとることができる。	第11条(耐圧試験等) 1 第11条(耐圧試験等) 1 第1項の耐圧試験等は、供用開始前における耐圧・漏えいに係る要求事項及びその検証方法を定めるものである。 2 第1項は、原子炉施設に属する補助ホイールを除く容器、管、主要ポンプ及び主要弁の耐圧試験について定めたものである。 3 第1項のたゞに書かれていて、気圧による耐圧試験で試験圧力を下げてもよいとした理由は、次のとおりである。 (1) 压力が高くなると、耐圧試験の速度を十分な余裕を持って保っているからどうぞ耐圧試験を実行するため、最高使用圧力を上回る圧力をかけることは、危険がある。耐圧試験のうち漏えい試験では圧力の確度をした後の小さな漏れ過隙がないことを目視によって確認することを目的としていると思われるため、必ずしも最高使用圧力で上回る程の高い圧力をかけなければいけないと考えられる。 (2) 耐圧試験の際は、耐圧試験装置は、耐圧試験接続部の漏れを防ぐために、耐圧部の内が漏れなくなるようにして自爆を行ふことを伴うが、耐圧部の内が漏れなくなると、その自爆が生じる事の危険をできるだけ少なくするため漏れ止めを必要とする。しかし、漏れ止めには、特に大気による漏れ試験においては、漏れ止めを十分に払は必要がある。 したがって、気圧による漏れ試験本体の目的が損なわれることはない。なお、原子炉格納容器については、最高使用圧力の9倍まで下げるこより過切であり、これによじて漏れ試験の代表例としては、原子炉格納容器、計装用圧力計、計装用温度計等がある。	耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器の耐圧試験の方法	その他	—	耐圧試験方法についての記載のため、分類をその他とした	
原 11	1	二	二 内部が大気圧未満となることにより、大気圧による外圧を受ける機器の耐圧試験の圧力は、大気圧と内部との差を上回る圧力をすること。この場合において、耐圧試験の圧力は機器の内部から加えることができる。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管及び原子炉格納容器の耐圧試験の方法	その他	—	耐圧試験方法についての記載のため、分類をその他とした
原 11	2		2 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器及びクラス4管は、通常運転時ににおける圧力を離隔弁で漏えい試験を行つたとき、美しい漏えいがないものでなければならない。			耐圧試験等 クラス1機器、クラス2機器、クラス3機器、クラス4管の漏えい試験の方法	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 11	3		③ 原子炉格納容器は、最高使用圧力の0.9倍に等しい圧気で気密試験を行つたとき、美しい漏えいがないものでなければならない。			耐圧試験等 原子炉格納容器の気密試験の方法	構造健全性(系統機能)	原子炉格納容器漏えい率検査	構造健全性の確認であるが、系統機能試験として実施

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条の項	号							
原 12		第12条 原子炉設置に関する容積であつて、1メガエレクトロン・バルトル以上的中性子の照射を考慮するための材料が著しく劣化するおそれのあるものの中子炉は、その炉心部が想定する運転状況において能性破壊を引き起こさないようするために、照射の影響を確認できるよう次の各号に定める監視試験片を備えなければならない。	第12条(監視試験片) 1 第12条に定めて原子炉設施に属する容器であつて、1メガエレクトロン・バルトル以上の中性子の照射を受けるその材料が著しく劣化するおそれのあるものの中子炉は、原子炉圧力容器等を除く。 2 第12条に適合する監視試験片は、日本機械学会「発電用原子力設備規格・設計・建設規格」(JISME S NCE1-2001)の該当規定(第12章 監視試験片)による規格に付加した判定にによること。 3 第1号及び第2号の監視試験片は、中性子の照射線に滑接部がかかる場合、母材・溶接部材と母材の接合部材の監視試験片を設置する。 なお、既設試験片については、施設に適用された以下の告示による監視試験片が設置されていること。 ・「発電用原子力設備に関する構造の基準」(昭和5年10月30日公布)に適用プランについては同告示第10条の規定 ・「発電用原子力設備の運転開始後における試験等の実施の基準」(昭和5年9月30日公布)に適用する場合、別途、別途規則第3条の規定 ・「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準の目録を定める告示」(昭和40年6月15日公布) 3 第2号に規定する監視試験片は、容器の使用開始後に取出して試験を実施するには、「日本電気協会規格「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4001-2007)に規定する方法を用いて、別途規則第3条の規定に定める試験及び監視試験並びに監視試験片の再生を実施すること」という。(日本電気協会規格「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4001-2007)及び「原子力発電所用機器に対する構造強度の確認試験方法」(JEAC 4206-2007)に関する技術評価書(成21年8月))	第12条(監視試験片) 1 第12条に定める監視試験片の設置目的は、それを用いた試験結果をもとに、原子炉圧力容器等が能性破壊を引き起こさないよう保証することである。この運転条件の制限については、「発電用原子炉の設置・運転等に関する規則(昭和5年12月28日通産省令第17号)」に基づいて定められる保安規定に規定される。 2 能性破壊を防止するための措置としては、本条のほか、第9条の材料に関する要求および第10条の初期破壊しない性を有することと、また、第9条の二に規定する能性破壊を有する場合の能性破壊に対する健全性を確認することを要している。 3 第2号に規定する、材料の機械的強度及び能性強度の変化を確認できることを要している。 解説は、日本電気協会規格「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4001-2007)に規定する方法を用いて、別途規則第3条の規定に定める試験及び監視試験並びに監視試験片の再生を実施することという。(日本電気協会規格「原子炉構造材の監視試験方法」(JEAC 4001-2007)及び「原子力発電所用機器に対する構造強度の確認試験方法」(JEAC 4206-2007)に関する技術評価書(成21年8月))	監視試験片 監視試験片の材料、個数、配置	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 13	1	第13条 燃料体、減速材及び反射材並びにこれらを支持する構造物の材料は、通常運転における圧力、温度及び反射鏡によって起る最もひどい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。	1 第1項の「最もひどい条件」とは、原子炉運転状態に対応した圧力及び温度条件、通常使用条件中の燃焼度、中性子照射量等の組み合わせのうち想定される最もひどいものから、また、必要な物理的及び化学的性質を保持するための構造上の特徴等を考慮して、能性強度等をもつて、物理的性質等をもつて、化学的性質については耐久性、化学安定性等をもつて。 2 第2項における「附加荷重等」は、燃料体における割分荷重等による燃素による燃料被覆管の内圧上界、熱応力等の荷重を含むものとする。	第13条(炉心等) 【関連安全設計審査指針】 ・指針11 炉心設計 ・指針12 燃料設計	炉心等 燃料体、減速材及びおよび反射材並びにこれらを支持する構造物の材料	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 13	2	2 燃料体、減速材及び反射材並びにこれらを支持する構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重等に耐えるものでなければならぬ。			炉心等 燃料体、減速材及びおよび反射材並びにこれらを支持する構造物の强度	構造健全性	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 14	1	第14条 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある中子炉圧力容器には、これを防ぐため熱遮へい材を施設しなければならない。	第14条(熱遮へい材) 1 第2号に「熱遮へい材を及ぼすおそれがない」とは、遮へい材自身が発生する熱等による変形が原子炉圧力容器の内部構造物に過度の温度を及ぼすことのないように熱遮へい材の材料、構造、取付方法等を考慮すること。	第14条(熱遮へい材) 1 第14条に「基準熱遮へい材を設置したものに、PWRの熱遮へい材の例がある。」解説(第14条参考)第1項は、中性子に対して遮切な遮へい性を有することを規定している。 【関連安全設計審査指針】 ・指針19 原子炉冷却材バウンダリの健全性 ・指針20 原子炉冷却材圧カバンダリの被破防止	熱遮へい材 放射線により材料が著しく劣化するおそれがある原子炉圧力容器の熱遮へい	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 14	2	2 前項の熱遮へい材は、熱応力による変形により原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。			熱遮へい材 熱応力による変形により原子炉の運転に支障を及ぼすおそれがないこと	構造健全性	—	対象設備無し
原 15		第15条 一次冷却材は、通常運転時ににおける圧力、温度及び反射鏡により起る最もひどい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。	第15条(一次冷却材) 1 第15条の「必要な物理的性質」とは、様の質と水力学的質に分かれ、物理的性質とは枝反応断面積と枝反応維持のために適切であること、熱力学的性質については冷却能力を適切であることと、また、必要な化学的性質は、燃素体及び燃素材の健全性を妨げない性の質であることを及び通常運転において放射線に対する化学的安全であることを。	第15条(一次冷却材) 1 PWRでは化学的性質に影響を及ぼす項目として反応度抑制剤のほう素、pH調整剤のアルカリ性チラス及び混入して不純物によるものが、また、化学的性質を补測する手法としてpHや電導率の測定がある。	一次冷却材 物理的及び化学的性質の保持	その他	—	運転管理・放射線管理等の保守管理以外の保安活動により確認される事項
原 16	一	原 16 条 原子力発電所には、次の各号に掲げる設備を施設しなければならない。 一 原子炉圧力容器内において発生した熱を輸送するに、熱を輸送することができる容量の一次冷却材を循環させる設備	1 第16条 各種の設備について、少なくとも次の設備は同等の機能を有する設備に備えなくてはならない。 1.1 安全設計審査指針 指針23(原子炉冷却却材補給系)の解説(別表1は、第5号の一次冷却材の最小を自動的に補給する設備として、BWRにおいて「給水系」「加えん子」「炉隔離時冷却却材や制御盤動水压を含むことを明記化している。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 別表1は、第5号の原子炉停止時に原子炉停止時に機能するものと短時間の全文流束を維持する機能をもつて明確にしているため、平成18年8月25日付けで改正している。 3 第3号は、安全設計審査指針 指針27(電源喪失に対する設計上の考慮)に対応して、第5号の残存熱を除去することができる設備に対して、短時間の全文流束電動力電源喪失時に必要な要求を追記している。短時間の全文流束電動力電源喪失時に残存熱を除去する設備として、BWRでは、原子炉隔離時冷却却材や制御盤動水压を含むことを明記化している。 (安全設計審査指針の要求内容の技術基準への反映) 4 解説3で規定する「短時間の全文流束電動力電源喪失における機能確保は要求されない」として、第6号の設備は第5号の設備に「除去された熱を最終的な逃がし場へ輸送することを要求している。短時間の全文流束電源喪失時には、第5号の設備により除去された残存熱を最終的な逃がし場へ輸送する機能をもつては要求されないと」いう。例えば原子炉隔離時冷却却材においては、昇温時冷却却材の機能が有ることから、第5号の設備によく除去された残存熱を最終的な逃がし場へ輸送する機能は要求されない。 【関連安全設計審査指針】 ・指針23 原子炉冷却却材補給系 ・指針24 残存熱を除去する余裕 ・指針25 残存熱を除去する方法 ・指針27 電源喪失に対する設計上の考慮 ・指針47 制御側系	循環設備等 原子炉圧力容器内発生熱の輸送するための一次冷却却材の循環	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施	
原 16	二	二 負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調整する設備	第1号に該当するもの 原子炉再循環系 一次冷却系 第2号に該当するもの 原子炉圧力制御系 加圧器圧力制御系 第3号に該当するもの 原子炉給水制御系 原子炉隔離時冷却却材 制御盤動水压系 第4号に該当するもの 原子炉冷却却材化學系 化學體積制御系 第5号に該当するもの 原子炉隔離時冷却却材(“1”) 残存熱除去系(“2”) 隔離時海水系(“2”) 第6号に該当するもの 原子炉補機冷却却系 原子炉補機冷却却海水系 原子炉補機冷却却海水系	循環設備等 負荷の変動等による原子炉圧力容器内の圧力の変動の自動的調整	ターピンバイパス機能検査	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 16	三	三 通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時等に生じた一次冷却材の減少分を自動的に補給する設備			循環設備等 通常運転時冷却却系機能検査	系統機能	給水ポンプ機能検査	
原 16	四	四 一次冷却材中の不純物及び放射性物質の濃度を原子力発電所の運転に支障を及ぼさない以下に保つ設備	(1)短時間の全文流束電源喪失時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備。ただし、給水給水系においてはバーン・オフ装置のものに限る。 (2)原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備。	第3号に規定する「一次冷却材の小規模漏えい時、上は、原子炉冷却却材の構造を構成する、ボンベ等の容器もしくは原子炉冷却却材圧力パワーリング等の構成から原子炉冷却却材の構造の漏えい等の、原子炉の正常な作動による原子炉冷却却材の体積の減少をう。」 3 第6号の設備には第16条第5号の設備により除去された熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送することが要求されているが、短時間の全文流束電源喪失における機能確保は要求されない。	循環設備等 通常運転時冷却却系機能検査	系統機能	給水ポンプ機能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 16	五	五 原子炉停止時(短時間の全文流束電源喪失時を含む。)に原子炉圧力容器内において発生した残留熱を除去することができる設備			循環設備等 原子炉停止時(短時間の全文流束電源喪失時を含む。)に原子炉圧力容器内において発生した残留熱の除去	系統機能	直列電源系機能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 16	六	六 前号の設備により除去された熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送することができる設備			循環設備等 原子炉停止時(短時間の全文流束電源喪失時を含む。)に原子炉圧力容器内において発生した残留熱の除去	機器機能	直列電源系機能�査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号			技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号							
原 18			第18条 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む液体を含む。)を通常運転時ににおいて一次冷却材系統から排出する場合は、これを安全に処理する装置を設置しなければならない。	第18条に規定する「安全に処理する装置」とは、放射性物質を含む一次冷却材を通常運転時ににおいて一次冷却材系統から排出する場合に、これを最終的に放射性廃棄物處理設備へ安全に移送するための装置には、第16条第4号の装置、赤ドレン(沸騰水型原子力発電設備に限る)及び後端フレン(弁のグランピアを含む。)の移設系やサンプ等がある。	第18条(一次冷却材の排出) 1 既存の一次冷却材を含有する廃棄物處理設備へ安全に移送するための装置には、第16条第4号の装置、赤ドレン(沸騰水型原子力発電設備に限る)及び後端フレン(弁のグランピアを含む。)の移設系やサンプ等がある。	一次冷却材の排出 放射性物質を含む一次冷却材(第16条第4号の装置から排出される放射性物質を含む液体を含む。)を通常運転時ににおいて一次冷却材系統から排出する場合の安全に処理する装置の設置	システム機能	液体廃棄物處理系機能検査 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その1) 液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査(その2)	
原 19			第19条 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又是放射性廃棄物を知る段階(排气筒並びに第18条及び第1条に規定する場合を除く。)に於ける場合において、放射性物質を含まない液体を導入する。又は、放射性物質を含む液体を導入する。又は、放射性物質を含む液体が放射性物質を含まない液体と導入する。又はそれがない場合は、この限りがない。	第19条(逆止め弁) 1 第19条に規定する「逆流するおそれがない場合」とは、直接接続されない場合、又は十分な圧力を有する場合をいう。	なし	逆止め弁 放射性物質を含む一次冷却材を内包する容器若しくは管又是放射性廃棄物を知る段階へ放射性物質を含む液体を導入する施設の逆止め弁の設置	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 20	1	一	第20条 原子炉電気所には、次の各号に掲げる事項を計測する装置を設置しなければならない。この場合において、直接接続されること困難な場合は、当該事項に接続して計測する装置をもつて替えることができる。 一 炉心における中性子束密度	第20条(計測装置) 1 第20条における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)が含まれる。 第11号の計測の場合、間接的に測定する装置をもって替えることができる。とは、排ガス路の出口又はこれに近接する箇所における放射性物質の濃度を直接測定する手段又は技術による困難な場合、排水水の上流における濃度を測定する手段である。	第20条(計測装置) 1 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)が含まれる。 第11号の計測の場合、間接的に測定する装置をもって替えることができる。とは、排ガス路の出口又はこれに近接する箇所における放射性物質の濃度を直接測定する手段又は技術による困難な場合、排水水の上流における濃度を測定する手段である。	計測装置 炉心における中性子束密度	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 20	1	二	二 炉周囲	第20条(計測装置) 2 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)に対応して、放射性廃棄物収集装置若しくは燃焼廃棄物収集装置による計測装置を設置する。	第20条(計測装置) 2 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)に対応して、放射性廃棄物収集装置若しくは燃焼廃棄物収集装置による計測装置を設置する。	計測装置 炉周囲の計測装置	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 20	1	三	三 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあつては、その濃度	第20条(計測装置) 3 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)のほか、可燃性ガス濃度(以下「PWR」といっては、酸素・水素水素濃度、PWRにおいては、水素ガス濃度をう) 3 第1項目はBWRに対して適用されない。	第20条(計測装置) 3 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)のほか、可燃性ガス濃度(以下「PWR」といっては、酸素・水素水素濃度、PWRにおいては、水素ガス濃度をう)。	計測装置 制御棒の位置及び液体制御材を使用する場合にあつては、その濃度	機器機能(系統機能)	制御棒駆動機械機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原 20	1	四	四 一次冷却材に関する次の事項 イ 放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉炉心容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	第20条(計測装置) 4 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)により汚染するおそれがある管線の外側部に接続する外部放射線計による線量の測定、炉心容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量の測定(以下「炉心炉内計測装置」といっては、第18条第4号の装置の区域をいき、3要素のうち、Bとの組み合わせは白若しくはAとの組み合わせ、Bとの組み合わせは白若しくはCのみで指定される管管理区域のこと)。この場合において、管理区域の要素は以下による。 A. その箇所における外部放射線に係る線量が別に告示する実効線量を超えるおそれがあるもの。 B. 空気中の放射性物質(空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く)の濃度が別に告示する濃度を超えるおそれがあるもの。 C. 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が別に告示する密度を超えるおそれがあるもの。	第20条(計測装置) 4 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)により汚染するおそれがある管線の外側部に接続する外部放射線計による線量の測定、炉心炉内計測装置の区域をいき、3要素のうち、Bとの組み合わせは白若しくはAとの組み合わせは白若しくはCのみで指定される管管理区域のこと)。この場合において、管理区域の要素は以下による。	計測装置 炉心炉内計測装置	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 20	1	五	五 原子炉炉心容器(加圧容器がある場合は、加圧器)内及び蒸気発生器内の水位	第20条(計測装置) 5 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)により汚染するおそれがある管線の外側部に接続する外部放射線計による線量の測定、炉心炉内計測装置の区域をいき、3要素のうち、Bとの組み合わせは白若しくはCのみで指定される管管理区域をいき、3要素のうち、Bとの組み合わせは白若しくはAとの組み合わせは白若しくはCのみで指定される管管理区域をいき、3要素のうち、Bとの組み合わせは白若しくはAとの組み合わせは白若しくはCのみで指定される管管理区域のこと)。この場合において、管理区域の要素は以下による。 A. その箇所における外部放射線に係る線量が別に告示する実効線量を超えるおそれがあるもの。 B. 空気中の放射性物質(空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く)の濃度が別に告示する濃度を超えるおそれがあるもの。 C. 放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が別に告示する密度を超えるおそれがあるもの。	第20条(計測装置) 5 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)により汚染するおそれがある管線の外側部に接続する外部放射線計による線量の測定、炉心炉内計測装置の区域をいき、3要素のうち、Bとの組み合わせは白若しくはCのみで指定される管管理区域をいき、3要素のうち、Bとの組み合わせは白若しくはAとの組み合わせは白若しくはCのみで指定される管管理区域をいき、3要素のうち、Bとの組み合わせは白若しくはAとの組み合わせは白若しくはCのみで指定される管管理区域のこと)。この場合において、管理区域の要素は以下による。	計測装置 原子炉炉内計測装置	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 20	1	六	六 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び綫量当量率	第20条(計測装置) 6 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 6 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び綫量当量率	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 20	1	七	七 主蒸気管中及び空気抽出器排ガス中等の放射性物質の濃度	第20条(計測装置) 7 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 7 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 主蒸気管中及び空気抽出器排ガス中等の放射性物質の濃度	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 20	1	八	八 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	第20条(計測装置) 8 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 8 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 蒸気発生器の出口における二次冷却材の圧力、温度及び流量並びに二次冷却材中の放射性物質の濃度	機器機能	—	対象設備無し
原 20	1	九	九 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	第20条(計測装置) 9 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 9 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 20	1	十	十 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	第20条(計測装置) 10 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 10 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 20	1	十一	十一 放射性物質により汚染するおそれがある管管理区域(管管理区域のうち、その内側に他の管管理区域がある場合は、内側の管管理区域を除いたもの)に於ける綫量当量率を超えるおそれがある箇所を所定の排ガスモニタ(以下「以下」といっては、内に開閉部がある排ガスの出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度)	第20条(計測装置) 11 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 11 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 放射性物質により汚染するおそれがある管管理区域に於ける綫量当量率を超えるおそれがある箇所を所定の排ガスモニタ(以下「以下」といっては、内に開閉部がある排ガスの出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度)	機器機能	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原 20	1	十二	十二 管理区域内においてが常時立ち入りの場所その他の放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所等をいす)の綫量当量率	第20条(計測装置) 12 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 12 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 管理区域内においてが常時立ち入りの場所その他の放射線管理を特に必要とする場所(燃料取扱場所等をいす)の綫量当量率	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認
原 20	1	十三	十三 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度	第20条(計測装置) 13 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 13 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 周辺監視区域に隣接する地域における空間線量率及び放射性物質濃度	機器機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原 20	1	十四	十四 原子力発電所における風向及び風速	第20条(計測装置) 14 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 14 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 原子力発電所における風向及び風速	その他	—	他法令に基づき、点検(確認)され事項
原 20	2		2.前項第6号に掲げる装置であつて綫量当量率を計測する装置にあつては、多量性及び独立性を有しなければならない。	第20条(計測装置) 15 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 15 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 前項第6号に掲げる装置であつて綫量当量率を計測する装置の多量性及び独立性	その他	—	設計段階において確認された事項であつて、供用期間中に確認する必要がない事項
原 20	3		3 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を計測する装置にあつては、計測結果を表示し、かつ、記録することができるものなければならない。	第20条(計測装置) 16 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	第20条(計測装置) 16 第20号における計測する手段としてはサンプリングによる測定、演算(計算用)及び液体計測装置の分類1及び2の計測装置以外にあっては、運転員等が測定結果を記録し、その確認ができるにあることができる。	計測装置 第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事項を記録する装置の表示、記録	機器機能(系統機能)	制御棒駆動機械機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考		
条	の	項	号								
原	21	1	第21条 原子力発電所には、その機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすそれが生じた場合、前条第9号の規定による設計評価の結果、該当する施設の運転の実際の状況が異なれば、第1項に規定する警報装置等を設置すること。それらの場合については、少なくとも以下のもののが施設されていること。	1 第1項に規定する「警報する装置」とは、表示ランプ点灯だけでなく同時に同一階等を行うこと。 2 同一階等に設置する警報装置等を複数設置する場合は、それらの場合については、少なくとも以下のものが施設されていること。	第21条(警報装置等) 【関連安全設計審査指針】 ・指針45 通信連絡設備に関する設計上の考慮			警報装置等 機械器具の機能の喪失、誤操作等により原子炉の運転に著しい支障を及ぼすそれが生じた場合、前条第9号の放射性廃棄物の程度若しくは同条第12号及び第13号の運転当量率が著しく上昇した場合又は液体状の放射性廃棄物の処理設備、貯蔵設備から液体状の放射性廃棄物が漏れたり漏れないとそれが生じた場合にこれらを確実に検出して自動的に警報する装置の施設	機器機能 (系統機能)	原子炉保護系インターロック機能検査(その1)	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施
原	21	2	2. 原子力発電所には、原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物処理設備、又は貯蔵する設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置を施設しなければならない。	第 2 条第 9 号の放射性廃棄物の程度若しくは同条第 12 号及び第 13 号の運量当量率が著しく上昇した場合 エアリ放射線モニタ放射能高 周辺監視区域放射能高 液体状の放射性廃棄物(液体状のものを除く。以下同じ。)を処理し、若しくは貯蔵する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏れるとそれが生じた場合	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプルの水位	警報装置等 原子炉並びに一次冷却系統及び放射性廃棄物の処理設備、貯蔵する設備に係る主要な機械器具の動作状態を表示する装置の施設	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原	21	3	9 原子力発電所には、一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に対し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備を施設しなければならない。	3 第1項に規定する「液体状の放射性廃棄物」とは、液体状の放射性廃棄物及び液体ヒューズ等の固体が溶入している状態のものとす。 4 第1項に規定する「放射性廃棄物が著しく漏れるとそれが生じた場合にこれらを確実に検出する」とは、床の漏えい又はそのおそれ(敷程度の微量漏れを除く)を早期に検出するよう、ポンプ及び弁からのシールリング、タンクからのリーフ等により、通常の運転状態から逸脱が生じた場合、タップは床の水位の異常変化を検出すること。 5 第1項に規定する「表示する動作等の方法」とは、停止状態、停止操作等の方法として表示ランプの点灯をいう。 6 第3項に規定する「適切な通信連絡設備を施設しなければならない」とは、原子力発電所における一次冷却材喪失事故等が発生した場合、人が立ち入り可能な場所のある原子炉建屋、ヨーニン建屋等の建屋内外各所の人の中央制御室等から操作、作業、迅速の指示、連絡ができる設備を設置すること。		警報装置等 一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等の際に当該原子力発電所内の人に対し必要な指示ができるように適切な通信連絡設備の施設	その他	—	日常的な点検で機能が確認される事項		
原	22	—	第22条(安全保護装置) 1 第1号の安全保護装置の機能の確認については、設置許可申請書の添付書類八の設備仕様及び同添付書類十において評価した運転時の異常な過渡変化の評価の条件に非保守的変更がないことを確認すること。 2 第3号に規定する「独立性を有すること」とは、チャンネル間の距離、パラメータの設定値等を異り、相互を分離することをいう。 3 デジタル安全保護系の適用範囲は、下記に示すとおりである。 ①デジタル安全保護系の適用範囲たては、「デジタル安全保護系を適用するに当たっての要求事項(別記7-1)」によること。	第22条(安全保護装置) 1 第22条は、安全設計審査指針の要求事項との整合性を考慮して、旧者のタイトル「非常停止装置から安全保護装置」に変更している。 2 第22条は、安全設計審査指針・指針34(安全保護系の多重性)、指針35(安全保護系の独立性)、指針36(安全保護系の運転時の機能)、指針37(安全保護系の運転時における運転停止機能)、指針38(安全保護系の運転時における運転停止機能)、指針39(安全保護系と計測制御系との分離)及び指針40(安全保護系の試験可能性)に応じて、安全保護装置に関して、求められる機能、多重性、独立性、フェルセイフ、計測制御系との部分的機能と共に当たっての留意事項を明確にしている。 (安全設計審査指針の要求内容等の技術基準への反映) 3 別記7-1は、安全保護装置の構成要素を記載するものとし、別記7-2は、運転時における運転条件を記載するものとし、これらと併せて定めたものである。 4 別記11に規定する「非保守的な変更がないこと」とは、添付書類八に記載の安全保護系の設定値を確認することである。 5 第2号の「使用状態からの第一の取り扱いを行った場合において、安全保護機能を失かさないよう、多重性を有すること」とは、第6号で要求している原子炉運転中の試験の実施等に当たって、安全保護機能を失かさないための運転条件等を規定するものである。運転条件等につきても、out-of-2コンボの場合は、1つの出力ドロップワゴン停止信号を出すする例(ハーストクラム、バーシカルトツブリ)に、残された1つのドロップワゴンにより多重性を確保する方法がある。 6 別記のデジタル安全保護系に対する規定は、米国NRC標準審査指針(S.R.P.)第7章に規定されるデジタル安全保護系に課せられる要素を参考とする。(別記7-1)では、安全保護装置を構成するに当たっての留意事項を記載する。 R.G.1.52(Rew.1) 原子炉発電所の安全系での運転機器の基準 R.G.1.52(Rew.1) 安全系の勘定、計画及び制約部分の基準 R.G.1.68(Rew.1) 原子炉コントローラーの安全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェアの構成仕様 R.G.1.70 原子炉発電プラントの安全系に使用されているデジタル計算機ソフトウェアの構成仕様 R.G.1.70 原子炉発電プラントの安全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェアのifikウェア試験文書 R.G.1.71 原子炉発電所安全系に使用されるデジタル計算機ソフトウェア・ユーツの試験 R.G.1.72 原子炉発電所安全系で使用されるデジタル計算機ソフトウェア・基準仕様 R.G.1.72 原子炉発電所安全系での運転機器の基準 R.G.1.74(Rew.1) 現行の認可基準のプラン・個別変更に関するリスク評価等による原子炉施設の開発 【関連安全設計審査指針】 ・指針33 安全保護系の多重性 ・指針34 安全保護系の独立性 ・指針36 安全保護系の過渡時の機能 ・指針37 安全保護系の事故時の機能 ・指針38 安全保護系の故障時の機能 ・指針39 安全保護系と計測制御系との分離 ・指針40 安全保護系の試験可能性	安全保護装置 系統を構成する機械器具又はチャンネルの安全保護機能の維持のための独立性 安全保護装置 系統を構成するチャンネルの安全保護機能の維持のための独立性 安全保護装置 駆動済の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合における原子炉の安全上支障がない状態を維持できること 安全保護装置 計測制御系の一部を安全保護装置と共用する場合の安全保護機能の維持のための分離 安全保護装置 原子炉運転中の必要な試験 安全保護装置 運転条件に応じての作動設定値の変更	制御棒駆動系機能検査 原子炉保護系インターロック機能検査(その1) 非常用ディーゼル発電機、高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機、低圧炉心スプレイ系、原子炉炉心冷却系機能検査 原子炉隔離時冷却系機能検査 自動減圧系機能検査 非常用ガス処理系機能検査 主系気隔離弁機能検査 原子炉格納容器隔離弁機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 蒸気発生以降の点検・評価計画書に従って実施 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施 蒸気発生以降の点検・評価計画書に従って実施 自動減圧系機能検査 非常用ガス処理系機能検査 主系気隔離弁機能検査 機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項			
原	22	二	二 系統を構成する機械器具又はチャンネルは、單一故障が起きた場合又は使用状態からの取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないように、多重性を有すること。								
原	22	三	三 系統を構成するチャンネルは、相互を分離し、それぞのチャンネル間ににおいて安全保護機能を失わないように独立性を有すること。								
原	22	四	四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できること。								
原	22	五	五 計測制御系の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全保護機能を失わないように、計測制御系から機能的に分離されたものであること。								
原	22	六	六 原子炉の運転中に、その能力を確認するため必要な試験ができるものであること。								
原	22	七	七 安全保護装置は、運転条件に応じて作動設定値を変更できるものであること。								

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	項	号							
原	23	1	第23条 原子力発電所には、反応度制御系統及び原子炉停止系統を施設しなければならない。この場合において、反応度制御系統と原子炉停止系統とを独立させて設置しなくともよい。	1 第3項第1号に規定する「高温状態において原子炉を未臨界に移行し未臨界界を維持すること」とは、キセノン崩壊により反応度が高められるまでの間に、炉心外に噴出する水蒸気により反応度が低められるまでの間に、炉心外の長期的な蒸発率の維持、他の原子炉停止装置(ほう歯注入系)、原子炉停止装置を備えた原子炉停止系統以外の系統(非常用炉心冷却装置)の動作を含むことができる。 2 第3項第2号に規定する「通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態において、原子炉を未臨界に移行して未臨界界を維持できる」とは、高温臨界未臨界の状態からキセノン崩壊及び一次冷却材温度変化による反応度添加を補償しつつ原子炉を低温状態で未臨界に移行して維持できるること。 3 第3項第4号に規定する「制御棒一本が固着した場合には、制御棒1本が、完全に炉心の外に引き抜かれ、挿入できないこと」ということ。 なお、ABWRにおいては、同一の水圧制御ユニットに属する制御棒1組又は1本の固着を考慮すること。 4 第4項の規定は、設置許可申請書添付書類第十における「制御棒飛び出し(PWR)」「制御棒脱落(BWR)」の評価で想定した下記の内容を確認することにより確認される。 「BWR」 ・制御棒挿入手順が定められていること ・定められた制御棒挿入手順に沿った操作が行われていることを制御棒挿入手順と呼ぶ。原子炉再循環流量の制御(原子炉再循環系)がある。 ・通常運転時における炉心外への水注入量が、通常運転時における炉心外への水注入量(制御棒及び制御棒駆動装置)があり、炉心外熱とあいまって、高温状態及び低温状態において炉心を臨界未済にできるとともに、臨界未済状態における炉心外への水注入量が維持できる。 また、ほう歯注入系による制御棒挿入手順が、炉心外への水注入量(制御棒及び制御棒駆動装置)により、炉心外への水注入量が維持できる。 また、主蒸気管破裂等による原子炉冷却材減漏量は、非常用炉心冷却設備による炉心外への水注入量と期待した性能を図っている。 例えば、高温状態においては、制御棒により炉心外への水注入量を維持でき、それを以降の低温状態においては、ほう歯注入用冷却設備等による注水を含め、炉心外への水注入量を維持できる。 この場合、制御棒は、既存の炉心外への水注入用冷却設備等による注水を含め、炉心外への水注入量を維持できない。 また、主蒸気管破裂等による原子炉冷却材減漏量は、炉心外への水注入量(制御棒及び制御棒駆動装置)により、炉心外への水注入量が維持できる。 なお、ほう歯注入により負の反応度を添加して原子炉停止する場合、単位時間あたりに炉心外に添加される量である反応度減幅の単位として、△k/k'minを使用している。 4 第3項第2号及び第3号に規定する「非常用炉心冷却設備等の評価における炉心外への水注入量を維持する反応度添加量を加えこなしてから上記制御棒の原子炉停止系と非常用炉心外への水注入装置とのいずれかあるいはこれら2つの複数の設備が機能する場合が該当する。複数の設備が機能する具体例としては、BWRの確認項目3項は反応度減幅を規定するものである。なお、PWRは制御棒の回復熱により、炉心外への水注入量を維持する場合に、炉心外への水注入量が減少しない。 6 制御棒に規定する「それらの炉心外への水注入用冷却設備等として、制御棒挿入手順によって操作されていることを確認するため、制御棒の操作を行なう運転員の他に少なくとも1名の運転員を配置して、制御棒の操作を行うことである。 【開連合全般設計審査指針】 ・指針6 環境条件に対する設計上の考慮 ・指針14 反応度制御 ・指針15 制御棒挿入手順の独立性及び試験可能性 ・指針16 制御棒による原子炉の停止余裕 ・指針17 原子炉停止系の停止能力 ・指針18 原子炉停止系の事故時の能力 ・指針19 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性	第23条(反応度制御系統及び原子炉停止系統) 1 第23条は、安全設計評価指針による要求事項を総合的に考慮して、旧省令の「原子炉停止系の独立性(反応度制御装置)」に変更している。 2 第22条は、安全設計審査指針「原子炉停止系の施設」(原子炉停止系の独立性と可能)、指針17(原子炉停止系の停止能力)、指針18(原子炉停止系の事故時の能力)及び指針19(原子炉停止系の圧力バウンダリの健全性)の事項に対応し、以下の事項を明確化している。 ・反応度制御系統及び原子炉停止系統の施設 ・反応度制御系統の評価 ・原子炉停止系に関する要求水注入量を高温状態、低温状態、一次冷却材喪失等の事故時に区分して確認 ・制御棒固着の判定条件を明確化 ・反応度投入装置により原子炉冷却材圧力バウンダリが破損しないよう最大反応度値を制限する事項 ・安全設計評価指針の内規の技術基準への反映 3 第23条に付ける原子炉停止系統及び反応度制御系統に係る具体的な対象及び制御方法は、以下のとおりである。 「BWR」 ・起動・停止を含む通常運転時における反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る制御方法の例としては、制御棒の位置の制御(制御棒及び制御棒駆動装置)、原子炉再循環流量の制御(原子炉再循環系)がある。 ・通常運転時における炉心外への水注入量が、通常運転時における炉心外への水注入量(制御棒及び制御棒駆動装置)があり、炉心外熱とあいまって、高温状態及び低温状態において炉心を臨界未済にできるとともに、臨界未済状態における炉心外への水注入量が維持できる。 また、ほう歯注入系による制御棒挿入手順が、炉心外への水注入量(制御棒及び制御棒駆動装置)により、炉心外への水注入量が維持できる。 また、主蒸気管破裂等による原子炉冷却材減漏量は、非常用炉心冷却設備による炉心外への水注入量と期待した性能を図っている。 例えば、高温状態においては、制御棒により炉心外への水注入量を維持でき、それを以降の低温状態においては、ほう歯注入用冷却設備等による注水を含め、炉心外への水注入量を維持できる。 この場合、制御棒は、既存の炉心外への水注入用冷却設備等による注水を含め、炉心外への水注入量を維持できない。 また、主蒸気管破裂等による原子炉冷却材減漏量は、炉心外への水注入量(制御棒及び制御棒駆動装置)により、炉心外への水注入量が維持できる。 なお、ほう歯注入により負の反応度を添加して原子炉停止する場合、単位時間あたりに炉心外に添加される量である反応度減幅の単位として、△k/k'minを使用している。 4 第3項第2号及び第3号に規定する「非常用炉心冷却設備等の評価における炉心外への水注入量を維持する反応度添加量を加えこなしてから上記制御棒の原子炉停止系と非常用炉心外への水注入装置とのいずれかあるいはこれら2つの複数の設備が機能する場合が該当する。複数の設備が機能する具体例としては、BWRの確認項目3項は反応度減幅を規定するものである。なお、PWRは制御棒の回復熱により、炉心外への水注入量を維持する場合に、炉心外への水注入量が減少しない。 6 制御棒に規定する「それらの炉心外への水注入用冷却設備等として、制御棒挿入手順によって操作されていることを確認するため、制御棒の操作を行なう運転員の他に少なくとも1名の運転員を配置して、制御棒の操作を行うことである。 【開連合全般設計審査指針】 ・指針6 環境条件に対する設計上の考慮 ・指針14 反応度制御 ・指針15 制御棒挿入手順の独立性及び試験可能性 ・指針16 制御棒による原子炉の停止余裕 ・指針17 原子炉停止系の停止能力 ・指針18 原子炉停止系の事故時の能力 ・指針19 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性	反応度制御系統及び原子炉停止系統 反応度制御系統の施設	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施
原	23	2	2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有するものでなければならない。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 反応度制御系統の制御能力	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原	23	3	—	3 原子炉停止系は、制御棒、液体制御材等による二つ以上の独立した系統を有するものであり、かつ、その能力を有するものでなければならぬ。通常運転時の高温状態において、二つ以上の独立した系統がそれぞれ原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変化時の高温状態において原子炉停止系のうち少なくとも一つは、燃料許容損傷限界を超えることなく原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時の高温状態における未臨界維持	原子炉停止余裕検査	原子炉停止余裕検査		
原	23	3	一	4 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態における未臨界維持	制御棒駆動系機能検査	ほう歯水注入系機能検査		
原	23	3	二	5 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態において、少なくとも一つは、原子炉を未臨界に移行し未臨界を維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備等の作動に伴つて注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化における低温状態における未臨界維持	原子炉停止余裕検査	原子炉停止余裕検査		
原	23	3	三	6 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加量は、想定される反応度投入事象(原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。)に対して原子炉冷却材圧力バウンダリ(以下「炉心外への水注入量を維持するための炉心外への水注入量」という。)を下回る最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 一次冷却材喪失等の事故時の事故時の原子炉の未臨界維持	原子炉停止余裕検査	原子炉停止余裕検査		
原	23	3	四	7 制御棒、液体制御材等は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって起こる最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加量の想定される反応度投入事象(原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。)における能力	原子炉停止余裕検査	原子炉停止余裕検査	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原	23	4		8 制御棒、液体制御材等は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって起こる最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加量の想定される反応度投入事象(原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。)における能力	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認	
原	23	5		9 制御棒、液体制御材等は、通常運転時における圧力、温度及び放射線によって起こる最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	反応度制御系統及び原子炉停止系統 制御棒、液体制御材等の最も厳しい条件下での必要な物理的及び化学的性質の保持	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 24	3	前24条の3 原子力発電所には、一次冷却系に係る施設の損傷等が生じた場合に適切な措置をとための発電所緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設置しなければならない。	第24条の3(発電所緊急時対策所) 1 第24条の3に規定する「発電所緊急時対策所」の機能としては、一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、原子炉本体を必要な期間にわたり安全に運転するための運転装置をさりげなく事故状況を正確にかつ速かに把握できること、また、発電所内外部監視所との通信連絡のための少なくとも一つの専用回線を含む多量の連絡回線を有すること。	第24条の3(発電所緊急時対策所) 1 原子力災害対策特別指針第1章(原子力災害対策特別指針)第12条(原子力防災資機材)に規定する「発電所緊急時対策所」の機能及び構成に規定されているので、第24条の3では緊急時対策所の設置のみを規定している。 2 第24条の3は、昭和54年3月米国で発生したTMI事故の場合、事故時に制御室へ人が集まりて混雑を生じたことにより、第一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、発電所敷地内に制御室以外の適当な場所から、必要な対策の命令を下すことができる発電所緊急時対策所を設けることを求めめたものである。 【関連企画設計審査指針】 指針44 原子力発電所緊急時対策所	発電所緊急時対策所 一次冷却系に係る施設の損傷等が生じた場合に適切な措置をとための発電所緊急時対策所を設置する。	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 25	—	第25条 通常運転時に必要とする燃料又は使用済燃料(以下「燃料」という。)が臨界に達するおそれがない構造であること — 燃料が臨界に達するおそれがない構造であること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 第4号に規定する「燃料が臨界に達するおそれがない構造であること」とは、臨界計算により、燃料が臨界に達しないことを確保された構造である。 2 第4号に規定する「燃料が溶融しない」とは、設計計算により、燃料が溶融しないことを確認された冷却能力があること。 3 第4号に規定する「燃料を必要に応じて貯蔵することができる容量を有する」とは、原子炉で全て燃焼が行われている状態で、使用済燃料及び貯蔵されている燃焼燃料に加え、1炉心分以上の量を有する。 4 第4号に規定する「漏れるおそれがない構造」とは、燃料ブール内面をスレッシュ保護するなどして、燃料ブールに必要な位置より低い位置に排水口を設けないこと。 5 第4号に規定する「燃料の放射線を遮へるために必要な量の水」とは、燃料取扱作業時に線量限度(実用発電用原子炉の設備、運転等に関する規則の規定による)を超過する場合を除き、平成13年3月21日付「原子炉の運転に伴う放射線の遮へるために必要な量の水を確保するにあたり必要な量の水の量」。 6 第4号に規定する「燃焼が停止する場合における水の量」とは、水槽の水位と水温を監視する装置を設置し、更に水槽の水位についても、放射線を遮へするため必要な量が確保できること。但し、既設プラントにおいては、仮設ホース等の本設以外の設備による貯留等も同等みなす。 7 第4号に規定する「燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること」は、燃料取扱作業時に燃焼炉管の外壁面に付着する酸化物の付着を低減する施設により、酸化物の付着を低減する。 8 第4号に規定する「燃料が損傷されない」とは、落した燃料によつて燃焼炉管の内壁面に付着する酸化物の付着は生じないことを確認するための酸化物の付着を低減する施設により、酸化物の付着を低減する。 9 第4号に規定する「放射性物質の放出を低減する施設により、空気系の浄化装置を設置する」とは、空気系の浄化装置として設置された施設を設置する場合、空気系の浄化装置の機能については、設置許可申請付審査時に付与された放射性物質の放出量の対応する放射性物質の放出量に対する対応する放射性物質の放出量の対応する放射性物質の放出量を満たさない場合に限り、空気系の浄化装置を設置する。 10 第5号に規定する「公衆への放射線障害を及ぼすおそれがある場合」とは、燃料貯蔵ブールへの燃料落下による敷地境界外の美術施設等が発電所外への影響を遮断するため、燃料貯蔵設備と格納する施設及び放射性物質の放出を低減する施設を設置すること。	第25条(燃料貯蔵設備) 1 燃料は、燃料又は使用済燃料を貯蔵する設備について定めたものであり、燃料は臨界に達しないことを確認された構造である。 2 第25条の3は、昭和54年3月米国で発生したTMI事故の場合、事故時に制御室へ人が集まりて混雑を生じたことにより、第一次冷却材喪失事故等が発生した場合において、発電所敷地内に制御室以外の適当な場所から、必要な対策の命令を下すことができる発電所緊急時対策所を設けることを求めめたものである。 【関連企画設計審査指針】 指針44 原子力発電所緊急時対策所	燃料貯蔵設備 燃料の臨界防止構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
原 25	二	二 燃焼熱による燃料が溶融しないものであること。	燃焼熱による燃料の溶融防止	系統機能	総合負荷性能検査	総合負荷性能検査にて、燃料ブル冷却浄化系の性能認証を実施		
原 25	三	三 燃料を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものであること。	燃料貯蔵設備 燃料の貯蔵容量	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四	四 使用済燃料その他の高放射性の燃料を貯蔵する水槽は、次のこと。 イ 水があふれ、又は漏れるおそれがない構造であること。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他の高放射性の燃料を貯蔵する水槽の構造	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四	口 燃料の放射線を遮へるために必要な量の水があること。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他の高放射性の燃料を貯蔵する水槽の構造へのための水量	系統機能	総合負荷性能検査	蒸気発生以降の点検・評価後に実施		
原 25	四	ハ 燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止すること。	燃料貯蔵設備 使用済燃料その他の高放射性の燃料を貯蔵する水槽の被覆の腐食防止	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 25	四	二 水の漏えい及び水槽の水温の異常を検知できること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	その他	—	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項		
原 25	四	ホ 燃料取扱い中に想定される燃料の落下時においてもその機能が損なわれること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	機器機能	—	設備点検、定期事業者検査にて確認		
原 25	五	五 燃料取扱い中に想定される燃料が放出されることに伴い公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合、放射性物質による原子炉の放射線障害の浄化に規定された施設を設置する場合、放射性物質の放出量の対応する放射性物質の放出量を低減する施設により、空気系の浄化装置を設置する場合、空気系の浄化装置の機能については、設置許可申請付審査時に付与された放射性物質の放出量の対応する放射性物質の放出量に対する対応する放射性物質の放出量を満たさない場合に限り、空気系の浄化装置を設置する。 6 使用済燃料を原子力発電所内に貯蔵する乾式キャスク(以下「キャスク」という。)は、次によると。 — 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮へい能力を有すること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	原子炉建屋密性能検査	—	非常用ガス処理系機能検査		
原 25	六	六 キャスク内部の圧力を維持すること。	燃料貯蔵設備 燃料取扱い中の燃料落下時の機能	機器機能	—	対象設備なし		
原 25	六	七 取扱者以外の者がまだりに立ち入らないようにすること。	燃料貯蔵設備 取扱者以外の者の立ち入り防止	その他	—	対象設備なし		
原 25	六	八 使用済燃料の被覆の著しい腐食又は変形を防止できること。	燃料貯蔵設備 被覆の著しい腐食又は変形を防止する	構造健全性	—	対象設備なし		
原 25	六	ニ キャスク本体等は、使用される温度、放射線、荷重その他の条件に対し、適切な材料及び構造であること。	燃料貯蔵設備 被覆の著しい腐食又は変形を防止する	燃料貯蔵設備 取扱者以外の者の立ち入り防止	その他	—	運転管理・放射線管理等の保守管理以外の保安活動により確認される事項	

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	項	号						
原 26	一	第26条 燃料を取り扱う設備は、次の各号により施設しなければならない。 一 通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力を有するものであること。	第26条(燃料取扱設備) 1 第26条に規定する「燃料を取り扱う設備」とは、新燃料、再使用燃料又は液体燃料の貯蔵、取出し又は保管を行った上で使用する設備という。第2号に規定する「通常運転時における燃料を取り扱う能力を有する設備」とは、新燃料の搬入から出荷までの運転範囲において、関連する設備間を連携し、当該燃料を搬入・搬出・保管する能力あること。 3 第2号に規定する「燃料が陸界に達するおそれがない構造であること」とは、陸界計算による燃料が陸界に達しないことを確認された構造であること。 4 第2号に規定する「燃料が溶融しない」とは、投石計算により、燃料が溶融しないことを確認した冷却能力を有すること。 5 第2号に規定する「燃料が破損するおそれがない」とは、以下によること。 - 燃料交換においては、摆機構造のワイヤーを二重化することただし、昭和2年以前に実施し、又は施設に着手した原子炉施設においては、構成する機械装置の機械構造及び動力原理を考慮して、同機械装置が冷却水による冷却能力を有すること。 - 荷重交換においては、燃料取扱中に荷重をとどけた場合は、昇降止められる指針がなされていること。この場合において、取扱い時の荷重監視等による運転管理による対応を含むこと。 - キャビンの移動等は、作業員者の下記を施す。 - 天井クレーンの使用時に、吊り下げられた燃料用燃料運搬用容器が燃料フレールに附着され、燃料を走行できない措置を行うこと。 - 原子炉建屋天井クレーンにおいては、吊り下げられた燃料用燃料運搬用容器が燃料フレールに附着され、燃料を走行できない措置を行うこと。 - ベンチマーク式の移動装置においては、燃焼室を封する緑色遮断幕の開閉操作を確実にするため、操作部に「このベンチマーク式の移動装置は、燃焼室を封する緑色遮断幕の開閉操作を確実にするために、また、ワイヤーは止められなければならない」と記載すること。 6 第2号に規定する「容器に破損しないものである」とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に付随する規則(通産省業省令第77号)昭和3年1月28日科学技術庁告示第3号」第13条第1項第3号に規定されている「容器が安全に取扱うことができるまで、かつ、運転中における温度及び内圧の変化、振動等により、容器が破損が生じる恐れがないものである」ということ。 7 第2号に規定する「容器」とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通産省業省令第77号)昭和3年1月28日(を除く)を適用する場合においては、容器の設置、運転等に関する規則(通産省業省令第3号等)に基づく核燃料貯蔵の工場又は事業所の外における運転に関する技術上の基準に係る総目録等(平成2年1月28日 科学技術庁告示第3号)」第13条第1項第3号に規定される「容器」として用いてよい。 8 第2号に規定する「容器」とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通産省業省令第77号)昭和3年1月28日(を除く)を適用する場合においては、容器の設置、運転等に関する規則(通産省業省令第3号等)に基づく核燃料貯蔵の工場又は事業所の外における運転に関する技術上の基準に係る総目録等(平成2年1月28日 科学技術庁告示第3号)」第6条に規定する「燃料を取扱うための動力源が無くなつた場合でも燃料を保持する機構」とは、動力源である電源又は空気が喪失した場合でも燃料を保持できる性能を有すること。	第26条(燃料取扱設備) 1 第26条の各項の適用は、以下の通り。 - 液体燃料又は液体燃料の貯蔵、取出し又は保管を行った上で使用する設備には、第1号～第4号が適用する。 - 新燃料の搬入から出荷までの運転範囲において、通常運転時における燃料を取り扱う能力を有する設備には、第5号及び第6号が適用する。 2 解説に規定する3つの事項は、全ての項目を満足する必要があることを要している。 3 第6号に規定する「原子炉建屋天井クレーンの主要きに付する要求は、米国規格ガイド13 Rev.(未)『使用燃料の施設の設計規範』を参考してしたもので、クリークの運動範囲を等を規定している」なお、同ガーメントは、運転監視装置等に付随する規則(GO-61(燃焼室前壁と荷重を持ち上げ可能な緑色遮断幕))を適用するための条件として、耐震計画、外部飛散対策、漏えい防止、燃料落下方止、冷却却水の機械的保持、フルルーツ監査及び放射線監視、クリーンの稼動範囲制限、耐震計画を備えた給排水系の設置等を規定している。 4 第6号に規定する「走行できない位置」とは、フルルーツをクレーンの稼動範囲内に付けるよう位置を規定している。 5 第6号に規定する「容器に破損しないものである」とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に付随する規則(通産省業省令第77号)昭和3年1月28日(を除く)を適用する場合における容器の設置量規制が2 Sv/m ² 程度以下で、かつ、その規制から1 mの距離において設置量当量が100 μ Sv/m ² 以下と定められている」。 6 第6号に規定する「容器」とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通産省業省令第77号)昭和3年1月28日(を除く)を適用する場合においては、容器の設置、運転等に関する規則(通産省業省令第3号等)に基づく核燃料貯蔵の工場又は事業所の外における運転に関する技術上の基準に係る総目録等(平成2年1月28日 科学技術庁告示第3号)」第13条第1項第3号に規定している「容器」として用いてよい。 7 第2号に規定する「容器」とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(通産省業省令第77号)昭和3年1月28日(を除く)を適用する場合においては、容器の設置、運転等に関する規則(通産省業省令第3号等)に基づく核燃料貯蔵の工場又は事業所の外における運転に関する技術上の基準に係る総目録等(平成2年1月28日 科学技術庁告示第3号)」第6条に規定する「燃料を取扱うための動力源が無くなつた場合でも燃料を保持する機構」とは、動力源である電源又は空気が喪失した場合でも燃料を保持できる性能を有すること。	燃料取扱設備 通常運転時において使用する燃料を取り扱う能力	機器機能 (系統機能) 原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施	
原 26	二	二 燃料が陸界に達するおそれがない構造であること。	燃料取扱設備 燃料が陸界に達するおそれがない構造	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する要がない事項			
原 26	三	三 商環境により燃料が溶融しないものであること。	燃料取扱設備 前荷重による燃料溶融防止	その他	所蔵設備、取扱設備の設置(設備)に対する要であるが、除設規制は貯蔵設備への要として取扱設備としては、その他とする			
原 26	四	四 取扱い中に燃料が破損するおそれがないこと。	燃料取扱設備 取扱い中の燃料破損防止	機器機能 (系統機能) 原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施			
原 26	五	五 燃料を封入する容器は取扱い中における衝撃、熱等に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	燃料取扱設備 燃料を封入する容器の取り扱いにおける破損防止	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する要がない事項			
原 26	六	六 初号の容積は、内部に燃料を入れた場合に、放射線障害を防止するため、その表面の総量当量及びその表面から1メートルの距離における総量当量がそれぞれ別に告示する総量当量を超えないようにしてきてきるものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	燃料取扱設備 前号の容器の内部に燃料を入れた場合における遮へい能力	その他	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する要がない事項			
原 26	七	七 燃料取扱い中に燃料を取り扱うための動力源がなくなつた場合に、燃料を保持する機構を設ける等により燃料の落下を防止できること。	燃料取扱設備 燃料取扱い中に燃料を保持する機構	機器機能 (系統機能) 原子炉建屋天井クレーン機能検査	機器機能確認であるが、系統機能試験として実施			
原 27	1	第27条 原子力発電所内の場所であつて、外部放射線による放射線障害を防止する必要があるものには、次の各号により生体遮へいを施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮へい能力を有するものであること。 二 開口部又は配管等の貫通部があるものにあつては、必要に応じて放射線漏えい防止措置が講じられていること。 三 重り、附加荷重および熱応力に耐えるものであること。	第27条(生体遮へい) 1 第1項第1号に規定する「遮へい能力を有する」とは、通常運転時の作業員の被る総量が適切な作業管理と相まって、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づく総量限度等を定めた告示(平成13年2月10日経済産業省告示第187号)第7条、第6条を満足するといふこと。これと並んで「計算による遮へい」を定めること。既に既存中の原子炉の遮へいが既存の規則の範囲内に満足する場合は、遮へいの確認が上記告示に規定していることと認定する。 2 第1項第2号に規定する「遮へい」とは、次の措置によること。 (1)開口部を設ける場合、人が容易に接近できないような場所(通過の行き止り、高さ等)への開口部設置 (2)開口部に設ける遮へい補強(スリーパー)と配管の隙間への遮へい材の充てん (3)遮へい機器と貫通孔の位置関係により、貫通孔から遮へい機器が直視できない措置 3 第2項は、第1項で規定する従事者の放射線障害を防止するために必要な生体遮へいを適切に施設すること及び原子炉施設と周囲監視区域間の開口までの距離があつて、放射線障害の空間限界量規制に適合する範囲を満足し、周辺実験区域における総量當量度(年間1mSv)による遮へいを充てんする。 4 第2項に規定する「生体遮へい及び遮へい設備の具体的仕様」に於する規定(外部放射線による放射線障害のうち、管理のための区域区分を行つて、遮へいの設置場所を定め、要する事項の構成のための補助的用語の定義)は、(1)「遮へい」とは、(2)「遮へい」とは、(3)「遮へい」とは、(4)「遮へい」とは、(5)「遮へい」とは、(6)「遮へい」とは、(7)「遮へい」とは、(8)「遮へい」とは、(9)「遮へい」とは、(10)「遮へい」とは、(11)「遮へい」とは、(12)「遮へい」とは、(13)「遮へい」とは、(14)「遮へい」とは、(15)「遮へい」とは、(16)「遮へい」とは、(17)「遮へい」とは、(18)「遮へい」とは、(19)「遮へい」とは、(20)「遮へい」とは、(21)「遮へい」とは、(22)「遮へい」とは、(23)「遮へい」とは、(24)「遮へい」とは、(25)「遮へい」とは、(26)「遮へい」とは、(27)「遮へい」とは、(28)「遮へい」とは、(29)「遮へい」とは、(30)「遮へい」とは、(31)「遮へい」とは、(32)「遮へい」とは、(33)「遮へい」とは、(34)「遮へい」とは、(35)「遮へい」とは、(36)「遮へい」とは、(37)「遮へい」とは、(38)「遮へい」とは、(39)「遮へい」とは、(40)「遮へい」とは、(41)「遮へい」とは、(42)「遮へい」とは、(43)「遮へい」とは、(44)「遮へい」とは、(45)「遮へい」とは、(46)「遮へい」とは、(47)「遮へい」とは、(48)「遮へい」とは、(49)「遮へい」とは、(50)「遮へい」とは、(51)「遮へい」とは、(52)「遮へい」とは、(53)「遮へい」とは、(54)「遮へい」とは、(55)「遮へい」とは、(56)「遮へい」とは、(57)「遮へい」とは、(58)「遮へい」とは、(59)「遮へい」とは、(60)「遮へい」とは、(61)「遮へい」とは、(62)「遮へい」とは、(63)「遮へい」とは、(64)「遮へい」とは、(65)「遮へい」とは、(66)「遮へい」とは、(67)「遮へい」とは、(68)「遮へい」とは、(69)「遮へい」とは、(70)「遮へい」とは、(71)「遮へい」とは、(72)「遮へい」とは、(73)「遮へい」とは、(74)「遮へい」とは、(75)「遮へい」とは、(76)「遮へい」とは、(77)「遮へい」とは、(78)「遮へい」とは、(79)「遮へい」とは、(80)「遮へい」とは、(81)「遮へい」とは、(82)「遮へい」とは、(83)「遮へい」とは、(84)「遮へい」とは、(85)「遮へい」とは、(86)「遮へい」とは、(87)「遮へい」とは、(88)「遮へい」とは、(89)「遮へい」とは、(90)「遮へい」とは、(91)「遮へい」とは、(92)「遮へい」とは、(93)「遮へい」とは、(94)「遮へい」とは、(95)「遮へい」とは、(96)「遮へい」とは、(97)「遮へい」とは、(98)「遮へい」とは、(99)「遮へい」とは、(100)「遮へい」とは、(101)「遮へい」とは、(102)「遮へい」とは、(103)「遮へい」とは、(104)「遮へい」とは、(105)「遮へい」とは、(106)「遮へい」とは、(107)「遮へい」とは、(108)「遮へい」とは、(109)「遮へい」とは、(110)「遮へい」とは、(111)「遮へい」とは、(112)「遮へい」とは、(113)「遮へい」とは、(114)「遮へい」とは、(115)「遮へい」とは、(116)「遮へい」とは、(117)「遮へい」とは、(118)「遮へい」とは、(119)「遮へい」とは、(120)「遮へい」とは、(121)「遮へい」とは、(122)「遮へい」とは、(123)「遮へい」とは、(124)「遮へい」とは、(125)「遮へい」とは、(126)「遮へい」とは、(127)「遮へい」とは、(128)「遮へい」とは、(129)「遮へい」とは、(130)「遮へい」とは、(131)「遮へい」とは、(132)「遮へい」とは、(133)「遮へい」とは、(134)「遮へい」とは、(135)「遮へい」とは、(136)「遮へい」とは、(137)「遮へい」とは、(138)「遮へい」とは、(139)「遮へい」とは、(140)「遮へい」とは、(141)「遮へい」とは、(142)「遮へい」とは、(143)「遮へい」とは、(144)「遮へい」とは、(145)「遮へい」とは、(146)「遮へい」とは、(147)「遮へい」とは、(148)「遮へい」とは、(149)「遮へい」とは、(150)「遮へい」とは、(151)「遮へい」とは、(152)「遮へい」とは、(153)「遮へい」とは、(154)「遮へい」とは、(155)「遮へい」とは、(156)「遮へい」とは、(157)「遮へい」とは、(158)「遮へい」とは、(159)「遮へい」とは、(160)「遮へい」とは、(161)「遮へい」とは、(162)「遮へい」とは、(163)「遮へい」とは、(164)「遮へい」とは、(165)「遮へい」とは、(166)「遮へい」とは、(167)「遮へい」とは、(168)「遮へい」とは、(169)「遮へい」とは、(170)「遮へい」とは、(171)「遮へい」とは、(172)「遮へい」とは、(173)「遮へい」とは、(174)「遮へい」とは、(175)「遮へい」とは、(176)「遮へい」とは、(177)「遮へい」とは、(178)「遮へい」とは、(179)「遮へい」とは、(180)「遮へい」とは、(181)「遮へい」とは、(182)「遮へい」とは、(183)「遮へい」とは、(184)「遮へい」とは、(185)「遮へい」とは、(186)「遮へい」とは、(187)「遮へい」とは、(188)「遮へい」とは、(189)「遮へい」とは、(190)「遮へい」とは、(191)「遮へい」とは、(192)「遮へい」とは、(193)「遮へい」とは、(194)「遮へい」とは、(195)「遮へい」とは、(196)「遮へい」とは、(197)「遮へい」とは、(198)「遮へい」とは、(199)「遮へい」とは、(200)「遮へい」とは、(201)「遮へい」とは、(202)「遮へい」とは、(203)「遮へい」とは、(204)「遮へい」とは、(205)「遮へい」とは、(206)「遮へい」とは、(207)「遮へい」とは、(208)「遮へい」とは、(209)「遮へい」とは、(210)「遮へい」とは、(211)「遮へい」とは、(212)「遮へい」とは、(213)「遮へい」とは、(214)「遮へい」とは、(215)「遮へい」とは、(216)「遮へい」とは、(217)「遮へい」とは、(218)「遮へい」とは、(219)「遮へい」とは、(220)「遮へい」とは、(221)「遮へい」とは、(222)「遮へい」とは、(223)「遮へい」とは、(224)「遮へい」とは、(225)「遮へい」とは、(226)「遮へい」とは、(227)「遮へい」とは、(228)「遮へい」とは、(229)「遮へい」とは、(230)「遮へい」とは、(231)「遮へい」とは、(232)「遮へい」とは、(233)「遮へい」とは、(234)「遮へい」とは、(235)「遮へい」とは、(236)「遮へい」とは、(237)「遮へい」とは、(238)「遮へい」とは、(239)「遮へい」とは、(240)「遮へい」とは、(241)「遮へい」とは、(242)「遮へい」とは、(243)「遮へい」とは、(244)「遮へい」とは、(245)「遮へい」とは、(246)「遮へい」とは、(247)「遮へい」とは、(248)「遮へい」とは、(249)「遮へい」とは、(250)「遮へい」とは、(251)「遮へい」とは、(252)「遮へい」とは、(253)「遮へい」とは、(254)「遮へい」とは、(255)「遮へい」とは、(256)「遮へい」とは、(257)「遮へい」とは、(258)「遮へい」とは、(259)「遮へい」とは、(260)「遮へい」とは、(261)「遮へい」とは、(262)「遮へい」とは、(263)「遮へい」とは、(264)「遮へい」とは、(265)「遮へい」とは、(266)「遮へい」とは、(267)「遮へい」とは、(268)「遮へい」とは、(269)「遮へい」とは、(270)「遮へい」とは、(271)「遮へい」とは、(272)「遮へい」とは、(273)「遮へい」とは、(274)「遮へい」とは、(275)「遮へい」とは、(276)「遮へい」とは、(277)「遮へい」とは、(278)「遮へい」とは、(279)「遮へい」とは、(280)「遮へい」とは、(281)「遮へい」とは、(282)「遮へい」とは、(283)「遮へい」とは、(284)「遮へい」とは、(285)「遮へい」とは、(286)「遮へい」とは、(287)「遮へい」とは、(288)「遮へい」とは、(289)「遮へい」とは、(290)「遮へい」とは、(291)「遮へい」とは、(292)「遮へい」とは、(293)「遮へい」とは、(294)「遮へい」とは、(295)「遮へい」とは、(296)「遮へい」とは、(297)「遮へい」とは、(298)「遮へい」とは、(299)「遮へい」とは、(300)「遮へい」とは、(301)「遮へい」とは、(302)「遮へい」とは、(303)「遮へい」とは、(304)「遮へい」とは、(305)「遮へい」とは、(306)「遮へい」とは、(307)「遮へい」とは、(308)「遮へい」とは、(309)「遮へい」とは、(310)「遮へい」とは、(311)「遮へい」とは、(312)「遮へい」とは、(313)「遮へい」とは、(314)「遮へい」とは、(315)「遮へい」とは、(316)「遮へい」とは、(317)「遮へい」とは、(318)「遮へい」とは、(319)「遮へい」とは、(320)「遮へい」とは、(321)「遮へい」とは、(322)「遮へい」とは、(323)「遮へい」とは、(324)「遮へい」とは、(325)「遮へい」とは、(326)「遮へい」とは、(327)「遮へい」とは、(328)「遮へい」とは、(329)「遮へい」とは、(330)「遮へい」とは、(331)「遮へい」とは、(332)「遮へい」とは、(333)「遮へい」とは、(334)「遮へい」とは、(335)「遮へい」とは、(336)「遮へい」とは、(337)「遮へい」とは、(338)「遮へい」とは、(339)「遮へい」とは、(340)「遮へい」とは、(341)「遮へい」とは、(342)「遮へい」とは、(343)「遮へい」とは、(344)「遮へい」とは、(345)「遮へい」とは、(346)「遮へい」とは、(347)「遮へい」とは、(348)「遮へい」とは、(349)「遮へい」とは、(350)「遮へい」とは、(351)「遮へい」とは、(352)「遮へい」とは、(353)「遮へい」とは、(354)「遮へい」とは、(355)「遮へい」とは、(356)「遮へい」とは、(357)「遮へい」とは、(358)「遮へい」とは、(359)「遮へい」とは、(360)「遮へい」とは、(361)「遮へい」とは、(362)「遮へい」とは、(363)「遮へい」とは、(364)「遮へい」とは、(365)「遮へい」とは、(366)「遮へい」とは、(367)「遮へい」とは、(368)「遮へい」とは、(369)「遮へい」とは、(370)「遮へい」とは、(371)「遮へい」とは、(372)「遮へい」とは、(373)「遮へい」とは、(374)「遮へい」とは、(375)「遮へい」とは、(376)「遮へい」とは、(377)「遮へい」とは、(378)「遮へい」とは、(379)「遮へい」とは、(380)「遮へい」とは、(381)「遮へい」とは、(382)「遮へい」とは、(383)「遮へい」とは、(384)「遮へい」とは、(385)「遮へい」とは、(386)「遮へい」とは、(387)「遮へい」とは、(388)「遮へい」とは、(389)「遮へい」とは、(390)「遮へい」とは、(391)「遮へい」とは、(392)「遮へい」とは、(393)「遮へい」とは、(394)「遮へい」とは、(395)「遮へい」とは、(396)「遮へい」とは、(397)「遮へい」とは、(398)「遮へい」とは、(399)「遮へい」とは、(400)「遮へい」とは、(401)「遮へい」とは、(402)「遮へい」とは、(403)「遮へい」とは、(404)「遮へい」とは、(405)「遮へい」とは、(406)「遮へい」とは、(407)「遮へい」とは、(408)「遮へい」とは、(409)「遮へい」とは、(410)「遮へい」とは、(411)「遮へい」とは、(412)「遮へい」とは、(413)「遮へい」とは、(414)「遮へい」とは、(415)「遮へい」とは、(416)「遮へい」とは、(417)「遮へい」とは、(418)「遮へい」とは、(419)「遮へい」とは、(420)「遮へい」とは、(421)「遮へい」とは、(422)「遮へい」とは、(423)「遮へい」とは、(424)「遮へい」とは、(425)「遮へい」とは、(426)「遮へい」とは、(427)「遮へい」とは、(428)「遮へい」とは、(429)「遮へい」とは、(430)「遮へい」とは、(431)「遮へい」とは、(432)「遮へい」とは、(433)「遮へい」とは、(434)「遮へい」とは、(435)「遮へい」とは、(436)「遮へい」とは、(437)「遮へい」とは、(438)「遮へい」とは、(439)「遮へい」とは、(440)「遮へい」とは、(441)「遮へい」とは、(442)「遮へい」とは、(443)「遮へい」とは、(444)「遮へい」とは、(445)「遮へい」とは、(446)「遮へい」とは、(447)「遮へい」とは、(448)「遮へい」とは、(449)「遮へい」とは、(450)「遮へい」とは、(451)「遮へい」とは、(452)「遮へい」とは、(453)「遮へい」とは、(454)「遮へい」とは、(455)「遮へい」とは、(456)「遮へい」とは、(457)「遮へい」とは、(458)「遮へい」とは、(459)「遮へい」とは、(460)「遮へい」とは、(461)「遮へい」とは、(462)「遮へい」とは、(463)「遮へい」とは、(464)「遮へい」とは、(465)「遮へい」とは、(466)「遮へい」とは、(467)「遮へい」とは、(468)「遮へい」とは、(469)「遮へい」とは、(470)「遮へい」とは、(471)「遮へい」とは、(472)「遮へい」とは、(473)「遮へい」とは、(474)「遮へい」とは、(475)「遮へい」とは、(476)「遮へい」とは、(477)「遮へい」とは、(478)「遮へい」とは、(479)「遮へい」とは、(480)「遮へい」とは、(481)「遮へい」とは、(482)「遮へい」とは、(483)「遮へい」とは、(484)「遮へい」とは、(485)「遮へい」とは、(486)「遮へい」とは、(487)「遮へい」とは、(488)「遮へい」とは、(489)「遮へい」とは、(490)「遮へい」とは、(491)「遮へい」とは、(492)「遮へい」とは、(493)「遮へい」とは、(494)「遮へい」とは、(495)「遮へい」とは、(496)「遮へい」とは、(497)「遮へい」とは、(498)「遮へい」とは、(499)「遮へい」とは、(500)「遮へい」とは、(501)「遮へい」とは、(502)「遮へい」とは、(503)「遮へい」とは、(504)「遮へい」とは、(505)「遮へい」とは、(506)「遮へい」とは、(507)「遮へい」とは、(508)「遮へい」とは、(509)「遮へい」とは、(510)「遮へい」とは、(511)「遮へい」とは、(512)「遮へい」とは、(513)「遮へい」とは、(514)「遮へい」とは、(515)「遮へい」とは、(516)「遮へい」とは、(517)「遮へい」とは、(518)「遮へい」とは、(519)「遮へい」とは、(520)「遮へい」とは、(521)「遮へい」とは、(522)「遮へい」とは、(523)「遮へい」とは、(524)「遮へい」とは、(525)「遮へい」とは、(526)「遮へい」とは、(527)「遮へい」とは、(528)「遮へい」とは、(529)「遮へい」とは、(530)「遮へい」とは、(531)「遮へい」とは、(532)「遮へい」とは、(533)「遮へい」とは、(534)「遮へい」とは、(535)「遮へい」とは、(536)「遮へい」とは、(537)「遮へい」とは、(538)「遮へい」とは、(539)「遮へい」とは、(540)「遮へい」とは、(541)「遮へい」とは、(542)「遮へい」とは、(543)「遮へい」とは、(544)「遮へい」とは、(545)「遮へい」とは、(546)「遮へい」とは、(547)「遮へい」とは、(548)「遮へい」とは、(549)「遮へい」とは、(550)「遮へい」とは、(551)「遮へい」とは、(552)「遮へい」とは、(553)「遮へい」とは、(554)「遮へい」とは、(555)「遮へい」とは、(556)「遮へい」とは、(557)「遮へい」とは、(558)「遮へい」とは、(559)「遮へい」とは、(560)「遮へい」とは、(561)「遮へい」とは、(562)「遮へい」とは、(563)「遮へい」とは、(564)「遮へい」とは、(565)「遮へい」とは、(566)「遮へい」とは、(567)「遮へい」とは、(568)「遮へい」とは、(569)「遮へい」とは、(570)「遮へい」とは、(571)「遮へい」とは、(572)「遮へい」とは、(573)「遮へい」とは、(574)「遮へい」とは、(575)「遮へい」とは、(576)「遮へい」とは、(577)「遮へい」とは、(578)「遮へい」とは、(579)「遮へい」とは、(580)「遮へい」とは、(581)「遮へい」とは、(582)「遮へい」とは、(583)「遮へい」とは、(584)「遮へい」とは、(585)「遮へい」とは、(586)「遮へい」とは、(587)「遮へい」とは、(588)「遮へい」とは、(589)「遮へい」とは、(590)「遮へい」とは、(591)「遮へい」とは、(592)「遮へい」とは、(593)「遮へい」とは、(594)「遮へい」とは、(595)「遮へい」とは、(596)「遮へい」とは、(597)「遮へい」とは、(598)「遮へい」とは、(599)「遮へい」とは、(600)「遮へい」とは、(601)「遮へい」とは、(602)「遮へい」とは、(603)「遮へい」とは、(604)「遮へい」とは、(605)「遮へい」とは、(606)「遮へい」とは、(607)「遮へい」とは、(608)「遮へい」とは、(609)「遮へい」とは、(610)「遮へい」とは、(611)「遮へい」とは、(612)「遮へい」とは、(613)「遮へい」とは、(614)「遮へい」とは、(615)「遮へい」とは、(616)「遮へい」とは、(617)「遮へい」とは、(618)「遮へい」とは、(619)「遮へい」とは、(620)「遮へい」とは、(621)「遮へい」とは、(622)「遮へい」とは、(623)「遮へい」とは、(624)「遮へい」とは、(625)「遮へい」とは、(626)「遮へい」とは、(627)「遮へい」とは、(628)「遮へい」とは、(629)「遮へい」とは、(630)「遮へい」とは、(631)「遮へい」とは、(632)「遮へい」とは、(633)「遮へい」とは、(634)「遮へい」とは、(635)「遮へい」とは、(636)「遮へい」とは、(637)「遮へい」とは、(638)「遮へい」とは、(639)「遮へい」とは、(640)「遮へい」とは、(641)「遮へい」とは、(642)「遮へい」とは、(643)「遮へい」とは、(644)「遮へい」とは、(645)「遮へい」とは、(646)「遮へい」とは、(647)「遮へい」とは、(648)「遮へい」とは、(649)「遮へい」とは、(650)「遮へい」とは、(651)「遮へい」とは、(652)「遮へい」とは、(653)「遮へい」とは、(654)「遮へい」とは、(655)「遮へい」とは、(656)「遮へい」とは、(657)「遮へい」とは、(658)「遮へい」とは、(659)「遮へい」とは、(660)「遮へい」とは、(661)「遮へい」とは、(662)「遮へい」とは、(663)「遮へい」とは、(664)「遮へい」とは、(665)「遮へい」とは、(666)「遮へい」とは、(667)「遮へい」とは、(668)「遮へい」とは、(669)「遮へい」とは、(670)「遮へい」とは、(671)「遮へい」とは、(672)「遮へい」とは、(673)「遮へい」とは、(674)「遮へい」とは、(675)「遮へい」とは、(676)「遮へい」とは、(677)「遮へい」とは、(678)「遮へい」とは、(679)「遮へい」とは、(680)「遮へい」とは、(681)「遮へい」とは、(682)「遮へい」とは、(683)「遮へい」とは、(684)「遮へい」とは、(685)「遮へい」とは、(686)「遮へい」とは、(687)「遮へい」とは、(688)「遮へい」とは、(689)「遮へい」とは、(690)「遮へい」とは、(691)「遮へい」と					

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考		
条	項	号								
原 28	一	第28条 原子力発電所内の場所であつて、放射性物質により汚染された空気による放射性障害を防止する必要があるものには、次の各号により換気装置と施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	第28条(換気設備) 1 第2号に規定する「漏えいし難い構造」とは、ダクトであつて内包する空気による放射性物質により汚染されるおそれがある部分には、次の各号により換気装置と施設しなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	第28条(換気設備) 1 第28条は、原子力発電所内の放射性物質により汚染された空気による放射性障害を防止する必要がある場所には、換気設備を設けることを定めたものである。	換気設備 放射線障害を防止するために必要な換気能力	中央制御室常用循環系機能検査 通常用ガス処理系機能検査				
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造で、かつ、逆流するおそれがないこと。	4 第4号に規定する「汚染された空気を吸い込まない」は、排気扇から十分に離れた位置に設置すること。	2 第28条(換気設備) 2 第2号に規定する「漏えいし難い構造」とは、ダクトであつて内包する空気による放射性物質の濃度が0.7%ルート/ヘリシムのもの(クラス4)である。第9号に基づき構造をとることに第11号の耐圧試験により漏えいし難い構造であることが確認されていること。また、「逆流するおそれがない」とは、ファン、逆流防止用ダブルバーナー等を設けること。 3 第3号に規定する「漏えいし難い構造」とは、気体状の放射性を素早く除去するよう(マニホールドや四面等)ファン等及び放射性粒子を除去する開閉装置等を設けること。 3 第3号に規定する「漏えいし難い構造」とは、容易に構造で離れることは、換気装置が漏れ装置交換に必要な空間を有するとともに、必要に応じて様子等を設置し、漏れ装置を取替えし容易な構造であること。	2 第28条(換気設備) 2 第28条は、原子力発電所内の放射性物質により汚染された空気による放射性障害を防止する必要がある場所には、換気設備を設けることを定めたものである。					
		三 排出する空気を浄化する装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去またはろ過装置の取替えが容易な構造であること。		4 第4号に規定する「漏えいし難い構造」は、排気扇から十分に離れた位置に設置すること。	3 第3号に基づき構造をとることに第11号の耐圧試験により漏えいし難い構造であることが確認されていること。 4 第4号に規定する「漏えいし難い構造」は、排気扇から十分に離れた位置に設置すること。					
		四 級気口は、放射性物質により汚染された空気を吸い込まないようにして設置すること。		5 第5号に基づき構造をとることに第11号の耐圧試験により漏えいし難い構造であることが確認されていること。	5 第5号に基づき構造をとることに第11号の耐圧試験により漏えいし難い構造であることが確認されていること。					
原 28	二	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第29条の1に規定する「放射性物質による汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、放射性物質による汚染を除去し易いものでなければならぬ」。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第29条の1に規定する「放射性物質による汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、管理区域内で人が頻繁に出入りする場所の前面、壁面(人が触れるおそれのある高さまで)、手幅、椅子をいう。また、表面は、放射性物質による汚染を除去し易いもの」とは、該当表面が平滑に施工されていること。	第29条(放射性物質による汚染の防止) 1 第29条の1に規定する「放射性物質による汚染されるおそれがある部分であつて、人が触れるおそれがある部分の表面は、管理区域内で人が頻繁に出入りする場所の前面、壁面(人が触れるおそれのある高さまで)、手幅、椅子をいう。また、表面は、放射性物質による汚染を除去し易いもの」とは、該当表面が平滑に施工されていること。	換気設備 放射性物質により汚染された空気の漏えい、逆流防止構造	中央制御室常用循環系機能検査 通常用ガス処理系機能検査				
		2 原子力発電所には、人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する設置を施設しなければならない。		2 第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備で、排出する排水が開口部であるものと排水中の放射性物質の濃度が測定可能な設備である。第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備であることを意味する。第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度が測定可能な設備である」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備であることを意味する。 2 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定して、場合に適切な処理により排水中の放射性物質の濃度を安全に超えないようにできる設備であることを意味する。 3 第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度を測定して、放射性物質の濃度が測定する値を超えないようにできる設備である」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定して、放射性物質の濃度が測定する値を超えないようにできる設備であることを意味する。	2 第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備で、排出する排水が開口部であるものと排水中の放射性物質の濃度が測定可能な設備である。第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備であることを意味する。第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度が測定可能な設備である」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備であることを意味する。 2 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定して、場合に適切な処理により排水中の放射性物質の濃度を安全に超えないようにできる設備であることを意味する。 3 第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度を測定して、放射性物質の濃度が測定する値を超えないようにできる設備である」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定して、放射性物質の濃度が測定する値を超えないようにできる設備である。					
原 29	1	第29条の2 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であつて、原子力発電所外に排水を排出するものには、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設しなければならない。		3 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、(電気用原子力設備)に関する放電線による絶縁量の基準値(平成13年3月21日経済産業省告示第185号)第3条の2に規定する「周辺監視装置の設置」(周辺監視装置の下を通る一定の距離の内側に設置する)により排水中の放射性物質が漏洩する危険性を検出する事が出来て各々独立したものである。 4 第29条の2に規定する「排水監視設備」は、第20条(計測装置)にも同じ要項があり重複しているが、本条では排水を安全に処理する設備を設けることを要求しておりそれを確認する目的で監視設備を設けることと合わせて規定している。	3 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、(電気用原子力設備)に関する放電線による絶縁量の基準値(平成13年3月21日経済産業省告示第185号)第3条の2に規定する「周辺監視装置の設置」(周辺監視装置の下を通る一定の距離の内側に設置する)により排水中の放射性物質が漏洩する危険性を検出する事が出来て各々独立したものである。 4 第29条の2に規定する「排水監視設備」は、第20条(計測装置)にも同じ要項があり重複しているが、本条では排水を安全に処理する設備を設けることを要求しておりそれを確認する目的で監視設備を設けることと合わせて規定している。	換気設備 放射性物質による汚染の防止	日常的な点検で機能が確認される事項			
		2 原子力発電所には、人が触れるおそれがある物の放射性物質による汚染を除去する設置を施設しなければならない。		5 第53号に基づき計画指針 指針57 放射性元素従事者の放射線防護	5 第53号に基づき計画指針 指針57 放射性元素従事者の放射線防護					
原 29	2	第29条の2 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路であつて、原子力発電所外に排水を排出するものには、排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備を施設しなければならない。	第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備で、排出する排水が開口部であるものと排水中の放射性物質の濃度が測定可能な設備である。第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備であることを意味する。第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度が測定可能な設備である」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備であることを意味する。 2 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定して、場合に適切な処理により排水中の放射性物質の濃度を安全に超えないようにできる設備であることを意味する。 3 第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度を測定して、放射性物質の濃度が測定する値を超えないようにできる設備である」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定して、放射性物質の濃度が測定する値を超えないようにできる設備である。	第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備で、排出する排水が開口部であるものと排水中の放射性物質の濃度が測定可能な設備である。第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備であることを意味する。第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度が測定可能な設備である」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備であることを意味する。 2 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定して、場合に適切な処理により排水中の放射性物質の濃度を安全に超えないようにできる設備であることを意味する。 3 第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度を測定して、放射性物質の濃度が測定する値を超えないようにできる設備である」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定して、放射性物質の濃度が測定する値を超えないようにできる設備である。	第29条の2(管理区域内に開口部がある排水路) 1 第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備で、排出する排水が開口部であるものと排水中の放射性物質の濃度が測定可能な設備である。第29条の2に規定する「排水監視設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備であることを意味する。第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度が測定可能な設備である」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定することができる設備であることを意味する。 2 第29条の2に規定する「安全に処理する設備」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定して、場合に適切な処理により排水中の放射性物質の濃度を安全に超えないようにできる設備であることを意味する。 3 第29条の2に規定する「排水中の放射性物質の濃度を測定して、放射性物質の濃度が測定する値を超えないようにできる設備である」とは、排水中の放射性物質の濃度を測定して、放射性物質の濃度が測定する値を超えないようにできる設備である。	放射性物質による汚染の防止	放射性物質による汚染の防止	日常的な点検で機能が確認される事項		
				5 第53号に基づき計画指針 指針53 放射性元素液体质物の処理施設	5 第53号に基づき計画指針 指針53 放射性元素液体质物の処理施設					

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令項番号		技術基準条文	技術基準解釈	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考	
条	項								
原 32	四	四 一次冷却系に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、当該放射性物質の濃度を低減する設備(「当該放射性物質を格納する施設を含む。」)を施設すること。	(放射性物質の濃度低減設備) 13 第4号に規定する気体状の放射性物質を低減する装置とは具体的には、原子炉格納容器から漏えいする放射性物質を低減する設備である。 BWR: 格納容器スプレイ設備、非常用ガス処理設備 PWR: 格納容器スプレイ設備、アニュラ空気除湿除塵設備 また、「当該放射性物質を格納する施設」とは、具体的には以下の設備をいい。 BWR: 原子炉建屋原子炉内水素除去装置 PWR: アニラスプローブ これらは、原子炉建屋の入口を設けた場合には気密性を確保すること。 14 第4号に規定する放射性物質を低減する装置は、設置許可申請書添付書類第十一において「採用した」当該装置による放射性物質の放出量の評価の条件を確認することにより確認することができる。また当該設備は、設置許可申請書添付書類及び同添付書類八に規定された仕様を満たすものであること。この場合において、設置許可時の解析条件のうち以下の様に非保守的な変更がないことを確認すること。 (1) BWR a) 非常用ガス処理設備 b) ガス処理設備のフィルターのよう素除去効率 c) ガス処理設備の処理容量 (2) PWR a) アニラス空気除湿除塵設備 b) 洗浄装置のフィルターのよう素除去効率 c) フィルターの洗浄時間 d) 処理装置の運転時間 e) 処理装置の停止時間 15 第4号に規定する「公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合」とは、一次冷却系施設に係る施設の故障又は損壊による地盤境界外の実効線量が「 <u>実効線量</u> 原子炉格納容器の全評価値」に規定する検査指針(平成2年8月30日)解説 II-3 判断基準について「 <u>規定期定</u> 」に規定する線量を超える場合をいい。 (原子炉格納容器熱除去装置)	(放射性物質の濃度低減設備) 14 第4号は、一次冷却系に係る施設の故障又は損壊の際に、原子炉格納容器から漏えいする放射性物質を低減する設備である。 BWR: 格納容器スプレイ設備、アニュラ空気除湿除塵設備 また、「当該放射性物質を格納する施設」とは、具体的には以下の設備をいい。 BWR: 原子炉建屋原子炉内水素除去装置 PWR: アニラスプローブ これらは、原子炉建屋の入口を設けた場合には気密性を確保すること。 15 第4号に規定する放射性物質を低減する装置は、設置許可申請書添付書類第十一において「採用した」当該装置による放射性物質の放出量の評価の条件を確認することにより確認することができる。また当該設備は、設置許可申請書添付書類及び同添付書類八に規定された仕様を満たすことを確認することを定めたものである。 「 <u>規定期定</u> 」に対する「 <u>線量と事故の発生頻度</u> 」を、事象による線量と事故の発生頻度の兼ね合いで判断するものである。ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する年平均線量を規定期定として、1 mSvを勧告しているが、特殊な状況においては、年平均線量を1 mSvから2 mSvを超える場合がある。これによるとも、最も頻度が高い事故の被ばくに対する規定期定は2 mSvとなる。これは、公衆の被ばくに対する規定期定が2 mSvであるが、これを発生頻度が小さい事故の場合は適用することとし、周辺公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5 mSvを超なければ「 <u>リスク</u> 」は小さいと判断する。 「 <u>規定期定</u> 」に対する「 <u>線量と事故の発生頻度</u> 」を、事象による線量と事故の発生頻度の兼ね合いで判断するものである。ICRPの1990年勧告によれば、公衆の被ばくに対する年平均線量を規定期定として、1 mSvを勧告しているが、特殊な状況においては、年平均線量を1 mSvから2 mSvを超える場合がある。これによるとも、最も頻度が高い事故の被ばくに対する規定期定は2 mSvとなる。これは、公衆の被ばくに対する規定期定が2 mSvであるが、これを発生頻度が小さい事故の場合は適用することとし、周辺公衆の実効線量の評価値が発生事故当たり 5 mSvを超なければ「 <u>リスク</u> 」は小さいと判断する。 (原子炉格納容器熱除去装置)	原子炉格納施設 一次冷却系に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から漏えいする放射性物質が漏えいするることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合の放射性物質の濃度を低減設備	原子炉格納施設 一次冷却系に係る施設の故障又は損壊の際に原子炉格納容器から漏えいする放射性物質が漏えいするることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合の放射性物質の濃度を低減設備	原子炉格納容器スプレイ設備機能検査	常用用ガス処理系機能検査	原子炉格納容器スプレイ系機能検査
原 32	五	五 一次冷却系に係る施設の故障又は損壊の際に生ずる原子炉格納容器内の圧力や温度の上昇により原子炉格納容器内の安全栓に支障が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備(以下「格納容器熱除去設備」といふ。)を次により施設すること。 イ グラフタモルト熱除去設備のポンプは、原子炉格納容器内の圧力と温度並びに冷却材中の異物の影響の想定される最も厳しい条件下においても、正常に機能すること。	(原子炉格納容器熱除去装置) 16 第5号に規定する「 <u>正常に機能すること</u> 」とは、一次冷却系に係る施設の故障又は損壊によっては正常に機能することによって生ずる正常と直近の原子炉格納容器を想定しない場合が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがあることといふ。 17 第5号に規定する「 <u>想定される最も厳しい条件下</u> 」とは、予想される最も小さい有効冷却水頭をいい、格納容器熱除去設備に係る想定装置の性能についていいて、通常用ガス冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る想定装置の性能評価について(「平成20-02-27原燃第1号」)により改訂している。 18 第5号に規定する「 <u>想定される最も厳しい条件下</u> 」は、設置許可申請書添付書類八に規定された仕様を満たすものである。なお、第8条第2項に規定する検査及び監査並びに第32条第五号に規定する定期点検の際は、通常用ガス冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る想定装置の性能評価が記載された仕様と同様に適用された入力仕様と異なる場合には、既述のプラントにおける測定期の割り及び設計計算の裕度を考慮することができ、同様に付書類十に適用された入力仕様を満たすことにより確認することができる。 19 第5号に規定する「 <u>原子炉の運転中に試験ができる</u> 」機器とは、「動的機器のポンプ及び事故時に動作する弁等」をいふ。	(原子炉格納容器熱除去装置) 16 第5号に規定する「 <u>正常に機能すること</u> 」とは、想定する材料喪失事故における格納容器スプレイ設備のポンプの経年が設置許可申請書添付書類十で定めし評価の条件を満たしていることをいふ。また当該設備は、設置許可申請書添付書類八に規定された仕様を満たすものである。なお、第8条第2項に規定する検査及び監査並びに第32条第五号に規定する定期点検の際は、通常用ガス冷却設備又は格納容器熱除去設備に係る想定装置の性能評価が記載された仕様と同様に適用された入力仕様と異なる場合には、既述のプラントにおける測定期の割り及び設計計算の裕度を考慮することができ、同様に付書類十に適用された入力仕様を満たすことにより確認することができる。 19 第5号に規定する「 <u>原子炉の運転中に試験ができる</u> 」機器とは、「動的機器のポンプ及び事故時に動作する弁等」をいふ。	(原子炉格納容器熱除去装置) 16 第5号に規定する「 <u>正常に機能すること</u> 」とは、例ではテスストラインを用いて試験ができるように設備の構造を設けることをいふ。 (認定安全設計審査指針) ・指針6 評議条件に対する設計上の考慮 ・指針28 原子炉格納容器の機器 第1項 ・指針30 原子炉格納容器の隔離機能 ・指針31 原子炉格納容器の遮蔽機能 ・指針32 原子炉格納容器除去系 ・指針33 原子炉格納容器を制御する系統	原子炉格納施設 格納容器熱除去設備の原子炉格納容器内の想定される最も厳しい条件下での機能確保	原子炉格納容器スプレイ系機能検査	原子炉格納容器スプレイ系機能検査	原子炉格納容器スプレイ系機能検査
原 32	五	□ 格納容器熱除去設備は、その能力を確認するために、原子炉の運転中に試験ができること。							
原 32	五	□ 原子炉の運転中に試験ができるために、原子炉格納容器の安全栓に支障が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備(以下「格納容器熱除去設備」といふ。)を次により施設すること。							
原 33	1	第33条 原子力発電所に接続する電線路のうち少なくとも2回線は、当該原子力発電所において受電可能なものであつて、使用電圧が6万ボルトを超える特別高圧のものであり、かつ、それにより当該原子力発電所を電力系統に連絡するところに施設しなければならない。	第33条(保安電源設備) 1 第2項に規定する「 <u>保安を確保するために必要な装置</u> 」とは、以下の装置をいふ。 ・第2条第8号に規定される装置 ・燃費ブーム補給系 ・燃費ブーム供給系 ・第20条第1項に規定する事故時監視計器 ・第20条第1項に規定する原子炉停止装置 ・PWRの加圧送風が「 <u>弁(半自動開閉装置)</u> 」及び同元件 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系 2 第3項に規定する「 <u>特に必要な設備</u> 」とは、非常に用心冷却系の計測制御用電源設備等いふ。 「 <u>同等以上の機能を有する装置</u> 」とは、直流電源装置をいい、第33条第4項に規定する装置をねらうとする。	第33条(保安電源設備) 1 第33条は、要求事項との整合性を考慮して、旧令のタイトル「原子力発電所に接続する電線路」から「 <u>保安電源設備</u> 」に変更している。2.2項の「 <u>同等以上の機能を有する装置</u> 」としては、ガスターピング装置である。 3 燃料供給装置に供給される容量は、燃料供給装置にしても取り扱っているもののは、米国Nuclear Regulatory Guide 1.137(Rule 1)に非常用ディーゼル発電機の燃料系を参考にしたものである。同ガイドでは、非常に用心冷却系の燃料系について、規制要件(GDC-17(電源系))を満足するための条件として、燃料貯蔵容量、ポンプ性能、防火対策等の要求事項を規定している。(米国Regulator's Guideの技術的見地の技術基準への反映) 4 第4項に規定する「 <u>原子炉の運転中に試験ができる</u> 」機器とは、設置許可申請書添付書類十における評価条件及び付書類八に記載された仕様を満たすことを確認することを定めたものである。 5 第4項に規定する「 <u>原子炉の運転中に試験ができる</u> 」機器とは、非常用電源設備及びその附属設備に、非常用電源設備の機能を達成するための装置をいふ。	保安電源設備 原子力発電所に接続する電線路	その他	－	設計段階において確認された事項 であって、供用期間中に確認する必要がない事項	
原 33	2	2 原子力発電所には、前項の電線路及び当該原子力発電所において常に使用されている電機機械からの電気の供給が停止した場合において、保安を確保するため必要な機械の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電装置はこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置を施設しなければならない。							
原 33	3	3 原子力発電所の安全を確保するため特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する装置を施設しなければならない。							
原 33	4	4 非常用電源設備及びその附属設備は、多種性又は多様性、及び独立性を有し、そのシステム構成の異なる機器の同一故障が発生した場合であつても、運転時の異常な過渡変化又は一次冷却材喪失等の事故時ににおいて工学的安全監視等の設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならぬ。							
原 33	5	5 原子力発電所には、短時間の全交流電力喪失時においても原子炉を安全に停止し、停止後冷却するための設備を作動することができるよう必要な容量を有する蓄電池等の施設なければならない。							

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(省令62号)の要求についての整理表

省令条項番号			技術基準条文	技術基準解説	解説	要求概要	分類	系統機能要求の確認方法	備考
条	の	項							
火 12			(蒸気タービンの附属設備の材料)～火力技術基準第12条～ 蒸気タービンの附属設備(ポンプ、圧縮機及び液体ガス設備を除く)に関する容器及び部品の取扱いに使用する材料、装置等は、常にその構造上に見込まれた力学的及び物理的影响に対し、安全化された成分及び機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	蒸気タービンの附属設備の材料	その他	一	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火 13	1		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第1項～ 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第3項 構造健全性	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 13	2		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第2項～ 2. 蒸気タービンは、主翼の静止又は軸に生じる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンは、主翼の静止又は軸に生じる最大の振動に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第3項 構造健全性	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 13	3		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第3項～ 3. 蒸気タービンの軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービンの軸受は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならない。	34条第3項 構造健全性(系統機能)	蒸気タービン性能検査(その1) 蒸気タービン性能検査(その2)	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 13	4		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第4項～ 4. 蒸気タービン及びその附属設備(液体ガス設備を除く。第16条において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合には、耐圧部分に生ずる応力は該当部分を使用する材料の許容応力を超えてはならない。 ただし、危険速度における振動が当該蒸気タービンの運転に支障を及ぼすことのないよう十分な対策を講じた場合は、この限りではない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及び発電機その他の回転体を同一の軸に結合したもの(蒸気タービン及び液体ガス設備の軸受を除く)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合には、耐圧部分に生ずる応力は該当部分を使用する材料の許容応力を超えてはならない。	その他	一	設計段階において確認された事項であって、供用期間中に確認する必要がない事項
火 13	5		(蒸気タービン等の構造)～火力技術基準第13条第5項～ 5. 蒸気タービン及びその附属設備(液体ガス設備を除く。第16条において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合には、耐圧部分に生ずる応力は該当部分を使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	蒸気タービン等の構造 蒸気タービン及びその附属設備(液体ガス設備を除く。第16条において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合には、耐圧部分に生ずる応力は該当部分を使用する材料の許容応力を超えてはならない。	34条第3項 構造健全性(系統機能)	蒸気タービン性能検査(その2)	原子炉の蒸気発生以降に実施する試験項目は蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 14			(調速装置)～火力技術基準第14条～ 調速装置と結合する燃料供給装置の蒸気タービンには、その回転速度及び出力が一定量を超過する場合に自動的に調速装置を遮断する装置(以下「過渡装置」という。)を設けなければならない。この場合には、過渡装置は、定格負荷、定格負荷を超えて蒸気タービンの運転を行う場合にあっては、その最大の圧縮力を遮断した場合に遡る回転速度に対して非常調速装置が作動する回転速度未満に対する能力を有するものでなければならない。	なし	なし	調速装置 蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に調整する調速装置の設置	34条第3項 機器機能	蒸気タービン性能検査(その1)	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 15	1		(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第1項～ 40万瓩ロット以上の蒸気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を検知する装置(①)を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 四十万瓩ロット以上の蒸気タービンには、運転中に支障を及ぼすおそれのある振動を検知する装置(①)を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 15	2		(警報及び非常停止装置)～火力技術基準第15条第2項～ 2. 蒸気タービンは、運転中に生じた過回転その他の異常による危険の発生を防止するため、その異常が発生した場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断やかに遮断する非常調速装置との他の非常停止装置(①)を設けなければならない。	なし	なし	警報及び非常停止装置 通常が発生した場合に蒸気タービンに流入する蒸気を自動的に遮断する非常停止装置との他の非常停止装置の設置	34条第3項 機器機能(系統機能)	蒸気タービン性能検査(その2)	原子炉の蒸気発生以降に実施する試験項目は蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 16			(過圧防止装置)～火力技術基準第16条～ 蒸気タービン及びその附属設備(あって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置(①)を設けなければならない)。	なし	なし	過圧防止装置 蒸気タービン及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置(①)を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 17			(計測装置)～火力技術基準第17条～ 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置(①)を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 蒸気タービンには、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置(①)を設けなければならない。	34条第3項 機器機能	蒸気タービン性能検査(その1)	蒸気発生以降の点検・評価計画書に従い実施
火 25	1		(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第1項～ 内燃機関(①)は、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関は、非常調速装置が作動したときに遡る回転速度に対して構造上十分な機械的強度を有するものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 25	2		(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第2項～ 2. 内燃機関の構造は、運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関の軸受及び運転中の荷重を安定に支持できるものであって、かつ、異常な摩耗、変形及び過熱が生じないものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 25	3		(内燃機関等の構造)～火力技術基準第25条第3項～ 3. 内燃機関及びその附属設備(液体ガス設備を除く。第28条において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合には、耐圧部分に生ずる応力は当該部分を使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	内燃機関等の構造等 内燃機関及びその附属設備の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。	34条第4項 構造健全性	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 26			(調速装置)～火力技術基準第26条～ 調速装置が結合する内燃機関以外の内燃機関には、その回転速度及び出力が負荷の変動の際に持続的に動搖するのを防ぐため、内燃機関に流入する燃料を自動的に調整する調速装置(①)を設けなければならない。この場合には、調速装置は、定格負荷を遮断した場合に遡る回転速度を非常用調速装置が作動する回転速度未満への能力を有するものでなければならない。	なし	なし	調速装置 内燃機間に流入する燃料を自動的に調整する調速装置の設置	34条第4項 機器機能	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 27			(非常停止装置)～火力技術基準第27条～ 内燃機関及びその附属設備(液体ガス設備を除く。第28条において同じ。)の耐圧部分の構造は、最高使用圧力又は最高使用温度において発生する最大の応力に対し安全なものでなければならない。この場合には、耐圧部分に生ずる応力は当該部分を使用する材料の許容応力を超えてはならない。	なし	なし	非常停止装置 異常が発生した場合に内燃機間に流入する燃料を自動的に遮断やかに遮断する非常停止装置との他の非常停止装置の設置	34条第4項 機器機能	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 28			(過圧防止装置)～火力技術基準第28条～ 内燃機関及びその附属設備(あって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置(①)を設けなければならない)。	なし	なし	過圧防止装置 内燃機関及びその附属設備であって過圧が生じるおそれのあるものにあっては、その圧力を逃がすために適当な過圧防止装置(①)を設けなければならない。	34条第4項 機器機能	一	設備点検、定期事業者検査にて確認
火 29			(計測装置)～火力技術基準第29条第1項～ 内燃機関には、設備の損傷を防止するため運転状態を計測する装置(①)を設けなければならない。	なし	なし	計測装置 内燃機関の運転状態を計測する装置の設置	34条第4項 機器機能	一	設備点検、定期事業者検査にて確認

添付資料-3

系統機能試験における試験方法一覧

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					試験実施に係る前提条件	
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認	c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2		
				機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	個別に記録確認を実施する定期事業者検査					
(1) 原子炉本体	原子炉停止余裕試験	制御棒1本を全引抜きし、原子炉が臨界未満であることを確認する。	・停止余裕の確認	○	なし	—	—	※1	○	燃料装荷状態
(2) 原子炉冷却系統設備	主蒸気隔離弁機能試験	「原子炉水位低」の模擬信号を発信し、主蒸気隔離弁が完全に閉まるまでの時間を確認する。	・弁動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)※3 プロセスモニタ機能検査 原子炉保護系インターロック機能検査(その3)	○	—	※1	○	—
	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能試験	「原子炉冷却材喪失」および「外部電源喪失」の模擬信号を発信し、非常用ディーゼル発電機および非常用設備のポンプ等が自動起動することを確認する。	・自動起動における電源確立時間及び負荷ピックアップ時間の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 監視機能健全性確認検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その5) 非常用予備電源装置検査(その1) 非常用予備電源装置検査(その2) 非常用予備電源装置検査(その3)	○	○	※1	○	—
	自動減圧系機能試験	「原子炉水位低」および「ドライウェル圧力高」の模擬信号を発信し、自動減圧機能を有する主蒸気逃がし安全弁が完全に開くことを確認する。	・自動動作確認	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 監視機能健全性確認検査(その1) 原子炉保護系インターロック機能検査(その6) 主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査	○	—	※1	○	—
	ターピンバイパス弁機能試験	ターピンの運転状態を模擬し、ターピンを手動で停止させ、主蒸気止め弁が完全に閉まるごとにターピンバイパス弁が完全に開くことを確認する。	・弁動作確認	○	なし	○	—	※1	○	蒸気ターピン復旧後
	給水ポンプ機能試験	原子炉給水ポンプ(常用機)の2台運転を模擬し、1台を手動で停止させ、原子炉給水ポンプ(予備機)の2台が自動起動することを確認する。	・予備機給水ポンプの自動起動確認	○	なし	○	○	※1	○	給・復水系の水張り後

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: 設備改造等により使用前事業者検査を実施する項目は、当該の使用前事業者検査にて確認する。
- ※4: ターピン設備に関するインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目
- ※5: 原子炉の蒸気発生以降に実施する試験を除く

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					試験実施に係る前提条件		
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認	c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2			
(3) 計測制御系統設備	制御棒駆動系機能試験	制御棒を1本ずつ全引抜き位置から原子炉緊急停止(スクラム)テスティッシュによりスクラムさせ、規定時間内にスクラムすることを確認する。	・スクラム機能の確認 (規定時間内に制御棒が挿入されることの確認)	○	制御棒価値ミニマイザ機能検査	○	—	※1	○	燃料装荷状態 一部試験項目 ※4は主蒸気止め弁、蒸気加減弁復旧後	
	ほう酸水注入系機能試験	当該系統を手動で起動し、運転性能を確認する。			安全保護系設定値確認検査(核計測装置)※3						
	原子炉保護系インターロック機能試験	原子炉緊急停止(スクラム)系論理回路のスクラム要素を模擬し、全スクラムさせてスクラム弁等の作動を確認する。また、原子炉再循環ポンプトリップ論理回路の作動要素を模擬し、原子炉再循環ポンプトリップ遮断器の作動を確認する。	・論理回路の確認 ・弁動作確認 ・遮断器動作確認	○	なし	○	○	※1	○		
					安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)	○	—	※1			
	計測用圧縮空気系機能試験	当該系統の圧力低下を示す模擬信号を発信し、バックアップ弁が自動的に開くことを確認する。また、当該系統の圧縮機が1台運転時に圧力低下を示す模擬信号を発信し、予備機が自動起動することを確認する。	・弁動作確認 ・自動起動の確認	○	なし			○			
	制御棒駆動機構機能試験	制御棒を駆動させ、全挿入位置から全引抜き位置および全引抜き位置から全挿入位置までに要する時間を測定するとともに、位置表示装置が作動することを確認する。	・常駆動の確認	○	制御棒価値ミニマイザ機能検査	○	—	※1	○		
	選択制御棒挿入機能試験	原子炉再循環ポンプのトリップ模擬および選択制御棒手動挿入操作により、選択制御棒挿入論理回路の作動を確認する。また、自動論理回路にて選択制御棒挿入機能が作動することをスクラム弁の作動により確認する。	・論理回路の確認 ・スクラム弁の動作確認		なし						
(4) 燃料設備	原子炉建屋天井クレーン機能試験	天井クレーンの作動の確認。動力源喪失時の荷重保持、インターロックが正常に機能することを確認する。	・外観確認 ・動作確認	○	なし	○	—	※1	○	—	

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: 設備改造等により使用前事業者検査を実施する項目は、当該の使用前事業者検査にて確認する。
- ※4: ターピン設備に関わるインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目
- ※5: 原子炉の蒸気発生以降に実施する試験を除く

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目					試験実施に係る前提条件	
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認	c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認			
				機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	個別に記録確認を実施する定期事業者検査		確認要否			
(5) 放射線管理設備	非常用ガス処理系機能試験	「原子炉換気空調系排気放射能高高」の模擬信号を発信し、当該系統が自動起動することならびに運転性能を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動起動及び運転状態の確認 ・運転状態におけるファン及び逆止ダンパーの動作確認 	○	プロセスマニタ機能検査	○	※1	○	-	
	中央制御室非常用循環系機能試験	「原子炉換気空調系排気放射能高高」等の模擬信号を発信し、当該再循環送風機が自動起動することならびに送風機の運転状態を確認する。			安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)					
(6) 廃棄設備	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験(その1)	液体廃棄物貯蔵設備および処理設備のインターロック機能を作動させる模擬信号を発信し、ポンプ作動や弁の作動を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動起動及び運転状態確認(自動隔離及び外気取入状態確認) ・サンプポンプ自動起動確認 ・弁動作確認 		原子炉保護系インターロック機能検査(その2)					
	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能試験(その2)	液体廃棄物貯蔵設備および処理設備のインターロック機能を作動させる模擬信号を発信し、弁の作動を確認する。			監視機能健全性確認検査(その7)	○	※1	○	-	
	液体廃棄物処理系機能試験	濃縮装置で放射性廃液を蒸発処理した際の、流量、液位等の運転状態を確認する。	・弁動作確認	○	なし					
	固体廃棄物処理系焼却炉機能試験	焼却炉で雑固体廃棄物を焼却した際の、温度、流量等の運転状態を確認する。	・運転状態確認(処理能力及び液体廃棄物処理に係わる主要なパラメータを確認)	○	なし	○	※1	○	-	
	固体廃棄物貯蔵庫管理状況試験	固体廃棄物貯蔵庫の管理区域境界の線量当量率、床表面汚染密度が規定値以下であることを確認する。また、固体廃棄物の保管状況を確認する。	・線量当量率確認 ・表面汚染密度確認 ・保管状況確認	○	なし	-	※1	○	-	
(7) 原子炉格納施設	原子炉格納容器漏えい率試験	窒素ガスにより原子炉格納容器を加圧し、原子炉格納容器の漏えい率を確認する。	・漏えい確認	○	なし	-	※1	○	燃料装荷状態	
	原子炉格納容器隔離弁機能試験	「原子炉水位低」の模擬信号を発信し、原子炉格納容器隔離弁が完全に閉まるごとを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・弁動作確認 	○	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装)	○	※1	○	-	
	可燃性ガス濃度制御系機能試験	当該系統を手動で起動し、ガス温度が所定の温度に到達するまでの時間と運転性能を確認する。			原子炉保護系インターロック機能検査(その2)					
	原子炉格納容器スプレイ系機能試験	弁の作動を確認するとともに、ポンプ運転による運転性能を確認する。	・運転状態確認	○	なし	○	※1	○	-	

注記

- ※1: 設備点検結果に応じて実施
- ※2: 試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3: 設備改造等により使用前事業者検査を実施する項目は、当該の使用前事業者検査にて確認する。
- ※4: ターピン設備に關わるインターロックおよびスクラン弁作動の試験項目
- ※5: 原子炉の蒸気発生以降に実施する試験を除く

系統機能試験における試験方法一覧

対象系統	系統機能試験	定期事業者検査にて実施される方法		重点確認項目						試験実施に係る前提条件	
		試験概要	主な試験内容	a. 試験実施前の前提条件の確認		b. インターロックから実作動までの一連の動作確認		c. 設備点検で異常が確認された設備に対する作動状態等の確認	d. 地震前の試験結果との比較※2		
				機器レベルの設備点検及び関連する定期事業者検査の完了確認	個別に記録確認を実施する定期事業者検査	確認要否	振動診断の実施				
(7) 原子炉格納施設	原子炉建屋気密性能試験	非常用ガス処理系を運転し、原子炉建屋原子炉区域内の負圧が規定値以上であることを確認する。	・気密性の確認	○	なし	—	—	※1	○	—	
	主蒸気隔離弁機能試験	対象系統（2）原子炉冷却系統設備「主蒸気隔離弁機能試験」と同様									
(8) 非常用予備発電装置	非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能試験	対象系統（2）原子炉冷却系統設備「非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系、原子炉補機冷却系機能試験」と同様									
	非常用ディーゼル発電機定格容量確認試験	非常用ディーゼル発電機を定格発電機出力にて運転し、容量の確認をするとともに、運転状態を確認する。	・定格負荷での運転状態確認	○	非常用予備電源装置検査（その1）	○	—	※1	○	—	
	直流電源系機能試験	充電状態における充電器の電圧、蓄電池の電圧および比重などを確認し、直流電源系の運転状態を確認する。	・機能確認	○	なし						
(9) 電気設備	対象なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
(10) 蒸気タービン	蒸気タービン性能試験（その2）※5	模擬信号により、タービン保安装置が作動することを確認する。	・論理回路の確認 ・保安装置の動作確認	○	なし	○	—	※1	○	蒸気タービン復旧後	
(11) 補助ボイラー	補助ボイラー試運転試験（その1）	補助ボイラー（2B）の保安装置を作動させる模擬信号を発信し、警報及び弁等の作動を確認するとともに定格負荷における運転性能を確認する。	・論理回路の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	なし	○	—	※1	○	—	
	補助ボイラー試運転試験（その2）	補助ボイラー（2A）の保安装置を作動させる模擬信号を発信し、警報及び弁等の作動を確認するとともに定格負荷における運転性能を確認する。	・論理回路の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	なし	○	—	※1	○	—	
	補助ボイラー試運転試験（その3）	補助ボイラー（1A）の保安装置を作動させる模擬信号を発信し、警報及び弁等の作動を確認するとともに定格負荷における運転性能を確認する。	・論理回路の確認 ・定格負荷での運転状態確認	○	なし	○	—	※1	○	—	

注記

- ※1：設備点検結果に応じて実施
- ※2：試験結果において、測定値等の数値データがないものについては、点検結果が「良」であることを確認する。
- ※3：設備改造等により使用前事業者検査を実施する項目は、当該の使用前事業者検査にて確認する。
- ※4：タービン設備に関わるインターロックおよびスクラム弁作動の試験項目
- ※5：原子炉の蒸気発生以降に実施する試験を除く